

忠岡町一般廃棄物処理基本計画
— 改定版 —

令和 5 年 3 月

忠 岡 町

目 次

■ 第1章	基本的事項	
第1節	策定の趣旨	1
第2節	位置付け	3
第3節	適用範囲	4
第4節	計画目標年度	4
■ 第2章	策定に当たって整理すべき事項	
第1節	忠岡町の概況	5
■ 第3章	ごみ処理の現況	
第1節	ごみ処理体制	13
第2節	ごみ排出量及びごみ処理の実績	19
第3節	ごみ処理の評価	30
第4節	課題の抽出	36
■ 第4章	ごみ処理基本計画	
第1節	ごみ処理に係る基本目標	37
第2節	上位計画と関連計画等	38
第3節	ごみ排出量及び処理・処分量の予測	42
第4節	ごみ排出量及び処理・処分量の目標	49
第5節	ごみ処理の基本方針と施策展開	62
■ 第5章	生活排水処理の現況	
第1節	生活排水処理体制	78
第2節	生活排水処理人口の実績	80
第3節	し尿・浄化槽汚泥の処理状況	82
第4節	課題の抽出	83
■ 第6章	生活排水処理基本計画	
第1節	生活排水処理基本方針	84
第2節	生活排水処理の目標	85
第3節	し尿及び浄化槽汚泥処理計画	89

■ 第1章 基本的事項

第1節 策定の趣旨

忠岡町（以下、「本町」という。）では、ごみ及び生活排水の適正な処理を推進するために必要な基本的事項を定め、本町の一般廃棄物処理行政の推進及び循環型社会の形成に寄与することを目的とし、平成24年2月に「忠岡町一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、平成29年3月に改定を行った。

その後も、ごみ問題は、私たちの生活に直結する身近な環境問題としての認識が浸透し、従前の3Rに「断る(refuse)」を加えた4Rや循環型社会という言葉も私たちの生活に浸透するようになり、ごみの処理・処分に関する問題解決のために、ごみ処理行政を行う自治体、排出者である住民及び事業者の果たすべきごみ減量化や資源化への役割はますます大きくなっている。

国では、地域循環共生圏の形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げた「第四次循環型社会形成推進基本計画」が平成30年6月19日に閣議決定された。また、第五次環境基本計画は平成30年4月に閣議決定され、国連「持続可能な開発目標」(SDGs)や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱した。

「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、本町においても、地産地消型の循環型システムをめざす必要がある。

大阪府においては、「大阪府循環型社会推進計画」が令和3年3月に見直され、環境と調和した暮らしづくりを推進するとともに、資源の循環的利用と廃棄物の減量化、適正処理の推進に取り組んでいる。

生活排水（し尿及び生活雑排水）については、平成2年度に「生活排水処理計画策定指針」が示され、平成13年度に「生活排水処理施設整備計画策定マニュアル」が策定、また、大阪府において平成15年度に策定された「生活排水処理施設整備計画」に基づき、市町村は生活排水処理施設の効果や経済性などについて検討し、地域の実情に最も適した整備方策を選択し、各整備方策による区域を明確にして効率的かつ計画的な整備を進めてきた。

このような状況を踏まえ、現行計画が中間目標年度を迎えるにあたり、目標値等の指標の達成状況について評価・分析するとともに、事業・施策等の見直しを行うことで、さらなる循環型社会の推進を図るものである。また、我が国も推進している、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標にも整合を図るものとする。

SDGsとは

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことである。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいくものとされている。

忠岡町としても、地球の一員として、この国際的な共通指標をめざして取り組むこととする。また、一般廃棄物処理基本計画においても、直接・間接に、この指標につながる取り組みを展開していくものとする。SDGsの概要を、図1.1.1及び表1.1.1に示す。



図 1.1.1 SDGs のロゴマークとアイコン
出典：国連広報センター

表 1.1.1 国連の制定した SDGs の指標のうち、本計画と関係の深いもの

	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		持続可能な生産消費形態を確保する
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		
	包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：外務省 Web サイト

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html>)

第2節 位置付け

1. 法的位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」及び「忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定により、本町の一般廃棄物処理に関する計画の一つとして定める。

本町が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から、最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定め、上位計画と整合を図って策定している。

法律・国の計画

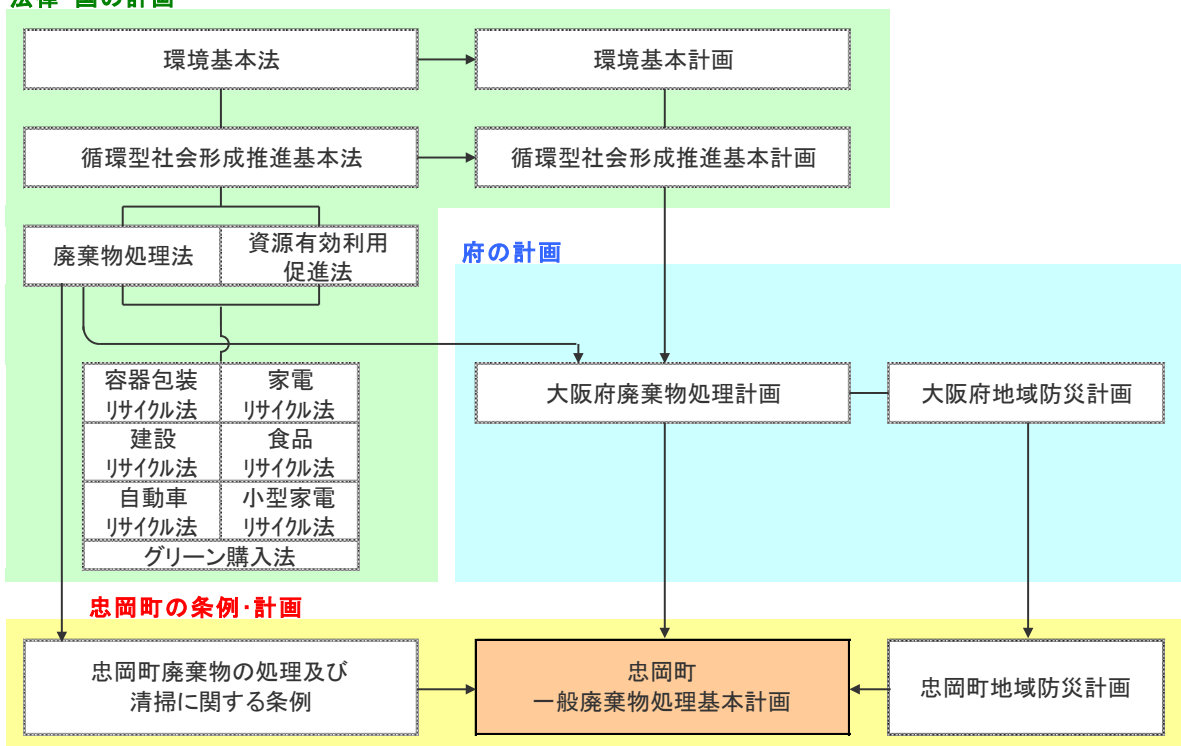


図 1.2.1 本計画の位置付け

2. 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本町行政区域内全域とする。

第3節 適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、本町で発生するすべての一般廃棄物とする。

ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、『家電リサイクル法』等の対象となる廃家電等や特別管理一般廃棄物は本町において処理を行わないため、ごみ排出量を把握する対象から除外する。

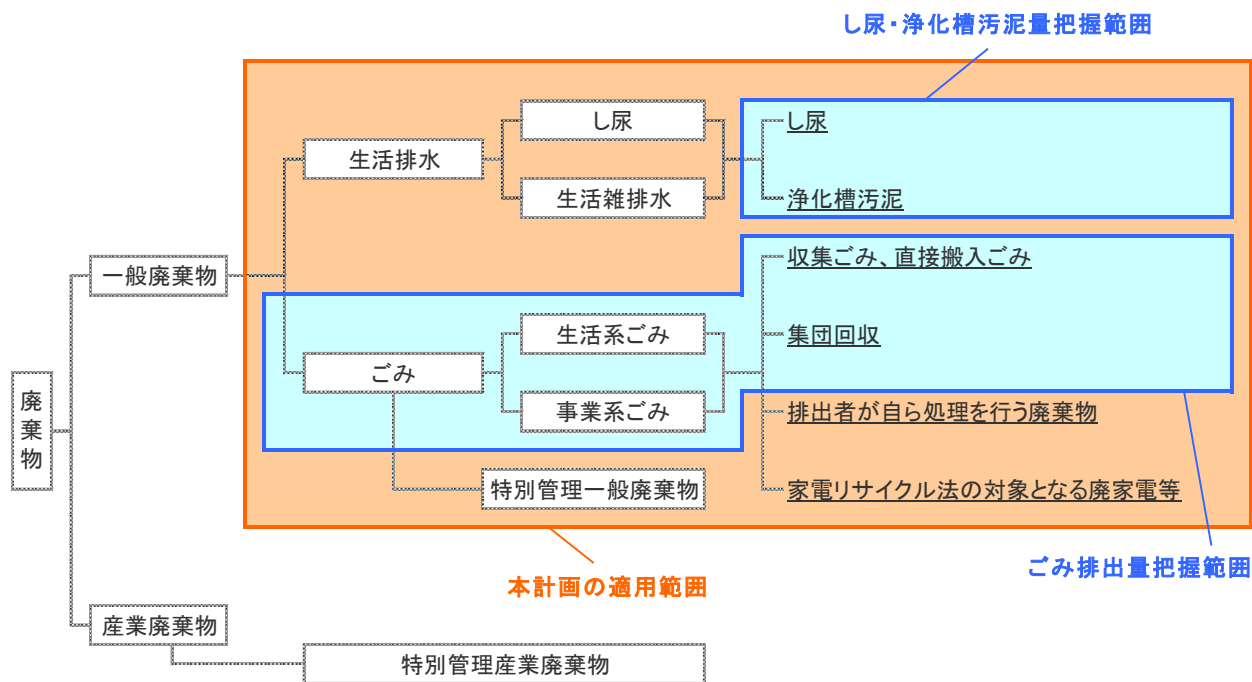


図 1.3.1 本計画の適用範囲

第4節 計画目標年度

本計画の改定は、計画の前提となる諸条件の変動等を考慮し、おおむね5年ごとに行う。

本計画では15年間の長期計画とし、最終目標年度を令和19年度に定め、5年ごと（令和9年度及び令和14年度）に中間目標年度を設定して策定する。

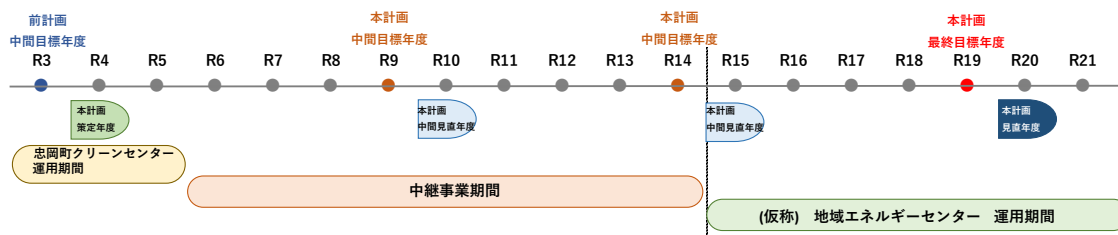


図 1.4.1 本計画の目標年度

■ 第2章 策定に当たって整理すべき事項

第1節 忠岡町の概況

1. 位置

忠岡町は、大阪府の西南部、大阪湾に面する平野部に位置し、北東部は大津川と牛滝川を境に和泉市、泉大津市に、南は岸和田市に接している。

東西に約 5km、南北に約 1km で、町域は全て市街化区域となっていて、臨海部並びに北部は工業地帯、その他は住宅と中小工場が点在している。面積は 3.97km² と全国の町で一番面積が小さい自治体である。

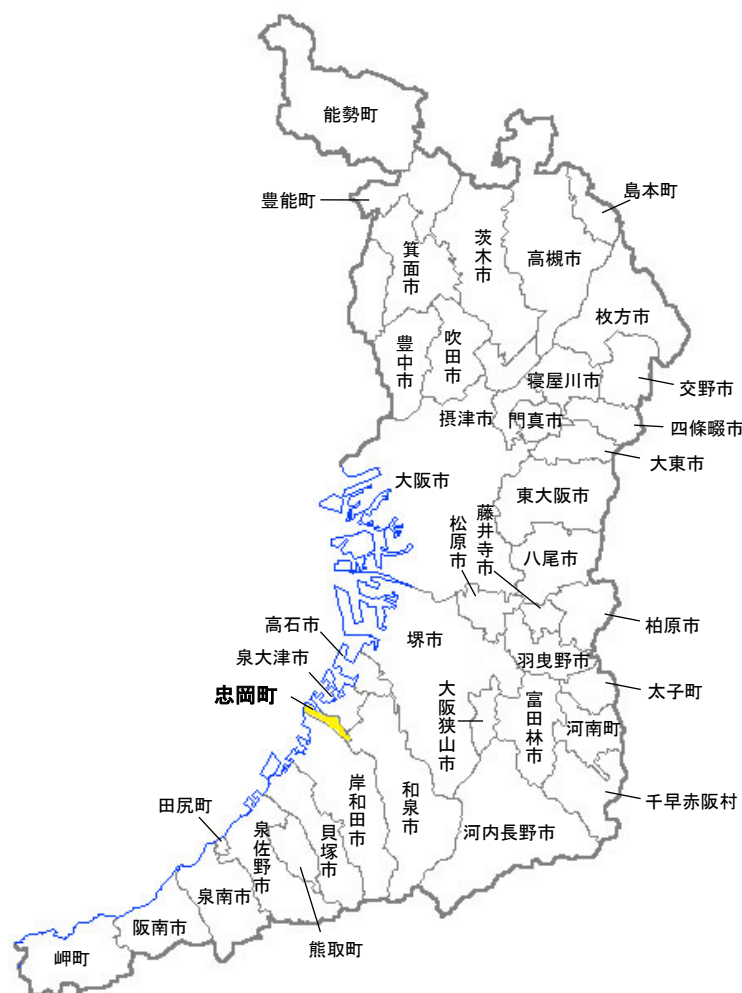


図 2.1.1 忠岡町の位置

2. 気象

過去5年間の年平均気温は16.5～17.3℃であり、年間の降水量は1,176～1,616mmとなっている。

令和3年度の月平均気温は8月が27.8℃で最も高く、1月が6.0℃で最も低い。月別の降水量は32mm～305mmと年間を通じて少なく、温暖な瀬戸内気候を示している。

表 2.1.1 気象状況

年度・月	気温 (℃)			降水量 (mm)
	最高	最低	平均	
平成29年度	36.4	-2.4	16.5	1,210
平成30年度	39.7	-2.8	17.1	1,616
令和元年度	37.4	-2.3	17.2	1,176
令和2年度	37.7	-2.1	17.3	1,394
令和3年度	38.2	-1.3	17.1	1,500
4月	25.5	3.5	15.0	184
5月	28.0	8.4	19.7	168
6月	32.4	16.2	23.5	98
7月	34.5	21.1	27.4	190
8月	38.2	21.2	27.8	305
9月	32.7	18.2	24.6	110
10月	31.7	7.0	19.7	64
11月	23.3	2.2	13.3	83
12月	18.0	0.5	8.2	89
1月	19.1	-1.3	6.0	52
2月	21.4	0.0	8.3	32
3月	22.1	1.9	11.9	128

出典：アメダス堺観測所データ（気象庁HP）

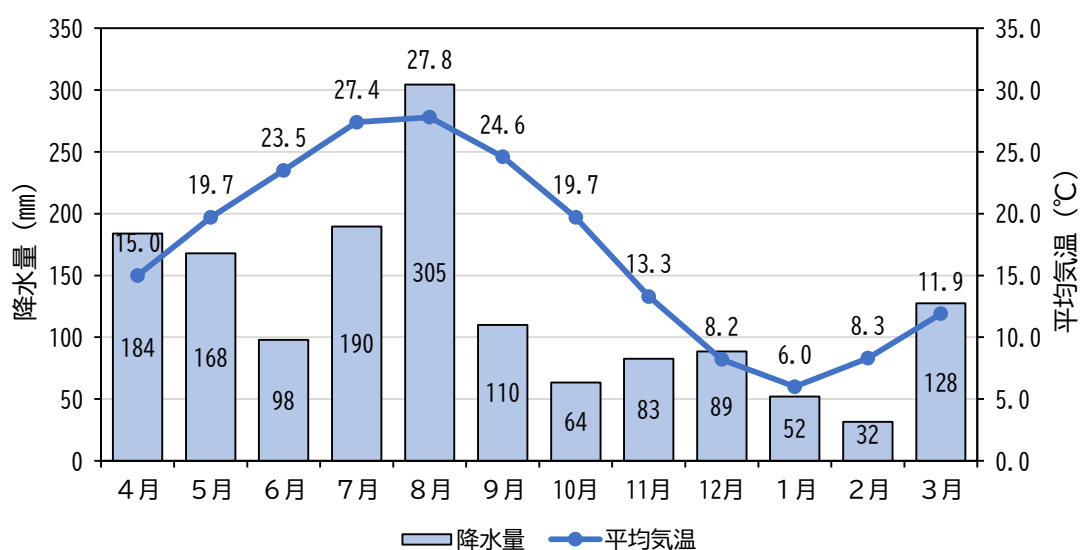


図 2.1.2 平均気温と降水量 (令和3年度)

3. 人口

本町の人口は、過去 10 年間を通して減少傾向が続いている。一方、世帯数は令和 3 年度を除いて増加傾向にある。

令和 3 年度の人口は 16,697 人であり、世帯数は 7,842 世帯であることから、平均世帯人員は 2.13 人となる。

平均世帯人員は平成 24 年度と比べて、0.24 人減少しており、家庭の小規模化や核家族化が進行している。

表 2.1.2 人口及び世帯数の推移

年度	人口 (人)		世帯数 (世帯)	平均世帯人員 (人/世帯)
	人口 (人)	増加人口 (人)		
平成24年	17,988	-	7,584	2.37
平成25年	17,828	-160	7,608	2.34
平成26年	17,660	-168	7,627	2.32
平成27年	17,482	-178	7,634	2.29
平成28年	17,306	-176	7,648	2.26
平成29年	17,226	-80	7,681	2.24
平成30年	17,144	-82	7,717	2.22
令和元年	17,066	-78	7,873	2.17
令和2年	16,895	-171	7,887	2.14
令和3年	16,697	-198	7,842	2.13

※住民基本台帳人口 (日本人) + 外国人登録人口 (3月31日時点)

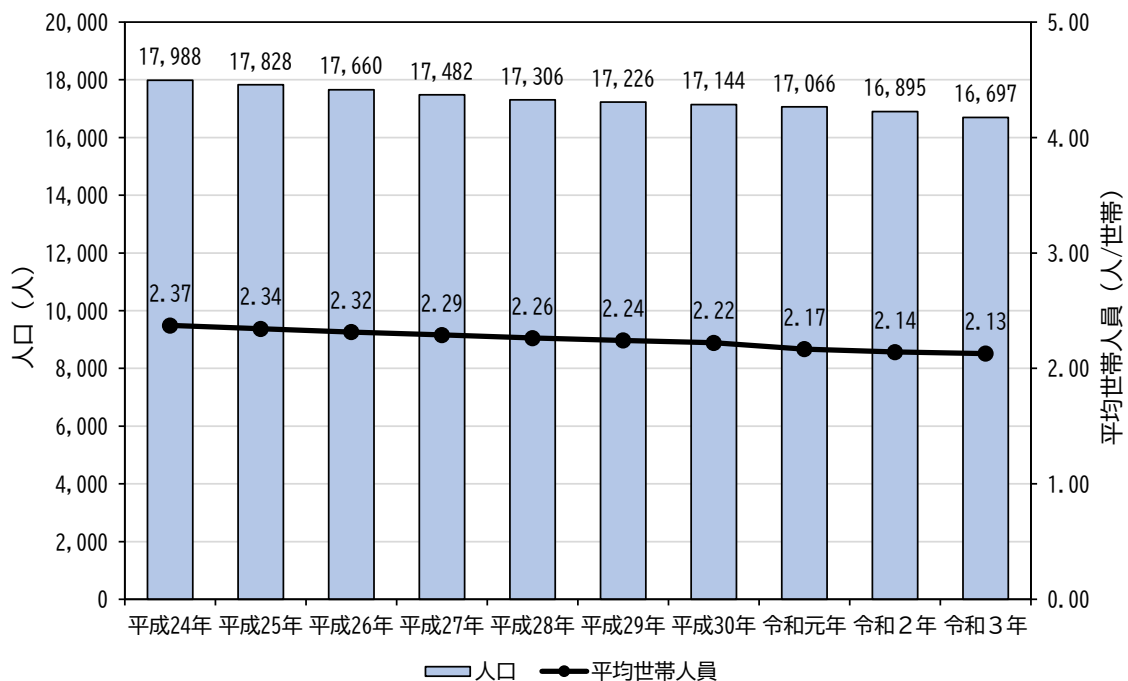


図 2.1.3 人口及び平均世帯人員の推移

4. 産業

(1) 産業構造

産業別就業人口について、第一次産業及び第三次産業においては平成27年に増加がみられるものの、平成22年と令和2年を比較すると減少している。また、第二次産業においては期間を通して減少傾向にある。

令和2年調査では「製造業」が最も多く、次いで「卸売・小売業」となっている。

表 2.1.3 産業別就業人口の推移

産業分類	平成22年	平成27年	令和2年
第一次産業	54	71	43
農業	35	29	24
林業	0	29	1
漁業	19	13	18
第二次産業	2,052	2,010	1,811
鉱業、採石業、砂利採取業	-	1	-
建設業	569	567	540
製造業	1,483	1,442	1,271
第三次産業	5,079	5,160	5,053
電気・ガス・熱供給・水道業	37	38	23
情報通信業	110	119	112
運輸業、郵便業	679	756	842
卸売業、小売業	1,288	1,213	1,190
金融業、保険業	136	129	119
不動産業、物品賃貸業	161	137	168
学術研究、専門・技術サービス業	141	134	167
宿泊業、飲食サービス業	348	331	291
生活関連サービス業、娯楽業	256	249	244
教育、学習支援業	229	204	244
医療、福祉	809	851	931
複合サービス事業	41	40	44
サービス業（他に分類されないもの）	439	491	461
公務（他に分類されるものを除く）	194	199	184
分類不能の産業	211	269	33
合計	7,185	7,241	6,907

出典：国勢調査
※各年10月1日現在

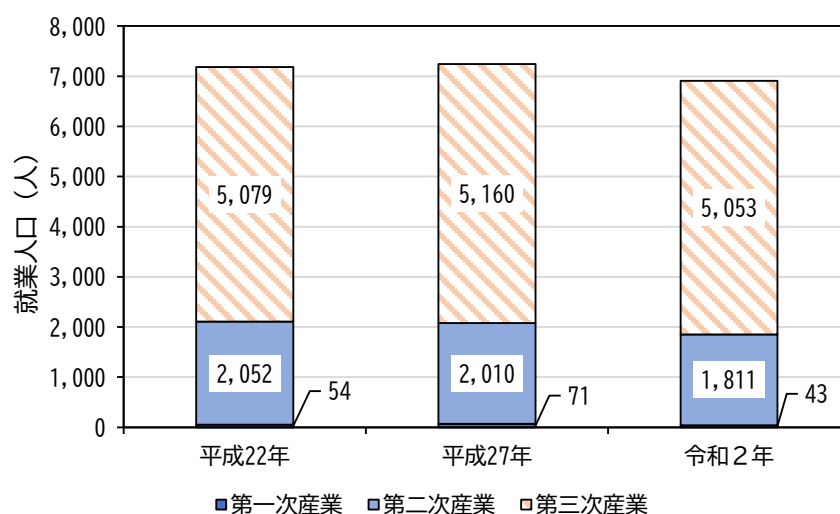


図 2.1.4 産業別就業人口比率の推移

(2) 農業

本町の農業は典型的な都市近郊型形態であり、令和2年調査では自給的農家が約76%を占めている。

表 2.1.4 農家人口及び農家戸数の推移

項目	農家総数						
	戸	自給的農家 戸	販売農家 戸	兼業		第1種 戸	第2種 戸
				専業 戸	兼業 戸		
平成22年	77	60	17	6	11	3	8
平成27年	68	53	15	2	13	3	10

出典：農林業センサス
※各年2月1日現在

項目	農家総数					
	戸	自給的農家 戸	販売農家 戸	販売農家		
				主業 戸	準主業 戸	副業的 戸
令和2年	58	44	14	0	3	11

出典：農林業センサス
※令和2年より、調査項目を変更
※各年2月1日現在

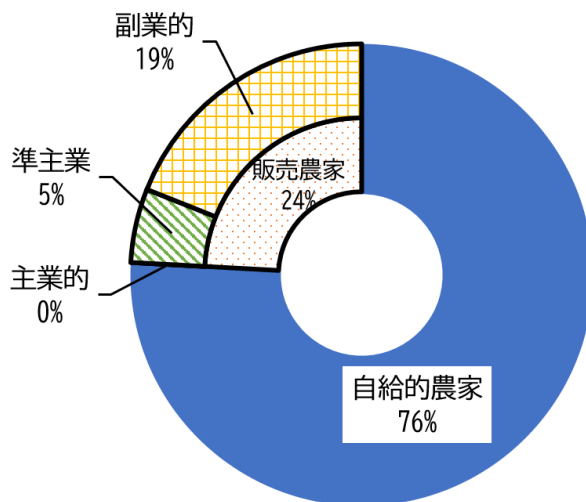


図 2.1.5 農業形態別農家戸数の比率 (令和2年)

(3) 工業

本町の工業について、製造品出荷額は概ね横ばいであるが、事業所数及び従業者数はともに減少傾向であり、令和3年の事業所数は60件、従業者数1,687人、製造品出荷額5,002,993万円となっている。

表 2.1.5 事業所数、従業者数及び製造品出荷額の推移

項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
食料品製造業		-	-	-	-
飲料・たばこ・飼料製造業		1	1	1	1
繊維工業		21	19	17	18
木材木製品製造業		7	8	7	8
家具・装備品製造業		4	3	2	3
パルプ・紙・紙加工品製造業		-	-	-	-
印刷・関連連業		1	-	-	-
化学工業		2	2	2	2
石油製品・石炭製品製造業		1	1	1	1
プラスチック製品製造業		4	3	4	4
ゴム製品製造業		1	1	-	-
なめし革・同製品・毛皮製造業		1	1	1	1
窯業・土石製品製造業		1	1	1	1
鉄鋼業		2	2	2	2
非鉄金属製造業		-	-	-	-
金属製品製造業		6	5	5	5
はん用機械器具製造業		2	2	2	2
生産用機械器具製造業		6	7	6	6
業務用機械器具製造業		1	1	1	1
電子部品・デバイス・電子回路製造業		-	-	-	-
電気機械器具製造業		1	1	1	1
情報通信機械器具製造業		-	-	-	-
輸送用機械器具製造業		3	3	3	2
その他の製造業		2	2	2	2
計	89	67	63	58	60
従業者数(人)	1,954	1,762	1,741	1,651	1,687
出荷額(万円)	5,207,782	4,929,569	4,819,585	5,164,395	5,002,993

出典：大阪府統計年鑑、工業統計調査

※従業者数4人以上の事業所を対象とする

※事業所数及び従業者数は6月1日現在、出荷額は各年次1～12月の値

※平成29年の製造業別事業所数は集計されていない

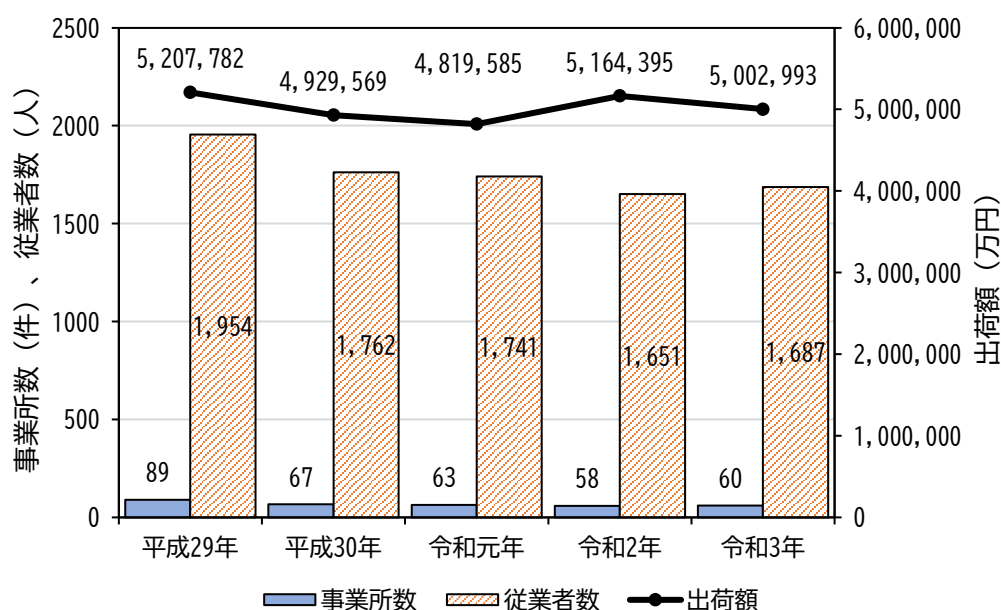


図 2.1.6 事業所数、従業者数及び製造品出荷額の推移

(4) 商業

本町の商業について、卸売業の商店数、小売業の商店数・従業者数・年間販売額は、平成24年から平成26年に減少したが、平成28年には増加に転じている。卸売業の従業者数は、平成24年から平成26年に増加したが、平成28年には減少に転じている。卸売業の年間販売額は平成24年以降減少し続けている。

表 2.1.6 商店数、従業者数及び年間商品販売額の推移

項目	卸売業			小売業		
	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
平成24年	27	214	14,349	110	592	9,372
平成26年	23	225	14,115	88	387	8,885
平成28年	26	221	13,121	91	491	15,054

出典：商業統計（平成19年、平成26年）、経済センサス（平成24年、平成28年）

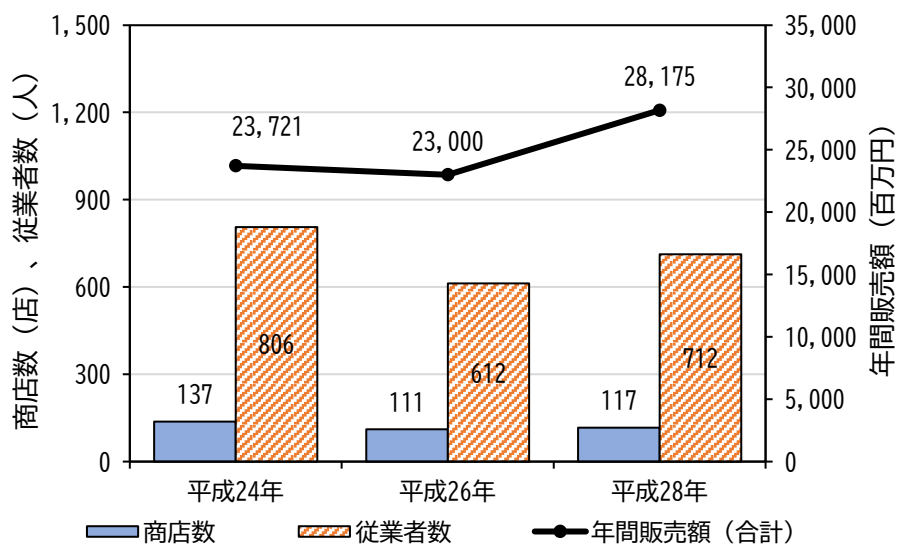


図 2.1.7 商店数、従業者数及び年間販売額の推移

5. 土地利用

本町の地目別面積（私有地）は約 86.8%が宅地であり、雑種地、田、畑の順になっている。

表 2.1.7 地目別土地面積（私有地）

区分	面積 (m ²)
田	100,621
畑	56,712
宅地	1,744,816
雑種地	108,687
合計	2,010,836

出典：大阪府統計年鑑

※地目別私有地

※令和3年1月1日現在

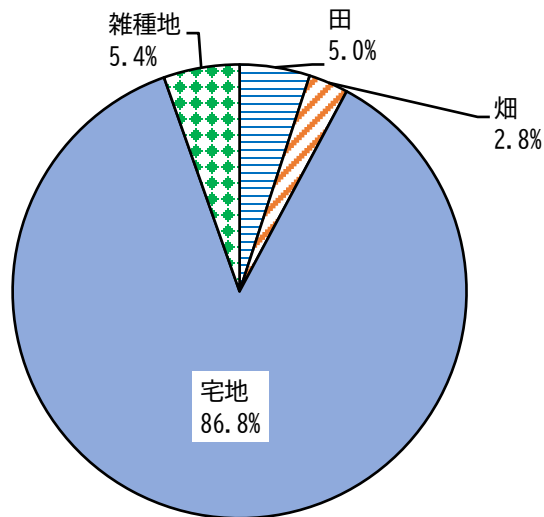


図 2.1.8 地目別土地面積（私有地）構成比

■ 第3章 ごみ処理の現況

第1節 ごみ処理体制

1. ごみ処理体系の概要

(1) 分別区分

一般家庭ごみ（週2回）、資源ごみ（プラスチック製容器包装、空きカン・空きビン：週1回、ペットボトル：月2回）、粗大ごみ（指定日に収集）について収集を行っている。このうち、一般家庭ごみと粗大ごみは有料化を実施しており、一般家庭ごみは指定ごみ袋による排出を実施し、粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼り付けて排出することとしている。

なお、処理困難物として表 3.1.2 に示すごみを指定しており、販売店や専門処理業者に委託するように指導している。

さらに、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の廃家電についても家電リサイクル法に基づいた処理を行うよう指導している他、パソコンについてもメーカー等への引き渡しを指導している。

表 3.1.1 分別区分

分別区分	収集対象物	排出方法	収集回数
一般家庭ごみ	生ごみ、紙くず、おむつ、小さなプラスチック製品・汚れたプラスチック製容器包装、小さなゴム類、木類・草類（枝の太さ10cm、長さ30cmまで）、小さな繊維類	一般家庭ごみ指定袋に入れて出す	週2回
資源ごみ	プラスチック製容器包装（その他プラ）	透明・半透明袋に入れて出す	週1回
	空きカン・空きビン	透明・半透明袋に入れて出す	週1回
	ペットボトル	透明・半透明袋に入れて出す	月2回
粗大ごみ	家具、電気・ガス・石油・厨房器具、寝具・敷物・建具、皮製品・靴、金属製品、刃物、プラスチック類・おもちゃ、楽器・スポーツ用品、衣類、陶磁器・段ボール・傘・木片・一斗缶・自転車など	粗大ごみ処理券を貼り付けて収集日に出す又は直接搬入	指定日に収集

表 3.1.2 処理困難物の指定

処理困難物	処理・引取先
バイク、バッテリー、タイヤ、自動車部品、農機具など 消火器、ガスボンベ、ドラム缶、金庫 ピアノ、オルガン、エレクトーン 廃油、廃酸・廃アルカリ、劇薬、毒物 建築廃材、がれき類、コンクリート類、土砂、流し台など 注射器、注射針	販売店、専門処理業者

(2) ごみ処理フロー

忠岡町では家庭系ごみの5分別を行っており、品目としては一般家庭ごみ、缶・ビン、ペットボトル、その他プラ、粗大ごみに分かれています。また、直接搬入ごみとして事業系ごみ、施設のごみ、その他のごみがある。なお、し渣（従来の「し尿前処理」をいう。）及び汚泥（従来の「し尿脱水ケーキ」をいう。）は、し尿及び浄化槽汚泥の処理そのものを平成28年6月より泉北環境整備施設組合に委託している。

一般家庭ごみ、事業系ごみ（主に生ごみ）、粗大ごみ処理施設で発生した可燃物はクリーンセンターで焼却処理される。焼却に伴い排出された不燃物及び薬剤処理飛灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下、「大阪湾フェニックスセンター」という。）へ搬出している。粗大ごみのうち、不燃物については、クリーンセンターにて保管後、資源物として資源回収業者へ搬出している。また、資源ごみについてもクリーンセンターにて一時保管し、その後、空き缶・空きビンについては資源回収業者へ、ペットボトルについては公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡し、資源化されている。

なお、古紙・古布・紙パックについては集団回収を実施している。

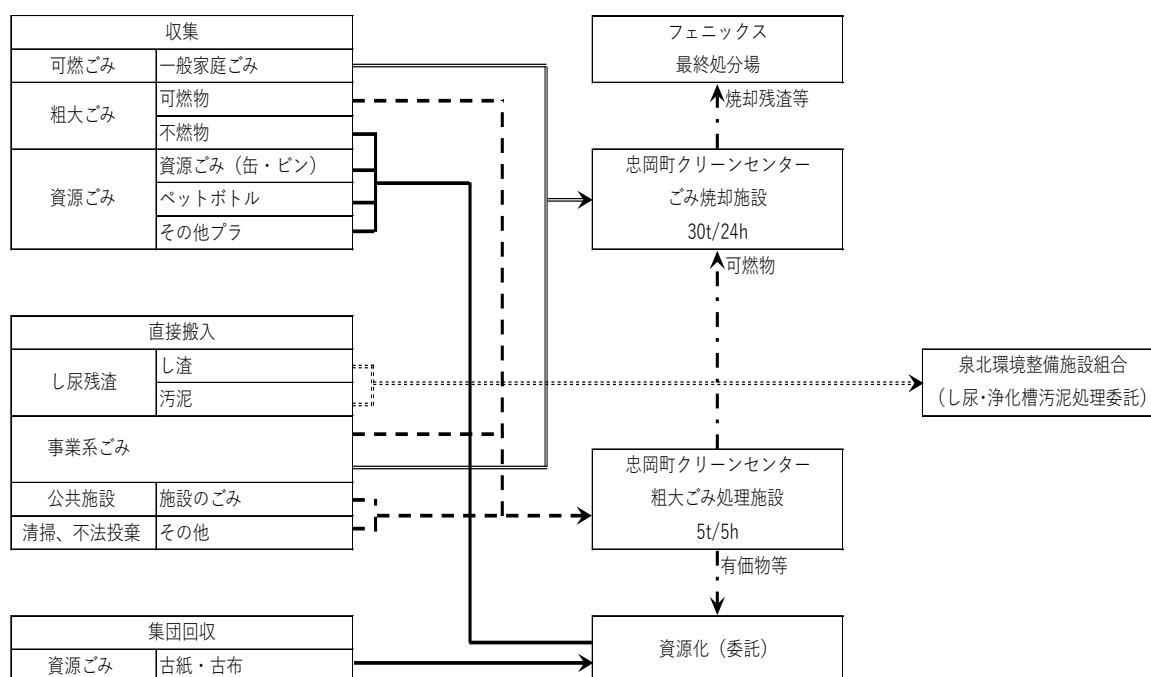


図 3.1.1 本町のごみ処理システム

2. 排出抑制

(1) 廃棄物減量等推進審議会及び専門部会の設置

忠岡町では、一般廃棄物の減量等に関する事項を調査審議するため、平成5年度から「忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、「忠岡町廃棄物減量等推進審議会」を設置している。また、令和2年度より循環型社会づくりを踏まえた一般廃棄物処理について調査・審議を行うため、同審議会に専門部会を設置している。

表 3.1.3 忠岡町廃棄物減量等推進審議会の概要

項目	概要
適用規則	忠岡町廃棄物減量等推進審議会規則(平成5年6月25日)
組織	(1)学識経験のある者 (2)民間諸団体の代表者 (3)前各号に掲げる者の他、町長が必要と認める者 30人以内
任期	2年

(2) 家庭用生ごみ処理機器購入の助成

忠岡町では、ごみ減量化対策の一環として家庭用生ごみ処理機器購入助成金を実施しており、平成27年度より手動式及びコンポストを助成対象として拡充し、助成金を交付している。

表 3.1.4 家庭用生ごみ処理機器購入助成金の概要

項目	概要
助成を受けることのできる世帯	<ul style="list-style-type: none"> 忠岡町内に住所を有し、かつ、現に居住している方 忠岡町内の自宅(敷地含む)に助成対象機器を設置し、これを継続的に使用し、かつ、適切に維持管理できる方 助成対象機器から生成された堆肥等を適切に活用または処理できる方 当該世帯員全員が納付期限の到来している町税を完納している方 当該助成金の交付を受けた日から5年を越えた方 忠岡町が行う使用状況に関するアンケートにご協力いただける方
助成対象機器	<p>■電動式または手動式生ごみ処理機器： 家庭から排出される生ごみを機械的に処理し、消滅、堆肥化し、もしくは減容化する温風乾燥型及びバイオ発酵(微生物分解等)型の電動式または手動式処理機器</p> <p>■コンポスト： 微生物等の活動を利用して、家庭から排出される生ごみを発酵させ、分解することにより堆肥化し、または消滅させることができる処理機器</p> <p>※生ごみ等を単に破碎処理するもの(ディスポーザー)は含みません。</p>
助成金	<p>生ごみ処理機器購入費(消費税を含む)の2分の1以内(百円未満は切り捨て)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電動・手動式生ごみ処理機器:最大2万円まで(1世帯1台限り) コンポスト容器:最大3千円まで(1世帯2基まで)

(3) 使用済小型家電の回収・リサイクル

忠岡町では、平成25年12月より使用済小型家電を町内に設置の専用ボックスにより回収しリサイクルする実証事業を開始した。

表 3.1.5 使用済み小型家電の回収・リサイクルの概要

項目	概要
回収対象品目	<p>回収ボックスの投入口(横30cm×縦20cm)に入る使用済み小型家電(電子機器)</p> <ul style="list-style-type: none"> 携帯電話・デジタルカメラ・ポータブル音楽プレーヤー・小型ゲーム機 ノートパソコン・ドライヤー・リモコン・電子万歩計・電卓・ビデオカメラ ICレコーダー・電話機・USBメモリ・ヘッドホン・付属品類(ACアダプタ・充電器)など
回収場所	<ul style="list-style-type: none"> ■忠岡町役場1階 ■忠岡町文化会館1階

3. ごみ処理主体

収集ごみの収集運搬及びすべてのごみの中間処理、最終処分について委託している。

表 3.1.6 ごみ処理主体

分別区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
一般家庭ごみ	委託	委託	委託
資源ごみ	委託	委託	委託
粗大ごみ	委託	委託	委託

4. 収集・運搬

収集ごみについては戸別収集方式で収集を行っている。

表 3.1.7 収集方式

分別区分	収集方式
一般家庭ごみ	戸別収集方式
資源ごみ	
粗大ごみ	

5. 処理手数料

粗大ごみは平成 19 年 10 月より、一般家庭ごみは平成 20 年 10 月より有料化を開始し、発生抑制・減量化の推進を行っている。

また、直接搬入については重量に応じた手数料を徴収しており、臨時ごみについては本町が許可する収集運搬許可業者に依頼するもので、重量に応じた手数料を徴収している。

表 3.1.8 処理手数料

収集形態	分別区分	手数料	支払方法	
戸別収集	一般家庭ごみ	指定ごみ袋大(45L袋)	450円 /10枚	・ 指定ごみ袋取扱店舗で購入する
		指定ごみ袋中(30L袋)	300円 /10枚	
		指定ごみ袋小(20L袋)	200円 /10枚	
		指定ごみ袋ミニ(10L袋)	100円 /10枚	
	粗大ごみ	3辺(高さ、幅、奥行)の長さの合計が3m以内のもの	500円 /1つ	・ 手数料分の粗大ごみ処理券を取扱店舗で購入する
		45Lの袋にまとめることができる粗大ごみ	500円 /1袋	
3辺(高さ、幅、奥行)の長さの合計が3mを超えるもの		1,000円 /1つ		
直接搬入		50kgまで500円、50kgを超える場合は、10kg増ごとに100円を加算した額	・ 現地で支払う	
戸別収集	臨時ごみ	収集車両 軽トラック	6,000円 /1車	・ 現地で支払う
		収集車両 2トン車	12,000円 /1車	

6. 中間処理

(1) 焼却施設

忠岡町の所有する焼却施設について表 3.1.9、図 3.1.2 に示す。

表 3.1.9 忠岡町クリーンセンターの概要

項目	概要	
施設名称	忠岡町クリーンセンター	
所在地	大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目5番46号	
敷地面積	10,034m ²	
処理能力	30t/24h	
処理方式	全連続燃焼式流動床焼却炉	
工事	建設	着工: 昭和59年8月、竣工: 昭和61年3月
	2号炉DXN恒久対策	着工: 平成11年10月、竣工: 平成12年3月
	1号炉大規模改修	着工: 平成21年6月、竣工: 平成22年3月
処理方式	受入・供給	ピット・アンド・クレーン方式
	燃焼	流動床方式
	燃焼ガス冷却	水噴霧(2段)方式
	排ガス処理	有害ガス除去装置+活性炭噴霧装置+バグフィルター(1号炉)
	通風	平衡通風方式
	砂循環	砂循環方式
	排水処理設備	ごみ汚水: 炉内焼却 生活排水、プラント排水: 凝集沈殿+砂ろ過
運営管理体制	長期包括委託	

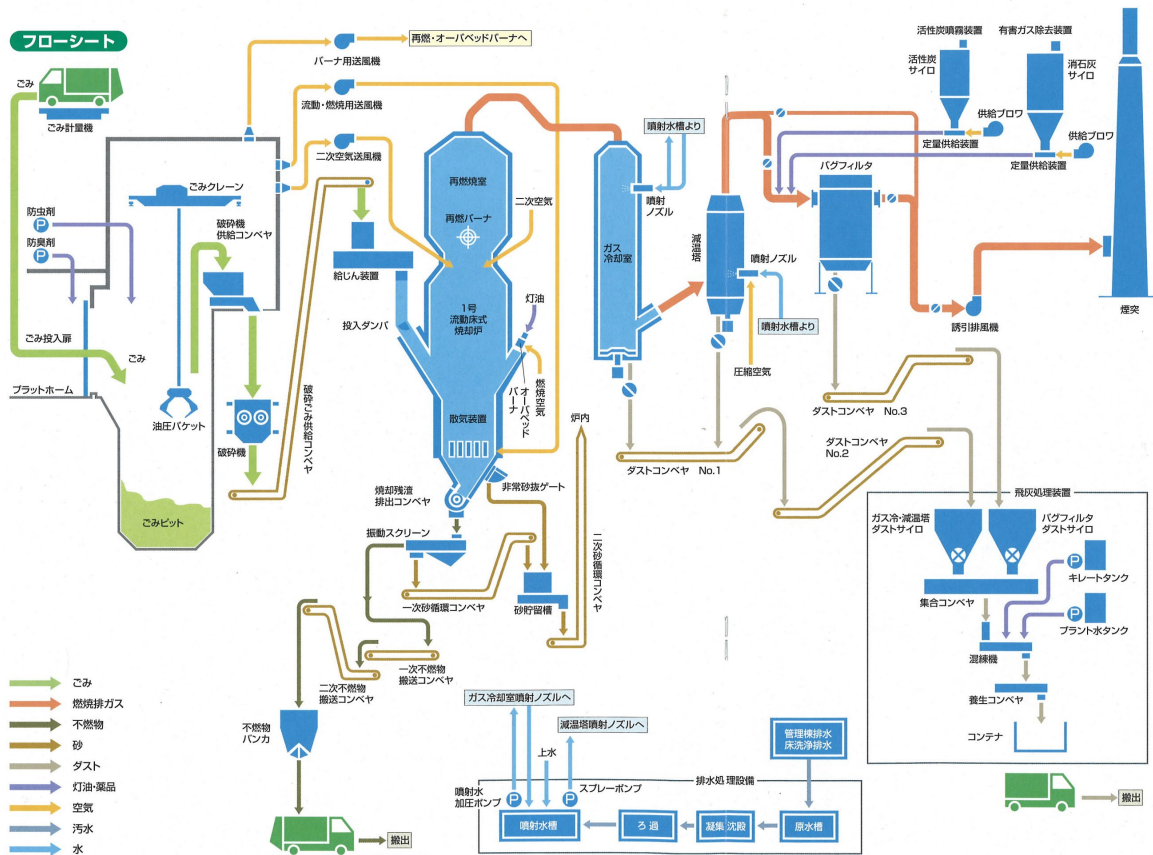


図 3.1.2 焼却施設の設備フロー

(2) 粗大ごみ処理施設

忠岡町の所有する粗大ごみ処理施設について表 3.1.10 に示す。

表 3.1.10 粗大ごみ処理施設の概要

項目	概要
施設名称	粗大ごみ処理施設
所在地	大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目5番46号
稼働開始	昭和63年3月
更新工事	着工:平成27年8月、竣工:平成28年3月
処理能力	5t/5h
処理方式	破碎
破碎機形式	縦型切断機及び横型高速回転破碎機
処理対象	可燃粗大ごみ
運転管理	施設、機械等の管理、破碎業務等:長期包括委託

7. 最終処分

忠岡町は大阪湾圏域広域処理場整備事業(大阪湾フェニックス事業)に参画しており、最終処分対象物を大阪湾フェニックスセンターへ搬出している。

8. 関係条例等一覧

本町の一般廃棄物処理関係条例等について表 3.1.11 に示す。

表 3.1.11 関係条例等一覧

○忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成 5 年 6 月 25 日条例第 19 号)
○忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 (平成 5 年 6 月 25 日規則第 12 号)
○忠岡町一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則 (平成 30 年 12 月 20 日規則第 22 号)
○忠岡町廃棄物減量等推進審議会規則 (平成 5 年 6 月 25 日規則第 13 号)
○忠岡町廃棄物処理施設設置及び管理規則 (昭和 61 年 3 月 25 日規則第 8 号)
○忠岡町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 (平成 11 年 6 月 23 日条例第 14 号)
○忠岡町クリーンセンター整備運営委員会設置条例 (平成 29 年 12 月 15 日条例第 16 号)
○忠岡町環境保全条例 (昭和 51 年 8 月 11 日条例第 20 号)
○忠岡町環境保全審議会条例 (昭和 51 年 12 月 23 日条例第 29 号)
○忠岡町ごみ等のポイ捨て等の防止に関する条例 (平成 11 年 9 月 17 日条例第 21 号)
○忠岡町ごみ等のポイ捨て等の防止に関する条例施行規則 (平成 11 年 9 月 17 日規則第 22 号)
○泉北環境整備施設組合と忠岡町とのし尿及び浄化槽汚泥処理事務の委託に関する規約 (平成 27 年 12 月 11 日議決)

第2節 ごみ排出量及びごみ処理の実績

1. ごみの種類別排出量

(1) ごみ排出量

総排出量は平成29年度以降、減少傾向にあり、令和3年度は5,243t/年となっている。また、収集ごみ量と直接搬入ごみ量の比率は、令和3年度で見ると、約77：23となっており、それぞれ一般家庭ごみ、事業系ごみが最も多くなっている。集団回収量についても減少傾向にある。

表 3.2.1 ごみ排出量の推移

項目			単位	実績				
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人口			人	17,226	17,144	17,066	16,895	16,697
収集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	t/年	3,443.00	3,301.00	3,107.00	3,057.00	2,949.45
		粗大ごみ	t/年	309.00	361.00	366.00	409.00	308.96
	粗大ごみ	不燃ごみ	t/年	2.00	5.00	14.00	1.00	0.06
		(小計)		311.00	366.00	380.00	410.00	309.02
		資源ごみ	t/年	217.00	222.00	194.00	197.00	214.25
	資源ごみ	ペットボトル	t/年	48.00	57.00	54.00	55.00	53.71
		その他プラ	t/年	154.00	165.00	173.00	185.00	190.35
		(小計)	t/年	419.00	444.00	421.00	437.00	458.31
		(計)	t/年	4,173.00	4,111.00	3,908.00	3,904.00	3,716.78
	事業系ごみ	事業系ごみ	t/年	815.00	840.00	874.00	829.00	775.87
公共施設		t/年	104.00	113.00	118.00	121.00	127.29	
清掃、不法投棄		t/年	224.00	200.00	216.00	191.00	194.21	
(計)		t/年	1,143.00	1,153.00	1,208.00	1,141.00	1,097.37	
集団回収	古紙・古布	t/年	573.00	544.00	516.00	466.00	429.30	
(総排出量)			t/年	5,889.00	5,808.00	5,632.00	5,511.00	5,243.45

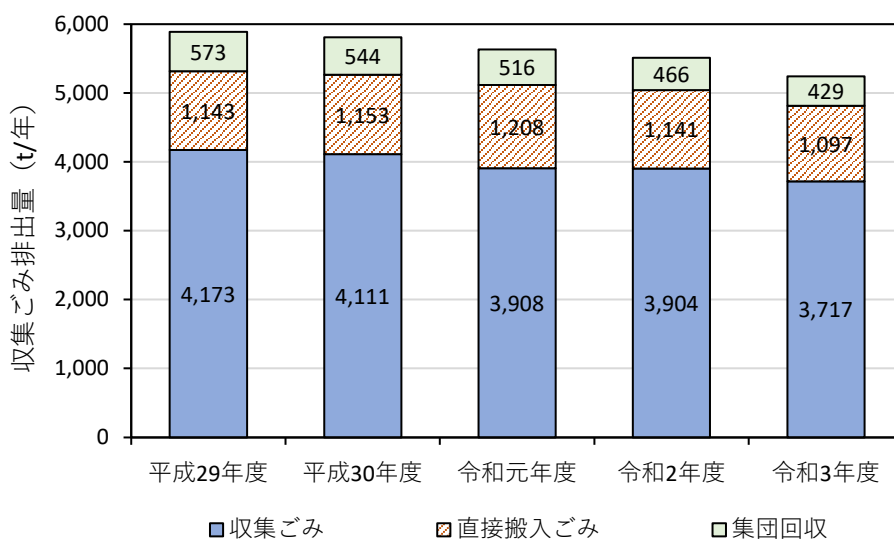


図 3.2.1 ごみ排出量の推移

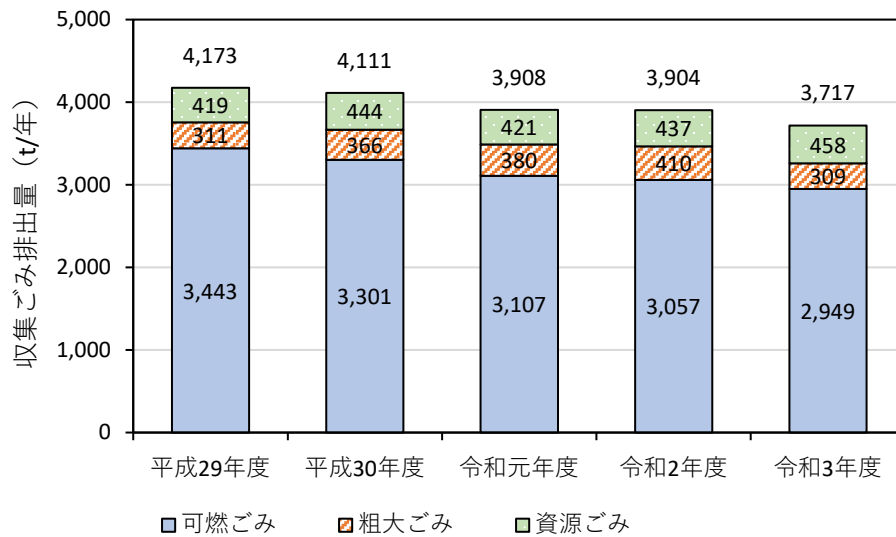


図 3.2.2 収集ごみ排出量の推移

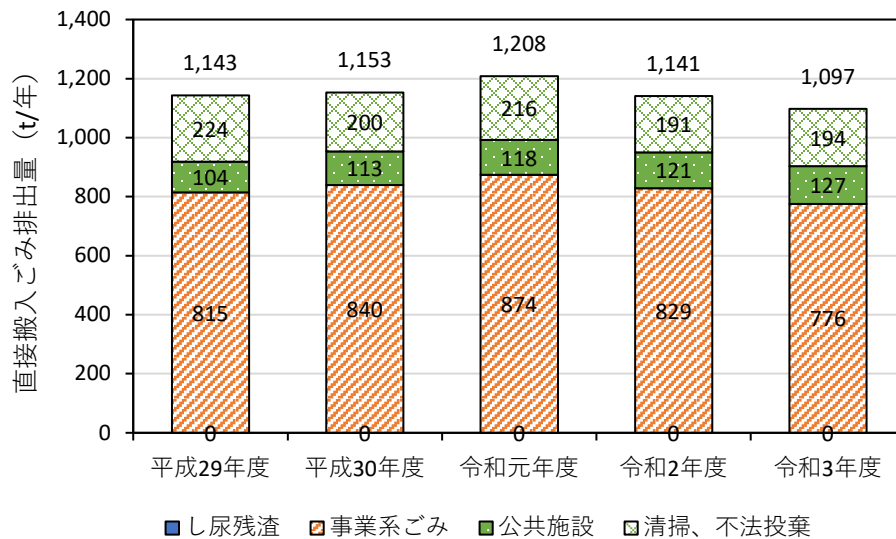


図 3.2.3 直接搬入ごみ排出量の推移

(2) ごみ原単位の推移

ごみ排出量は人口の推移に大きく影響されるため、収集ごみ及び集団回収であれば人口1人1日当たりの平均排出量、直接搬入ごみであれば1日当たりの平均排出量を指標とし、これらを「原単位」と呼ぶ。それぞれの算出方法は、次のとおりである。

■ 収集ごみ原単位 (g/人・日) = 収集ごみ排出量 (t/年) ÷ 人口 ÷ 365 日[※] × 10⁶

■ 直接搬入ごみ原単位 (t/日) = 直接搬入ごみ排出量 (t/年) ÷ 365 日[※]

■ 集団回収原単位 (g/人・日) = 集団回収量 (t/年) ÷ 人口 ÷ 365 日[※] × 10⁶

■ 総排出原単位 (g/人・日) = 総排出量 (t/年) ÷ 人口 ÷ 365 日[※] × 10⁶

※ただし、閏年の場合は366日とした。

収集ごみ及び集団回収については減少傾向にあり、直接搬入ごみは増減を繰り返している。

総排出原単位は令和3年度で860.4g/人・日であり、過去5年間でみると約76.2g/人・日減少している。

表 3.2.2 ごみ原単位の推移

項目			単位	実績					
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
人口			人	17,226	17,144	17,066	16,895	16,697	
収集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	g/人・日	547.6	527.5	497.4	495.7	484.0	
		粗大ごみ	可燃ごみ	g/人・日	49.1	57.7	58.6	66.3	50.7
	資源ごみ		不燃ごみ	g/人・日	0.3	0.8	2.2	0.2	0.0
			資源ごみ(缶・ビン)	g/人・日	34.5	35.5	31.1	31.9	35.2
			ペットボトル	g/人・日	7.6	9.1	8.6	8.9	8.8
			その他プラ	g/人・日	24.5	26.4	27.7	30.0	31.2
(計)			g/人・日	663.7	657.0	625.7	633.1	609.9	
集団回収	事業系ごみ	事業系ごみ	t/日	2.23	2.30	2.39	2.27	2.13	
			g/人・日	129.6	134.2	139.9	134.4	127.3	
	公共施設	施設のごみ	t/日	0.28	0.31	0.32	0.33	0.35	
			g/人・日	16.5	18.1	18.9	19.6	20.9	
	清掃、不法投棄	その他	t/日	0.61	0.55	0.59	0.52	0.53	
			g/人・日	35.6	32.0	34.6	31.0	31.9	
(計)			t/日	3.13	3.16	3.30	3.13	3.01	
			g/人・日	181.8	184.3	193.4	185.0	180.1	
集団回収		古紙・古布	g/人・日	91.1	86.9	82.6	75.6	70.4	
(総排出量)			g/人・日	936.6	928.2	901.7	893.7	860.4	

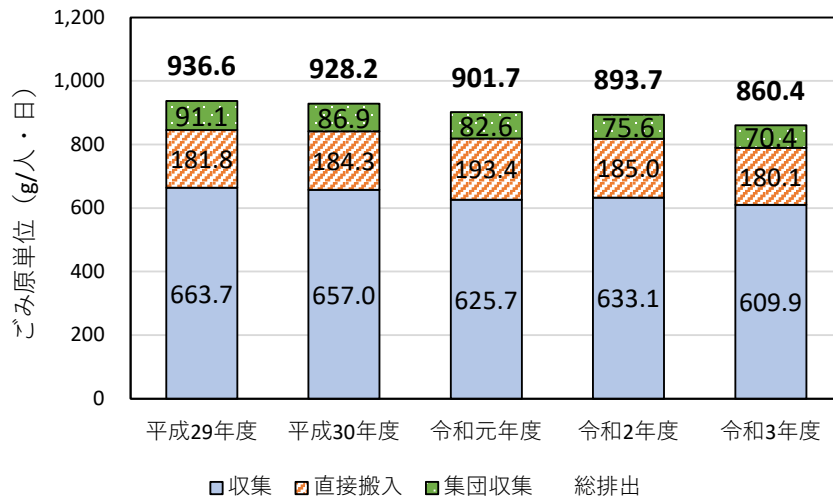


図 3. 2. 4 総排出原単位の推移

ここで、排出量原単位について、本町、大阪府の平均及び全国の平均の経年変化の比較と大阪府内での比較を示す。

本町の令和 2 年度における排出量原単位は、大阪府及び全国の平均値を下回っているものの、その差はほぼなくなっている。

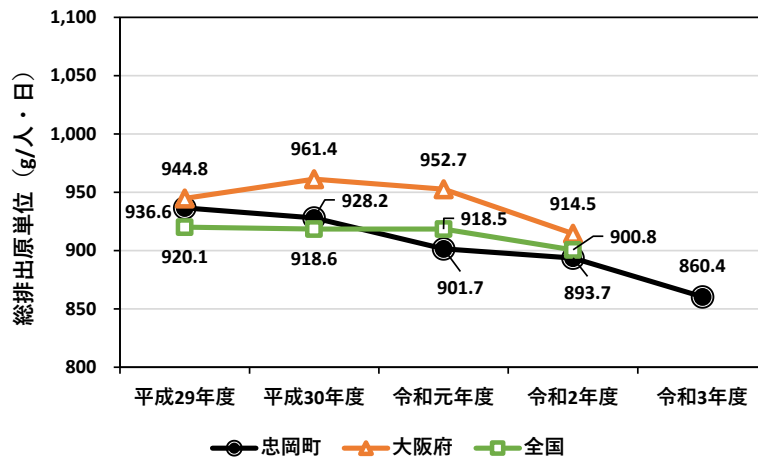


図 3. 2. 5 総排出原単位の経年変化の比較

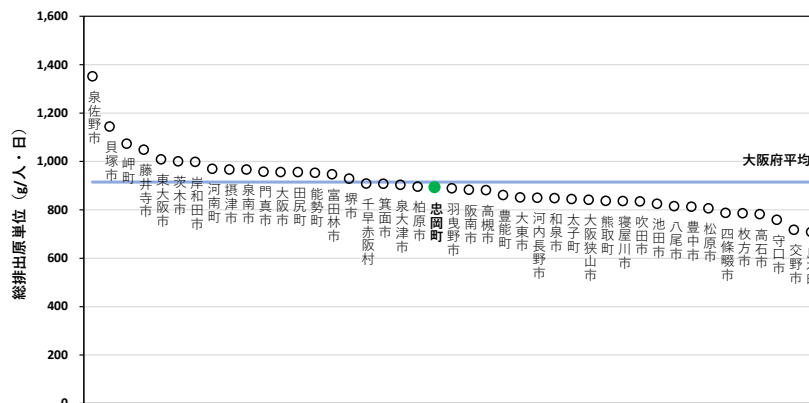


図 3. 2. 6 総排出原単位の大阪府内での比較 (令和 2 年度)

2. 中間処理量

(1) 焼却処理量と減容化量

ごみ総排出量の減少に伴い、焼却処理量も減少している。過去5年間で見ると減容化率は72.6～77.7%となっている。

表 3.2.3 ごみ総排出量

項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ総排出量	t/年	5,889	5,808	5,632	5,511	5,243

表 3.2.4 焼却処理量と減容化量の推移

項目		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
直接 焼却	一般家庭ごみ	t/年	3,443	3,301	3,107	3,057	2,949
	事業系ごみ	t/年	352	357	385	362	352
	(計)	t/年	3,795	3,658	3,492	3,419	3,302
処理後 焼却	粗大ごみ(可燃物)	t/年	309	361	366	409	309
	事業系ごみ	t/年	451	471	479	460	416
	施設のごみ	t/年	104	113	118	121	127
	ペットボトルの可燃物	t/年	17	21	23	27	24
	その他の可燃物	t/年	222	199	211	183	406
	(計)	t/年	1,103	1,165	1,197	1,200	1,282
(クリーンセンター焼却量)		t/年	4,898	4,823	4,689	4,619	4,584
焼却 残渣	焼却灰	t/年	433	388	399	346	318
	不燃物	t/年	181	210	200	208	193
	(計)	t/年	614	598	599	554	511
減容化量		t/年	4,284	4,225	4,090	4,065	4,073
減容化率		%	72.7	72.7	72.6	73.8	77.7

※減容化量=クリーンセンター焼却量-焼却残渣

※減容化率=減容化量÷ごみ総排出量

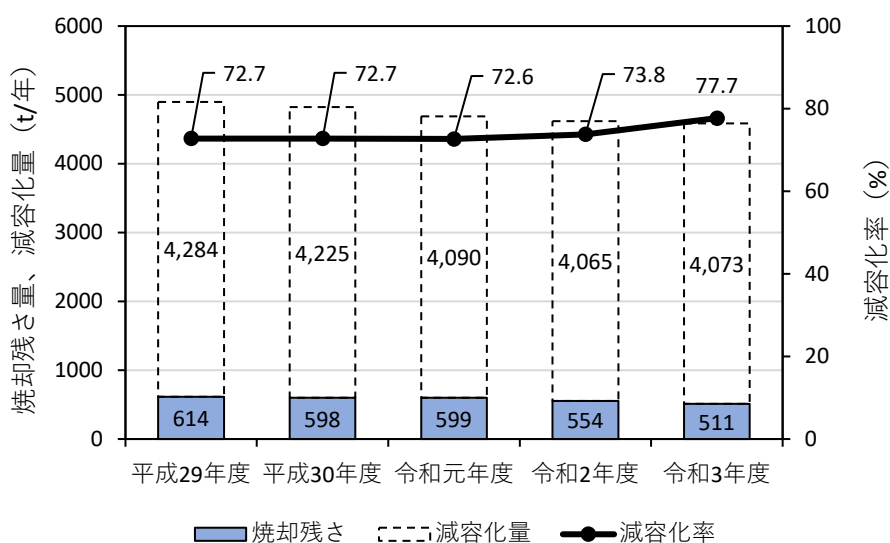


図 3.2.7 焼却処理量と減容化量の推移

(2) 資源化量・資源化率

資源化量・資源化率ともに平成 29 年度から平成 30 年度にかけて増加したが、令和元年度以降は減少傾向に転じている。

表 3.2.5 資源化量の推移

項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資源ごみ (缶・ビン)	スチール缶	36	32	28	26	31
	アルミ缶	7	6	6	8	14
	ビン (カレット、青)	14	10	0	0	6
	ビン (カレット、白)	47	34	22	24	43
	ビン (カレット、茶)	48	32	25	24	40
	選別後ガラス	74	101	92	91	68
	ガラス・瓶屑	36	42	71	74	46
ペットボトル	ペットボトル	26	28	24	20	14
廃プラ	廃プラ	159	165	172	180	185
粗大ごみ	粗大鉄屑	74	91	102	108	84
	新聞	1	1	1	1	1
	雑誌	3	6	5	4	2
	段ボール	8	9	10	13	13
繊維ごみ	繊維ごみ	546	569	526	475	360
集団回収	古紙・古布	573	544	516	466	429
資源化量		1,652	1,670	1,600	1,514	1,337
資源化率		28	29	28	27	25

※資源化率=資源化量÷ごみ総排出量

※資源化量及び資源化率については、町独自の指標として算出した数値であり、資源化率=資源化量÷総排出量の式により算出している。

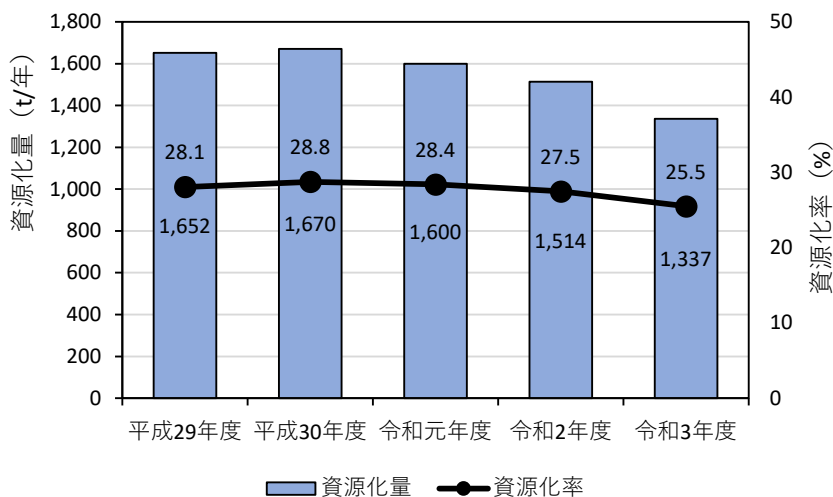


図 3.2.8 資源化量及び資源化率の推移

環境省「一般廃棄物処理実態調査」をベースとして算出したリサイクル率について、本町、大阪府の平均及び全国の平均の経年変化の比較と大阪府内での比較を示す。

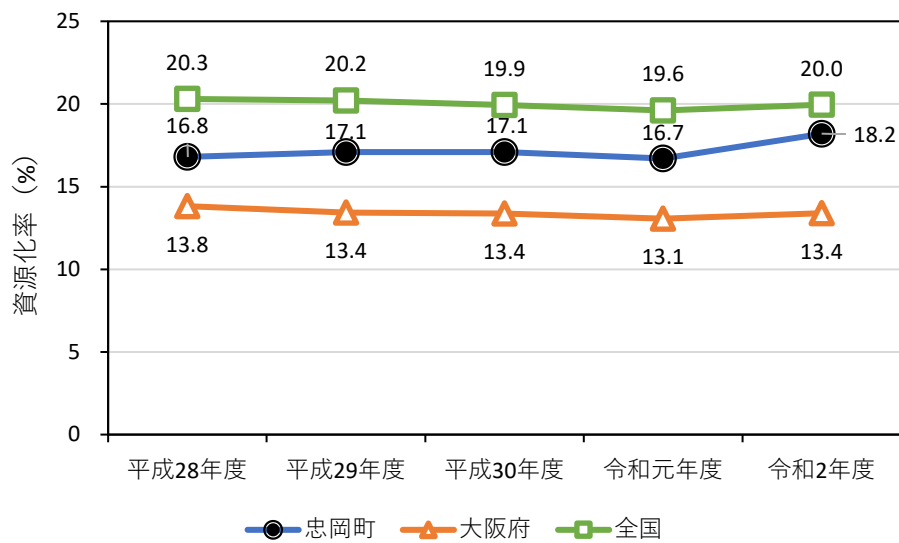


図 3.2.9 リサイクル率の経年変化の比較

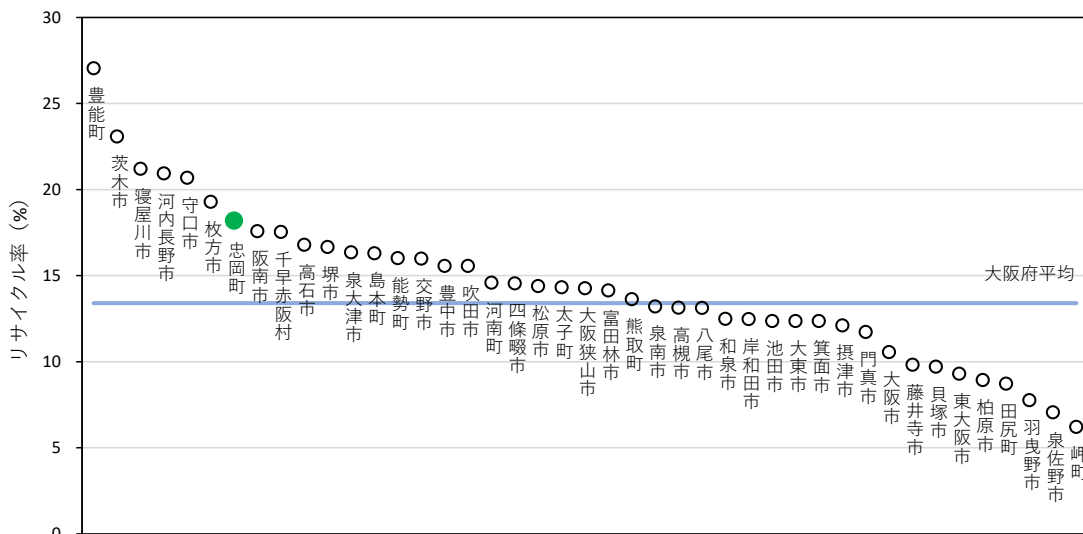


図 3.2.10 資源化率の大阪府内での比較 (令和2年度)

※資源化率=資源化量÷ごみ総排出量

※計算式:(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100

3. 最終処分量

ごみ総排出量の減少に伴い、最終処分量も減少している。過去5年間で見ると、最終処分率は9.7～10.6%となっている。

表 3.2.6 最終処分量の推移

項目		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
焼却	焼却灰	t/年	433	388	399	346	318
	残渣	t/年	181	210	200	208	193
最終処分量		t/年	614	598	599	554	511
最終処分率		%	10.4	10.3	10.6	10.1	9.7

※最終処分量=焼却灰+不燃物

※最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量

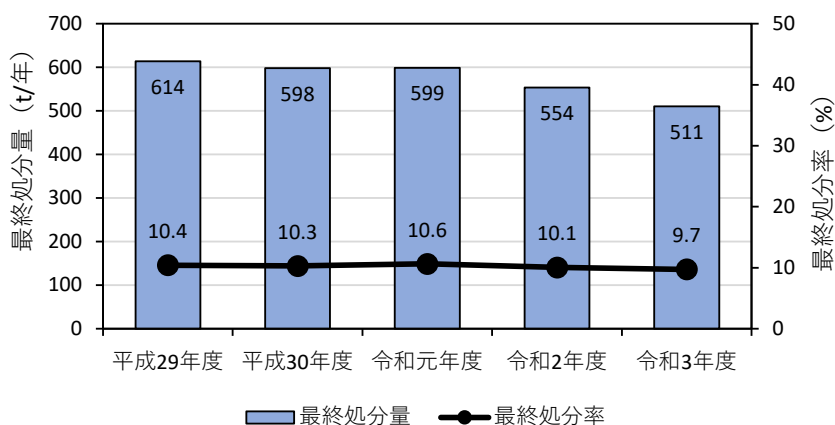


図 3.2.11 最終処分量及び最終処分率の推移

4. ごみの性状

焼却施設に搬入された可燃ごみの性状は年 4 回分析しており、ごみの種類別組成、単位体積重量、低位発熱量、三成分の項目ごとに表 3.2.7 に分析結果を示す。

表 3.2.7 可燃ごみの組成分析

区分		単位	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
種類別組成	紙類	%	43.4	41.4	32.4	28.3	45.5
	布類	%	4.9	3.3	4.0	2.9	8.0
	ビニル・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	21.7	21.4	24.5	26.3	21.2
	木・竹・わら類	%	13.8	19.0	13.7	16.1	11.8
	厨芥類	%	12.2	8.2	14.2	13.9	9.6
	不燃物	%	2.3	2.5	2.7	4.8	1.0
	その他	%	1.7	4.1	8.4	7.7	2.9
単位体積重量		kg/m ³	145	151	162	153	0.1
低位発熱量		kJ/kg	7,410	8,090	7,075	6,843	7,690
三成分	水分	%	49.4	45.2	48.5	48.2	47.3
	灰分	%	4.6	5.8	7.5	9.1	5.5
	可燃分	%	45.9	49.0	44.0	42.8	47.1

ごみの種類別組成は、過去 5 年間を通して「紙類」が最も多く、全体の 30～45%程度を占めており、次いで「ビニル・合成樹脂・ゴム・皮革類」、「木・竹・わら類」の順となっている。「不燃物」や「その他」は、全体の 4～10%程度であり、可燃物が多い。

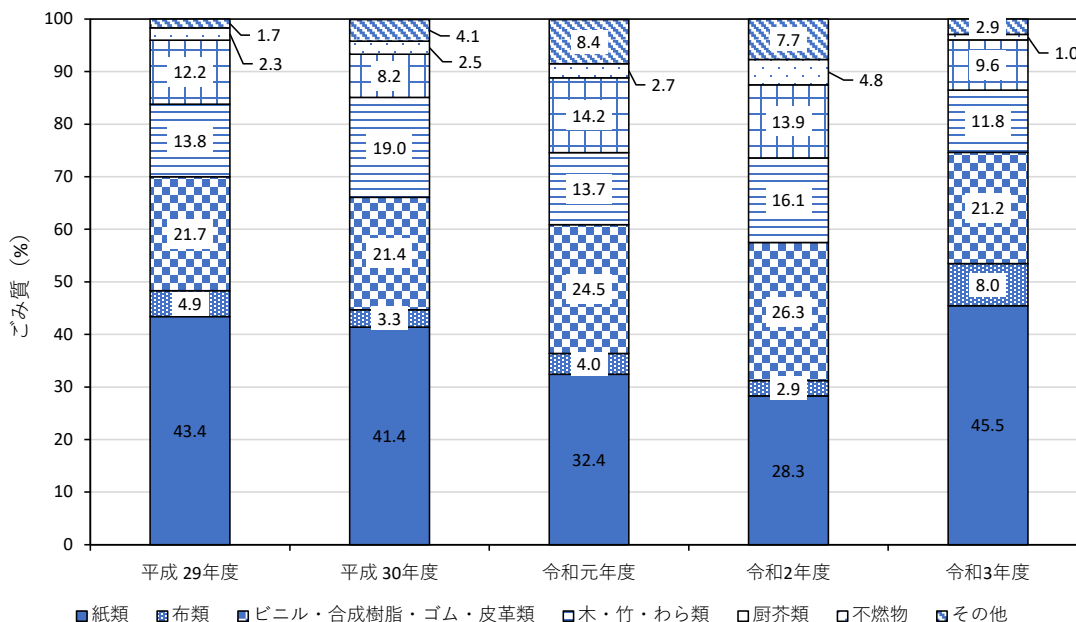


図 3.2.12 種類別組成の推移

低位発熱量は約 6800～約 8100 kJ/kg の間で変動している。

三成分は過去 5 年間を通して、可燃分が 43～49%程度、灰分が 5～9%程度、水分が 45～49%程度となっており、一般財団法人日本環境衛生センターのデータによる全国的な平均値である可燃分 30～40%、灰分 10～20%、水分 40～60%と比較するとやや可燃分が多く、灰分が少なくなっている。

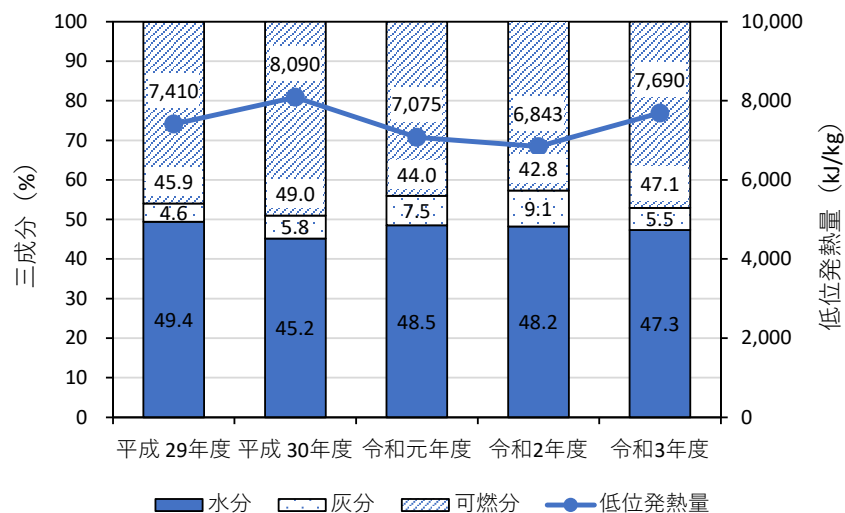


図 3. 2. 13 低位発熱量及び三成分の推移

5. ごみ処理経費

ごみ処理経費のうち、約8割をクリーンセンター費が占めている。

表 3.2.8 ごみ処理経費の推移

項目	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人口	人	17,226	17,144	17,066	16,895	16,697
ごみ排出量	t / 年	5,889	5,808	5,632	5,511	5,243
ごみ処理経費	千円	585,827	611,185	554,138	841,989	677,773
清掃総務費	千円	139,572	144,627	146,630	149,104	144,458
クリーンセンター費	千円	446,255	466,558	407,508	692,885	533,315
1人当たりごみ処理費用	円/人	34,008	35,650	32,470	49,837	40,592
ごみ排出量1 t 当たり処理費用	円/ t	99,478	105,232	98,391	152,783	129,261

※決算書ベース

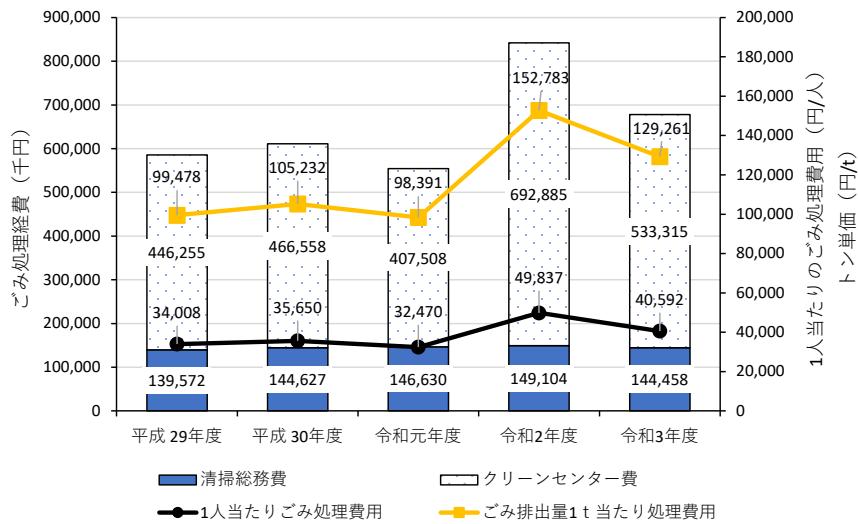


図 3.2.14 ごみ処理経費の推移

第3節 ごみ処理の評価

1. ごみ処理システム分析

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（令和 2 年度、環境省）」に基づき、環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて、本町におけるごみ処理システムを評価した。

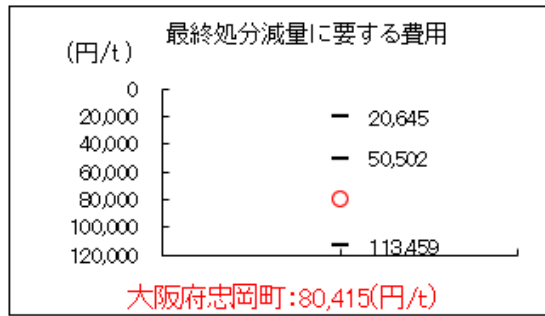
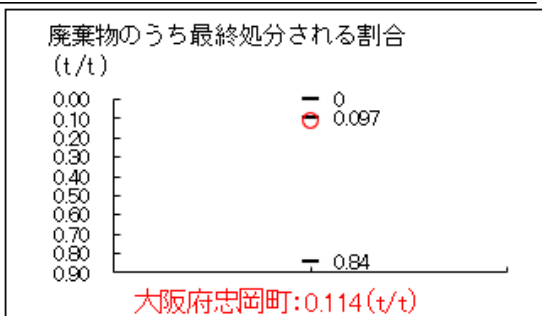
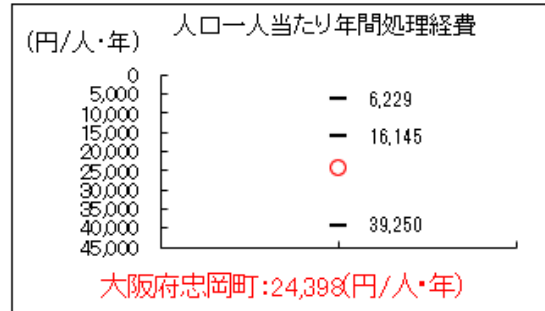
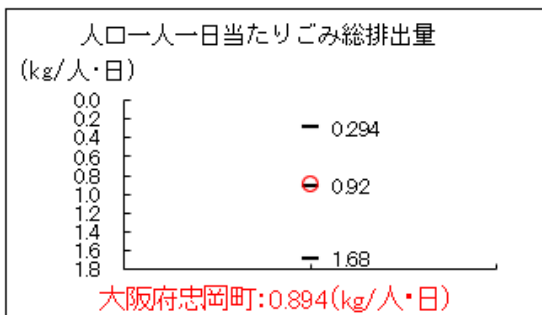
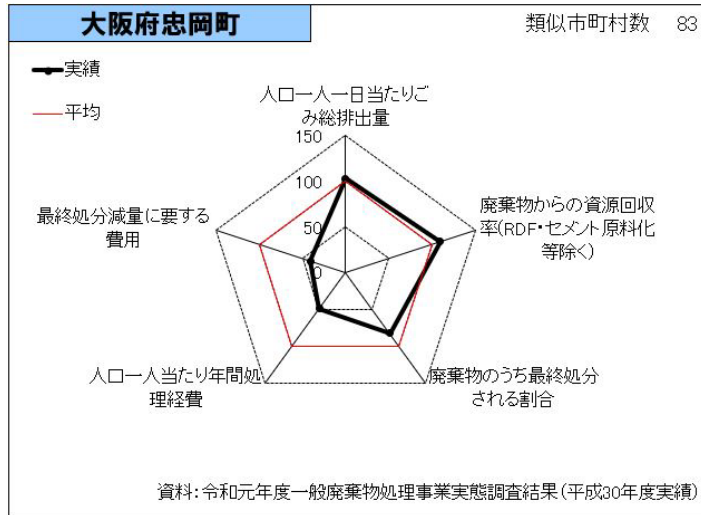
比較対象となるのは、人口 15,000～20,000 人、2 次・3 次人口比等の産業構造の似通った全国の類似自治体 83 団体であり、その抽出条件は図中に示した。

本町は、最終処分される割合、一人当たりの年間処理経費、最終処分減量に要する費用のいずれも平均（100）を下回る偏差値を示している。

市町村名	大阪府忠岡町	人口	16,895 人		
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	99.4%	Ⅲ次人口比率
類型都市の概要	都市形態	町村			
	人口区分	Ⅳ	15,000人以上～20,000人未満		
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口比55%以上		

表 3.3.1 ごみ処理システム分析において、類似自治体として抽出したもの

北海道当別町	北海道倶知安町	北海道余市町	北海道美幌町
北海道遠軽町	北海道白老町	北海道釧路町	青森県七戸町
岩手県雫石町	宮城県七ヶ浜町	福島県南会津町	福島県会津坂下町
福島県会津美里町	福島県三春町	福島県浪江町	茨城県大洗町
茨城県城里町	茨城県利根町	群馬県中之条町	群馬県みなかみ町
埼玉県滑川町	埼玉県嵐山町	埼玉県川島町	埼玉県吉見町
千葉県九十九里町	東京都日の出町	神奈川県大井町	神奈川県開成町
富山県上市町	石川県志賀町	石川県中能登町	石川県能登町
福井県永平寺町	山梨県市川三郷町	長野県御代田町	長野県下諏訪町
岐阜県神戸町	岐阜県揖斐川町	岐阜県北方町	岐阜県御嵩町
静岡県小山町	愛知県豊山町	愛知県南知多町	三重県川越町
三重県玉城町	三重県紀北町	京都府大山崎町	京都府久御山町
大阪府豊能町	大阪府忠岡町	大阪府岬町	大阪府河南町
兵庫県福崎町	兵庫県佐用町	兵庫県香美町	奈良県平群町
奈良県河合町	奈良県大淀町	和歌山県上富田町	和歌山県串本町
鳥取県八頭町	鳥取県湯梨浜町	山口県田布施町	香川県宇多津町
香川県まんのう町	福岡県遠賀町	福岡県鞍手町	福岡県大刀洗町
福岡県広川町	福岡県川崎町	福岡県みやこ町	福岡県築上町
佐賀県吉野ヶ里町	佐賀県基山町	佐賀県有田町	長崎県新上五島町
熊本県長洲町	熊本県御船町	熊本県芦北町	大分県玖珠町
宮崎県新富町	宮崎県門川町	沖縄県北中城村	



資料: 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査結果(令和2年度実績)

図 3.3.1 ごみ処理システム分析結果(令和2年度実績比較)

2. ごみ処理の目標の達成状況・達成見込み

前計画における目標値の達成状況は下表のとおりである。目標設定した項目のうち、①収集ごみ（資源ごみ、事業系ごみ（収集）を除く）の1人1日当たり排出量については目標を満足するペースで減量化が進んでいるが、②直接搬入ごみ及び事業系ごみ（収集）1日当たり排出量及び③資源化量については、中間目標を達成していないことから、さらなる取組みが必要といえる。

表 3.3.2 前計画における目標値の達成状況

項目	平成27年度を基準とした 平成38年度(令和8年度) 目標値	中間目標年度(令和3年度) の目標値	令和3年度の実績値	達成状況	
①収集ごみ（資源ごみ、事業系ごみ（収集）を除く）の1人1日当たり排出量	5%以上削減 570g/人・日	582.5 g/人・日	534.7 g/人・日	達成	目標に対して、49.3g下回る実績となっており、減量化が進んでいる。
②直接搬入ごみ及び事業系ごみ（収集）1日当たり排出量	5%以上削減 1,018t/年	1,070 t/年	1,097 t/年	未達	目標に対して、27t上回る実績となっており、目標を達成していない。
③資源化率	30%	29.2 %	25.5 %	未達	目標に対して、3.7ポイント下回る実績となっており、目標を達成していない。

大阪府の循環型社会推進基本計画との目標値との比較を下表に示す。ただし、府の目標は府全体の目標値であり、本町に割り当てられたものではないが、本町において同率を当てはめた場合の数値を参考として示したものである。

②再生利用率は達成しているが、①排出量と③最終処分量については、目標に達するために、さらなる減量が必要となる。

表 3.3.3 大阪府循環型社会推進基本計画の目標値との達成状況

項目	令和元年度を基準とした 令和7年度 目標値	本町における左記指標と 同率で計算した値 (参考値)	令和3年度の実績値	達成状況	
①排出量	11%削減	5,012 t/年	5,243 t/年	未達	令和3年度実績時点では、目標値まであと231t減量すると達成となる。
②再生利用率	再生利用率17.7%	17.7 %	25.5 %	達成	令和3年度において目標よりも7.8ポイント上回る実績となっており、既に目標を達成している。
③最終処分量	16%削減	503 t/年	511 t/年	未達	令和3年度実績時点では、目標値まであと8t減量すると達成となる。

3. 前計画の施策の実施状況

前計画に位置付けられた施策の実施状況は下表のとおりである。

表 3.3.4 前計画の施策の実施状況の評価

分別収集及び再生利用の促進

施策	行政による施策の実施状況	今後の方向性
分別区分の適宜見直し	・現行の分別区分については定着しており、安定的な運用が継続されている。	資源化を推進するため、分別区分の見直しを検討する

収集運搬計画

施策	行政による施策の実施状況	今後の方向性
委託方式による町全域を対象とした収集の継続	・分別区分ごとに一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託を行い、適切な収集を実施した。	継続
分別収集の実施	・分別区分ごとに一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託を行い、適切な収集を実施した。	継続
有料化効果の検証	・有料化の効果はあるが、まだ減量化できる余地があり、効果的な手法はさらに検討する必要がある。	継続
家庭用生ごみ処理機器購入助成金の充実	・現行計画期間中の助成状況は以下のとおり。 >平成 29 年度：0 件 >平成 30 年度：1 件 >令和元年度：4 件 >令和 2 年度：4 件 >令和 3 年度：6 件 ・広報誌等による制度の周知により、着実に普及啓発を実施した。	継続
トレイの分別	・平成 26 年 10 月からプラスチック製容器包装としてトレイの分別を開始した。 ・ごみの収集区分については、広報誌及び町ホームページによる周知だけでなく、転入届の提出と併せた説明を行っており、適切な分別が行われていると考えられる。	継続

中間処理計画

施策	行政による施策の実施状況	今後の方向性
広域化などを含め、効率的で安定した処理体制に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・広域化などの処理体制の検討については、近隣の一部事務組合との間で「一般廃棄物処理広域化検討協議会」を設置し、検討を実施した。 ・また、その他の事業手法として公民連携による処理体制（64 ページ）の実現可能性等について検討を実施した。 ・検討の結果、上記「公民連携方式」を優先事業方式に位置付けた上で、事業者選定を実施し、選定された事業者との間で「(仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定」を締結した。 	公民連携による事業の推進
一般家庭ごみについては、極力排出抑制を行うとともに、忠岡町クリーンセンターにおいて焼却処理を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり実施した。 	公民連携による処理
粗大ごみ（可燃物）については、極力排出抑制を行うとともに、忠岡町クリーンセンター粗大ごみ処理施設において破碎処理・有価物回収を行い、資源化を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 	同上
粗大ごみ（不燃物）、資源ごみ（缶・ビン）、ペットボトル、プラスチック製容器包装については、委託により資源化を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 	同上

最終処分計画

施策	行政による施策の実施状況	今後の方向性
大阪湾フェニックスセンターへの搬出、埋立処分を継続しつつ、今後の最終処分体制の見直し等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪湾フェニックスセンターへの処理は安定的に実施できている。ただし、最終処分量の削減は必要であり、再資源化の促進、中間処理施設の整備等と合わせて、より最終処分率が小さくなるよう努力する必要がある。 	公民連携による処理

その他

施策	行政による施策の実施状況	今後の方向性
住民及び事業者の協力	<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページによる広報の実施、ごみの減量化や資源化を考える住民ワークショップ(令和4年8月)を実施 ・エコクッキングは、令和元年度まで実施したが、令和2年度以降は感染症対策のため開催を見合わせている。 	継続
不適正処理・不法投棄への対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールや住民からの通報に対して対応した。 	継続
特別管理一般廃棄物・処	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり実施した。 	継続

理困難物の取り扱い		
水銀を含む廃棄物の処理	・計画どおり実施した。	継続
災害対策	・民間処理業者との「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」を締結する等、災害時の処理対策を拡充できた。	中間処理計画と合わせて今後展開していく
地球温暖化対策計画	・「第4次忠岡町地球温暖化対策実行計画」に基づき、二酸化炭素量の削減等の取り組みを実施した。	計画の見直しを行う

第4節 課題の抽出

■ 減量化・資源化の推進

家庭系ごみの排出抑制は進んでいるが、事業系について、最近はやばいの推移となっており、家庭系と事業系との均衡のとれた減量化が必要である。

これまで以上に排出抑制に関する住民・事業者への啓発を行い、減量化に向けた施策を実施する必要がある。

また、資源化率については、前計画の目標に届いておらず、可燃ごみや粗大ごみからの資源化可能なものの分別の徹底により、資源化率を高める余地は残っている。

住民のマナーや意識に訴えるだけでなく、分別区分の見直しや分別ルールを整備することで、適切・効果的な分別に誘導する施策が必要といえる。

■ ごみ処理経費の軽減

現行の焼却施設が更新時期を迎える中、本町の財政力で、現在の法規制値等に見合った施設を建設することは大きな負担である。また、今後の人口減少に伴うごみ量の減少が予測される中、効率的かつ経済的に施設を運用することは困難である。

このような中、本町の現状に即した持続可能なごみ処理体制を構築することが必要といえる。

■ 脱炭素化の推進

令和2年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。そのような中、我が国のCO₂排出量全体に占める廃棄物部門の排出量の割合は2019年度で2.8%となっており、これを削減するため、廃棄物発電システムの導入等について調査・研究することが必要といえる。

■ コロナ禍による廃棄物排出の変化

コロナ禍は社会のあらゆる部門に多大な影響を与えており、一般廃棄物においても、自宅滞在時間の増加により衣料品・布団・飲料容器などの排出が大幅に増加している。感染症との闘いは今回で終わりではなく、今後も続いていく可能性があることを念頭に、焼却の在り方を検討していく必要がある。

■ 災害時の廃棄物処理とBCPの一環としての廃棄物焼却

地球温暖化の影響もあり、洪水等による一時的、局所的な災害事例が増加している。災害廃棄物は、ガレキ類を除けば焼却により処理するケースが多く、洪水ではないが、東日本大震災では、発生した廃棄物の13%が焼却処理された。平時の枠組みでは対応できない大規模な災害発生時においても災害廃棄物を衛生的、かつ円滑迅速に処理すべく、行動指針を位置付けることが必要といえる。

BCP（事業継続計画）：緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと

■ 第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理に係る基本目標

これまでの大量消費、大量生産、大量廃棄をベースとした経済社会から脱却し、4R（「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース (Reuse=再使用)」「リサイクル (Recycle=再資源化)」「リフューズ (Refuse=ごみになるものを買わない)」)の推進と廃棄物の適正処理を行うことにより、天然資源の消費抑制、環境負荷を低減する持続可能な循環型社会の形成が求められる。

循環型社会の形成を目指すために、住民・事業者・行政の3者がこれまでの価値観やライフスタイルを見直すとともに、各々が自立し協働することで、環境に配慮した行動を実践していくことが重要である。

本町では、さらなるごみの減量化と資源化の推進に向けて、下記のごみ処理基本目標を設定する。

表 4.1.1 ごみ処理基本目標

基本目標	目標の視点
減量化・資源化の推進	住民・事業者に対してごみの排出抑制に対する意識の啓発を行い、主体的協力を働きかけていく。 発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で再使用を図るとともに、資源化できるものを極力分別し、集団回収等の資源分別回収を推進していく。
適正処理の推進	忠岡町クリーンセンターが更新時期を迎えるため、次期処理施設の整備手法に基づき、適切な処理のための仕組みを構築する。
脱炭素化の推進	廃棄物処理施設の更新に際して、廃棄物発電等のエネルギー回収策を講じるものとし、電力の地産地消に資する仕組みを構築する。
生活スタイルの変化に合わせた柔軟な施策検討	生活スタイルの変化等によるごみ排出量の増減を敏感にとらえて、収集区分の見直しなど、柔軟な施策展開に努める。
災害時の廃棄物処理とBCPの一環としての廃棄物焼却	「忠岡町地域防災計画」をはじめとした、防災関連諸計画との整合を図り、平常時だけでなく災害発生時も見据えた廃棄物処理体制を構築する。



図 4.1.1 ごみ処理基本計画のめざす循環型社会の基本イメージ

第2節 上位計画と関連計画等

1. 国及び大阪府の計画等

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものである。第四次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示している。

(2) 廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月）

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法基本方針に則して定められるものである。

ここでは、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、4Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進めることとしている。

また、廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標として、リサイクル率の目標値、期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値、廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合等が設定されている。

(3) 大阪府循環型社会推進計画（令和2年3月）

大阪府循環型社会推進計画では、目指すべき循環型社会の将来像として、「大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい資源循環型社会」を掲げている。

循環型社会形成に関する取り組み指標として、①排出量、②再生利用率、③最終処分量の三つの目標値が設定されている。

(4) 国及び府の計画のまとめ

国及び府の各計画の目標書数値を下表に整理した。

表 4.2.1 国及び大阪府の目標値の整理

項目	国		大阪府
計画	第四次 循環型社会形成推進 基本計画	廃棄物処理施設整備 計画	大阪府 循環型社会推進計画
策定年月	平成30年6月	平成30年6月	令和3年3月
基準年度		平成29年度	令和元年度
目標年度	令和7年度	令和4年度	令和7年度
排出ごみ量の目標	①1人1日当たりのごみ排出量 約 <u>850g/人/日</u> ②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 約 <u>440g/人/日</u> ③出口側の循環利用率※ 約 <u>47%</u>	①ごみのリサイクル率 <u>27%</u> ②最終処分場残余容量 <u>2017年水準維持</u> ③ごみ焼却施設発電効率 <u>21%</u> ④外部へのエネルギー供給施設の率 <u>46%</u>	①排出量 <u>11%削減</u> ②再生利用率 <u>17.7%</u> ③最終処分量 <u>16%削減</u>

※出口側の循環利用率とは廃棄物等の発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標。

2. 忠岡町の計画

本町では、令和3年に「第6次忠岡町総合計画」を策定し、「つながる つどう 人を育む 日本一小さなまち」の将来像を掲げ、まちづくりの展開方向を示している。

表 4.2.2 総合計画における基本構想

区分	概 要
将来像	つながる つどう 人を育む 日本一小さなまち
計画期間	令和3年度～令和12年度
基本目標	1. 子育てがしやすいまち 2. 健康に暮らせるまち 3. 生涯活躍できるまち 4. 安心して暮らせるまち 5. 便利で生活しやすいまち 6. 誰もが働きたくなるまち 7. 持続可能な行財政運営ができていくまち

「第6次忠岡町総合計画」では、それぞれの基本目標について、基本方針を示している。本計画の主な関連項目としては、基本方針の「快適な都市基盤のまちづくり」と「環境へ配慮したまちづくり」が挙げられる。

表 4.2.3 総合計画における基本目標・基本方針

基本目標	基本方針
子育てがしやすいまち	学校教育が充実したまちづくり
	切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり
健康に暮らせるまち	誰もが暮らしやすいまちづくり
	健康づくりを推進するまちづくり
生涯活躍できるまち	多様な価値観を尊重するまちづくり
	愛着がもてるまちづくり
	生涯にわたって学べるまちづくり
安心して暮らせるまち	災害に強いまちづくり
	安全に暮らせるまちづくり
便利で生活しやすいまち	人が集うまちづくり
	町内移動がしやすいまちづくり
	快適な都市基盤のまちづくり
	環境へ配慮したまちづくり
誰もが働きたくなるまち	地域振興を目指したまちづくり
	働きやすい環境のまちづくり
持続可能な行財政運営が できているまち	限られた財政資源を有効活用できているまちづくり
	柔軟な体制をとれているまちづくり

「快適な都市基盤のまちづくり」の基本施策「施策 21 公衆衛生の維持」では、基本方針、目指す姿、施策展開の方向を示しており、住民や事業者など皆さんに協力してほしいこととして、下水施設等の改築・更新等の工事の際の協力、下水供用開始後の速やかな水洗化を推進している。

表 4.2.4 基本施策「施策 21 公衆衛生の維持」の概要

区分	概 要
基本施策	施策21 公衆衛生の維持
基本方針	誰もが生活しやすいまちであるためには、公衆衛生が保たれた、安全・安心な水の提供や感染症対策に取り組むことが重要です。 下水道の整備、環境衛生の推進、廃棄物の処理の充実等に取り組むことで、清潔で過ごしやすいまちを目指します。
目指す姿	まちの公衆衛生が保たれ、住民が心身共に健康な生活を送っています。
施策の方向	(1) 下水道事業の推進 (2) 廃棄物の適正な処理の推進 (3) 環境衛生の推進

また、「環境へ配慮したまちづくり」の基本施策「施策 22 環境への配慮」についても同様に、基本方針等を示しており、住民や事業者など皆さんに協力してほしいこととしては、3R運動やマイバッグの持参、生ごみ処理機の利用を推進している。

表 4.2.5 基本施策「施策 22 環境への配慮」の概要

区分	概 要
基本施策	施策22 環境への配慮
基本方針	本町において住民の環境への問題意識は強くなっており、これからもこの地に住み続けるためにも環境へ配慮した取組が求められています。 環境問題の実態に関する教育の推進・啓発、環境にやさしい都市の設計、資源の再利用・有効活用などを通して、自然にやさしいまちを目指します。
目指す姿	持続可能な環境に配慮した社会を実現し、地域や地球にやさしく、自然が綺麗なまちになっています。
施策の方向	(1) 環境教育の推進・啓発 (2) 低炭素社会実現に向けた取組の推進 (3) ごみの減量化・再資源化の推進 (4) 環境保全の推進

第3節 ごみ排出量及び処理・処分量の予測

1. 人口の予測方法と予測結果

当該年度の将来人口を用いてごみ排出量を算出する。将来人口は、「第6次忠岡町総合計画（令和3年3月）」の目標とする将来人口を用いており、以下に示すとおり年々減少し、令和19年度に15,669人となる。

表 4.3.1 将来人口

年度		人口	年度		人口
実績	H24	17,988	将来人口	R4	16,657
	H25	17,828		R5	16,617
	H26	17,660		R6	16,577
	H27	17,482		R7	16,537
	H28	17,306		R8	16,497
	H29	17,226		R9	16,457
	H30	17,144		R10	16,417
	R1	17,066		R11	16,377
	R2	16,895		R12	16,336
	R3	16,697		R13	16,244
		R14		16,152	
		R15		16,060	
		R16		15,968	
		R17		15,875	
		R18		15,772	
		R19		15,669	

※平成24年度～令和3年度（実績）：各年度3月31日現在

※令和4年度～令和19年度（将来人口）：「第6次忠岡町総合計画」の目標とする将来人口（推計人口間は単調に増減しているものと仮定する。）

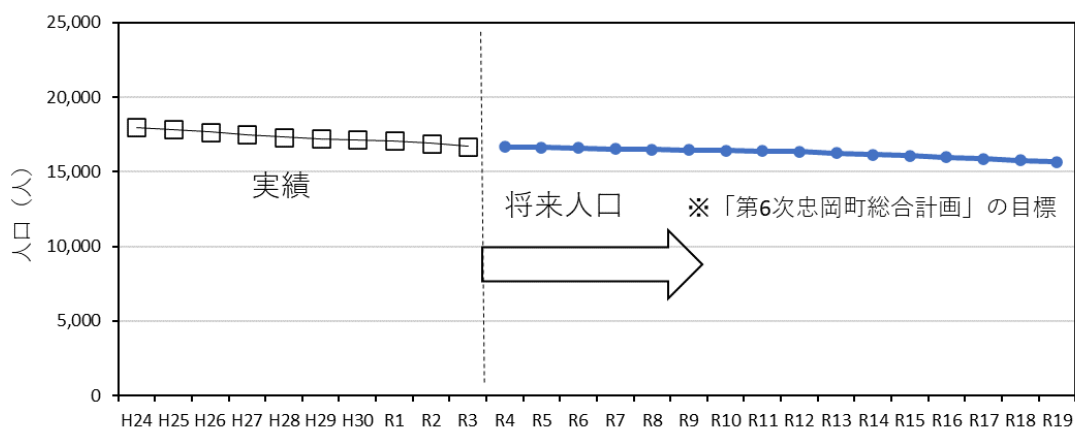


図 4.3.1 将来人口

2. ごみ排出量及び処理・処分量の予測方法

ごみ排出量の予測には、原因と結果から数式モデルを分析していく統計的手法のうち、時系列解析が一般的に使われている。

時系列解析とは、過去から未来にわたって変化する現象が一定の規則性を持っているとの仮定の基に、理論的傾向線を当てはめて推計式を作る方法であり、過去のごみ排出量の増減傾向に基づいて予測結果を算出する。

本計画では、ごみの種類別に5つの推計式によって5通りの予測結果を出し、このうち、過去の実績の傾向を最も良好に反映しているものを採用した。ただし、推計式による予測結果が実績の傾向を反映していない場合は、過去5年間（平成29年度から令和3年度）の実績値における構成比率の平均値を採用する。

表 4.3.2 推計式の概要

名称	推計式	備考
1次傾向式	$Y=ax+b$	Y：推計値 a, b, c：係数 x：年度 exp：指数関数
2次傾向線	$y=ax+cx^2+b$	
対数曲線	$y=a\log(x)+b$	
べき曲線	$y=bx^a$	
1次指数曲線	$y=ba^x$	
ロジスティック曲線	$y=c/(1+b\exp(-ax))$	

予測の手順は、次に示すとおりである。

まず、過去5年間のごみの種類別排出量を整理した後、「循環型社会形成推進基本計画」等に準拠し、収集ごみの1人1日当たり排出量と直接搬入ごみの1日当たり排出量とに振り分けた。また、同様に過去5年間の処理・処分量の実績を整理し、焼却残渣発生率、資源化物発生率、直接最終処分発生率の実績比率を求める。

次に、過去5年間の収集ごみの1人1日当たり排出量と直接搬入ごみの1日当たり排出量を前述の5つの推計式に代入し、ごみの種類別に予測値を計算した。

それぞれの式による推計結果より、過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来におけるトレンドの動きが論理的矛盾を来さないこと等を考慮し、最も妥当と判断されるものを採用した。

以上によって、決定した収集ごみの1人1日当たり排出量と直接搬入ごみの1日当たり排出量の予測値から、人口や年間日数によって年間排出量を算出し、最後に処理・処分の実績比率によって、減容化量、資源化量、最終処分量を算出した。

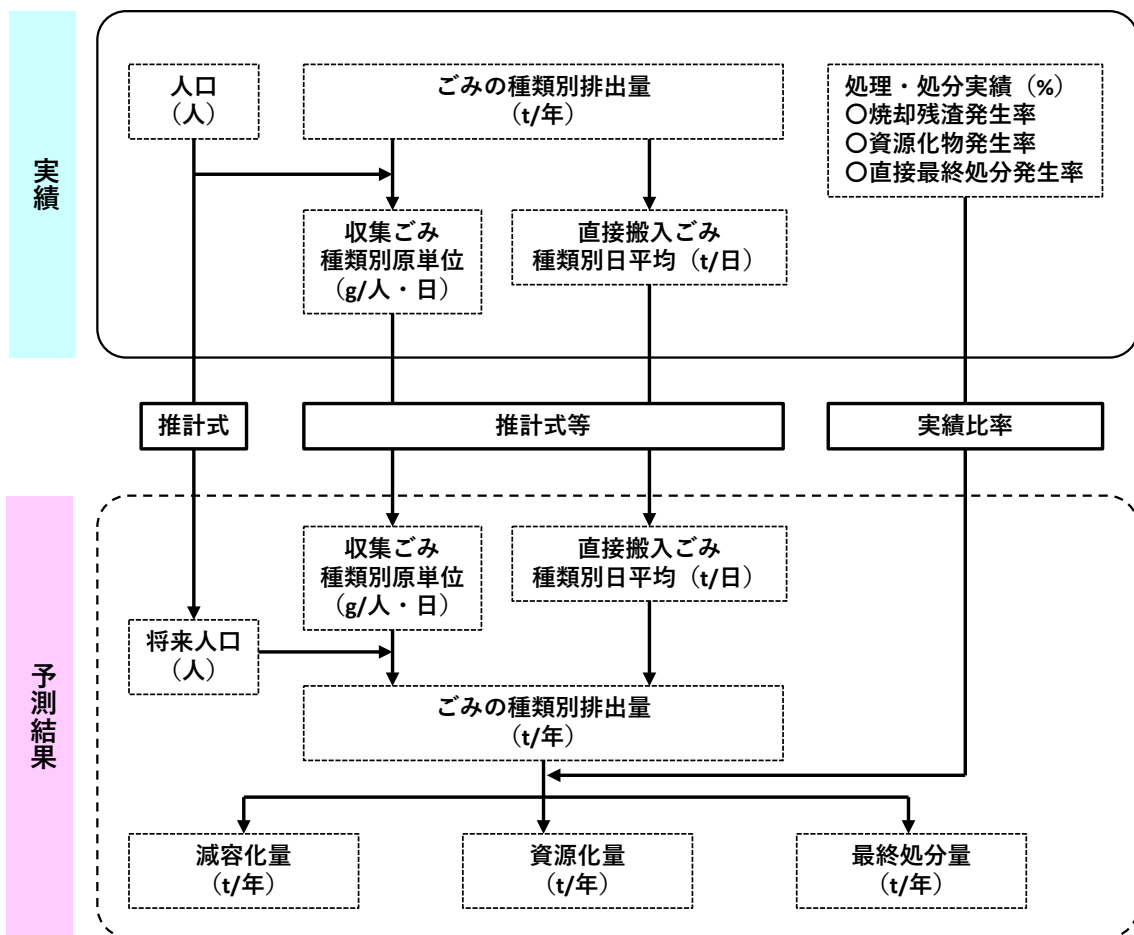


図 4.3.2 ごみ排出量及び処理・処分量の予測方法

3. ごみ排出量及び処理・処分量の予測結果

(1) ごみの種類別排出量

ごみの総排出量は中間目標年度の令和9年度で約5,087t/年、令和14年度で約4,906t/年、目標年度の令和19年度で約4,729t/年になると予測され、令和3年度実績と比較すると約9.8%減少すると見込まれる。

表 4.3.3 ごみの種類別排出量の予測結果

項目			単位	R3実績	中間目標年度 R9予測	中間目標年度 R14予測	目標年度 R19予測
				実績	予測	予測	予測
収集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	t/年	2,949.45	2,855.58	2,742.47	2,624.09
	粗大ごみ	可燃ごみ	t/年	308.96	316.65	304.11	290.98
		不燃ごみ	t/年	0.06	3.93	3.77	3.61
	資源ごみ	資源ごみ(缶・ビン)	t/年	214.25	188.14	180.68	172.88
		ペットボトル	t/年	53.71	48.19	46.28	44.29
		その他プラ	t/年	190.35	157.08	150.85	144.34
	(計)			t/年	3,716.78	3,569.93	3,428.52
直接搬入	事業系ごみ	事業系ごみ	t/年	775.87	811.30	803.83	801.21
	公共施設	施設のごみ	t/年	127.29	114.64	113.59	113.22
	清掃、不法投棄	その他	t/年	194.21	201.22	199.37	198.72
	(計)			t/年	1,097.37	1,127.16	1,116.79
集団回収		古紙・古布	t/年	432.88	422.69	412.05	403.21
(総排出量)			t/年	5,243.45	5,087.40	4,905.52	4,728.81

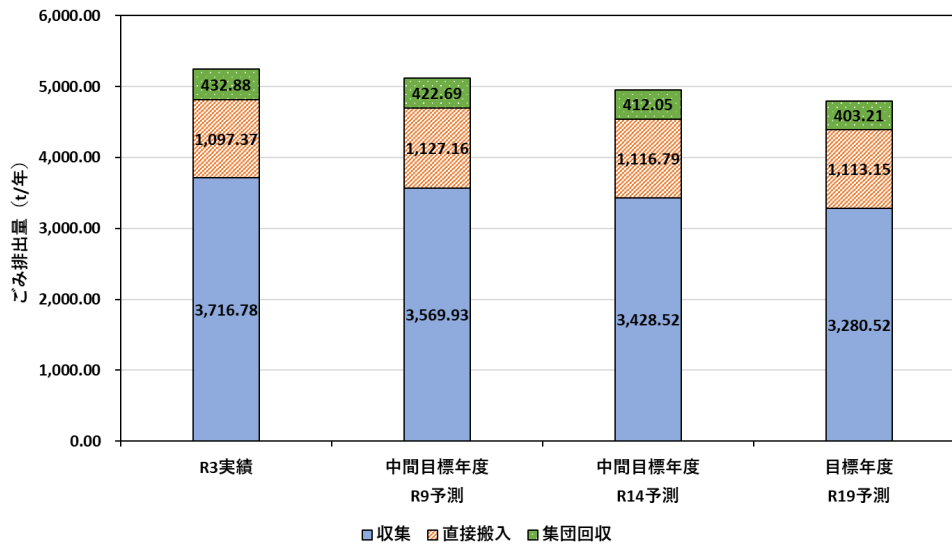


図 4.3.3 ごみの種類別排出量の予測結果

1人1日当たり排出量は目標年度の令和19年度において826.9g/人・日となり、令和3年度実績と比較して3.7%減少すると見込まれる。

表 4.3.4 ごみの種類別排出量原単位の予測結果

項目		単位	R3実績	中間目標年度 R9予測	中間目標年度 R14予測	目標年度 R19予測	
人口		人	16,697	16,457	16,152	15,669	
収集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	g/人・日	484.0	474.1	465.2	458.8
	粗大ごみ	可燃ごみ	g/人・日	50.7	52.6	51.6	50.9
		不燃ごみ	g/人・日	0.0	0.7	0.6	0.6
	資源ごみ	資源ごみ(缶・ビン)	g/人・日	35.2	31.2	30.6	30.2
		ペットボトル	g/人・日	8.8	8.0	7.9	7.7
		その他プラ	g/人・日	31.2	26.1	25.6	25.2
(計)		g/人・日	609.9	592.7	581.6	573.6	
直接搬入	事業系ごみ	事業系ごみ	t/日	2.13	2.22	2.20	2.20
		g/人・日	127.3	134.7	136.3	140.1	
	公共施設	施設のごみ	t/日	0.35	0.31	0.31	0.31
		g/人・日	20.9	19.0	19.3	19.8	
	清掃、不法投棄	その他	t/日	0.53	0.55	0.55	0.54
			g/人・日	31.9	33.4	33.8	34.7
(計)		t/日	3.01	3.08	3.06	3.05	
		g/人・日	180.1	187.2	189.5	194.7	
集団回収	古紙・古布	g/人・日	70.4	64.8	61.1	58.6	
(総排出量)		g/人・日	860.4	844.6	832.1	826.9	

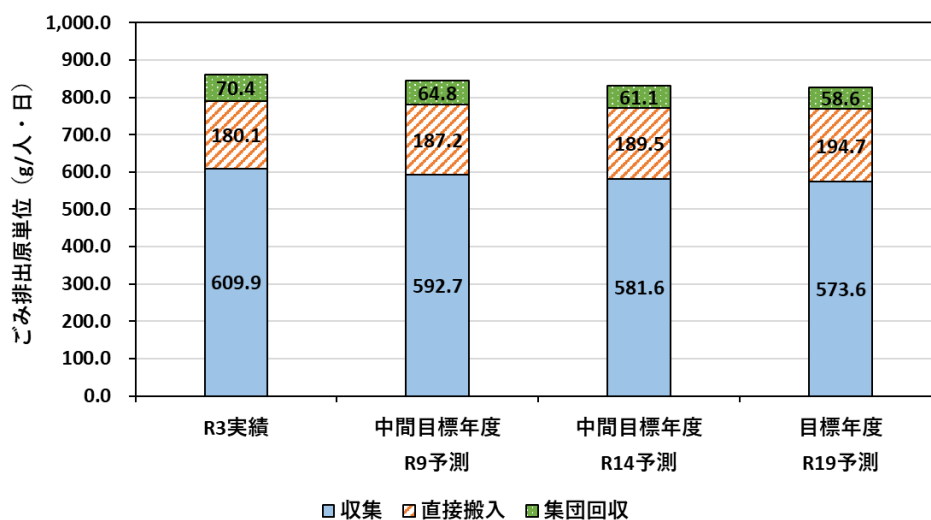


図 4.3.4 ごみ総排出量原単位の予測結果

表 4.3.6 ごみ排出原単位に係る将来推計値(減量目標等を含まない趨勢予測値)

項目			単位	実績					予測																
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	
人口			人	17,226	17,144	17,066	16,895	16,697	16,657	16,617	16,577	16,537	16,497	16,457	16,417	16,377	16,336	16,244	16,152	16,060	15,968	15,875	15,772	15,669	
収集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	g/人・日	547.6	527.5	497.4	495.7	484.0	488.9	485.1	481.8	478.9	476.4	474.1	472.0	470.1	468.3	466.7	465.2	463.8	462.4	461.2	460.0	458.8	
		粗大ごみ	g/人・日	49.1	57.7	58.6	66.3	50.7	54.2	53.8	53.4	53.1	52.8	52.6	52.3	52.1	51.9	51.8	51.6	51.4	51.3	51.1	51.0	50.9	
	資源ごみ	不燃ごみ	g/人・日	0.3	0.8	2.2	0.2	0.0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
		資源ごみ(缶・ビン)	g/人・日	34.5	35.5	31.1	31.9	35.2	32.2	32.0	31.7	31.6	31.4	31.2	31.1	31.0	30.9	30.7	30.6	30.6	30.6	30.5	30.4	30.3	30.2
		ペットボトル	g/人・日	7.6	9.1	8.6	8.9	8.8	8.3	8.2	8.1	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0	7.9	7.9	7.9	7.9	7.8	7.8	7.8	7.8	7.7
		その他プラ	g/人・日	24.5	26.4	27.7	30.0	31.2	26.9	26.7	26.5	26.3	26.2	26.1	26.0	25.9	25.8	25.8	25.7	25.6	25.5	25.4	25.4	25.3	25.2
(計)			g/人・日	663.7	657.0	625.7	633.1	609.9	611.2	606.4	602.3	598.8	595.6	592.7	590.1	587.7	585.5	583.5	581.6	579.8	578.1	576.5	575.0	573.6	
直接搬入	事業系ごみ	事業系ごみ	t/日	2.23	2.30	2.39	2.27	2.13	2.24	2.23	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22	2.21	2.21	2.21	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20	
		施設のごみ	g/人・日	129.6	134.2	139.9	134.4	127.3	134.4	134.3	134.2	134.5	134.4	134.7	135.0	134.9	135.3	136.0	136.3	137.1	137.9	138.7	139.2	140.1	
	公共施設	施設のごみ	t/日	0.28	0.31	0.32	0.33	0.35	0.32	0.32	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	
			g/人・日	16.5	18.1	18.9	19.6	20.9	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.1	19.1	19.1	19.2	19.3	19.4	19.5	19.6	19.7	19.8
	清掃、不法投棄	その他	t/日	0.61	0.55	0.59	0.52	0.53	0.56	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.54	0.54	
			g/人・日	35.6	32.0	34.6	31.0	31.9	33.3	33.3	33.4	33.3	33.4	33.4	33.5	33.5	33.5	33.7	33.8	34.0	34.2	34.4	34.5	34.7	
(計)			t/日	3.13	3.16	3.30	3.13	3.01	3.11	3.10	3.09	3.09	3.08	3.08	3.08	3.07	3.07	3.07	3.06	3.06	3.06	3.06	3.05	3.05	
			g/人・日	181.8	184.3	193.4	185.0	180.1	186.7	186.6	186.4	186.9	186.7	187.2	187.6	187.5	187.9	189.0	189.5	190.5	191.6	192.8	193.4	194.7	
集団回収	古紙・古布	g/人・日	91.1	86.9	82.6	75.6	70.4	71.2	69.5	68.1	66.8	65.7	64.8	63.9	63.1	62.4	61.7	61.1	60.6	60.0	59.5	59.0	58.6		
(総排出量)			g/人・日	936.6	928.2	901.7	893.7	860.4	869.1	862.5	856.8	852.4	848.0	844.6	841.6	838.3	835.8	834.1	832.1	830.9	829.7	828.8	827.4	826.9	

第4節 ごみ排出量及び処理・処分量の目標

1. 減量目標の検討

前節における算定結果は、減量化の目標を加味しない趨勢予測値であり、これに施策の効果を見込んだ減量目標を織り込むものとする。

過去のごみ質調査より、燃やすごみ中には、実に約40%の紙類、約20%のプラスチック類が含まれていることから、更なる削減要素として、厨芥の水切り、紙製容器包装等の過剰包装の削減、食品ロスの削減等を進めることとし、『1日卵1個分の減量』として、令和19年度の目標値を776.9g/人・日(推計値である826.9g/人・日から50.0g減量)に設定する。これは、削減率としては、約6.0%に相当する。各年度の目標値は、令和19年度削減目標に対して、配分した目標値を設定する。

この数値は、生活系・事業系の双方に適用できると考え、生活系・事業系ともに同様に設定する。

ごみの減量の目安として、卵の重さに例える自治体は複数ある。

卵1個の重さは、一般的にMサイズの殻付きで58~64g程度とされている。

卵1個分の原料と呼び掛けている自治体の例に、厚木市、浦安市、鷹栖市、荒尾市、杉並区、鎌ヶ谷市などがある。

自治体の減量目標の考え方により、卵2個分(周南市)、卵3個分(浜松市)の呼びかけをしているところもある。

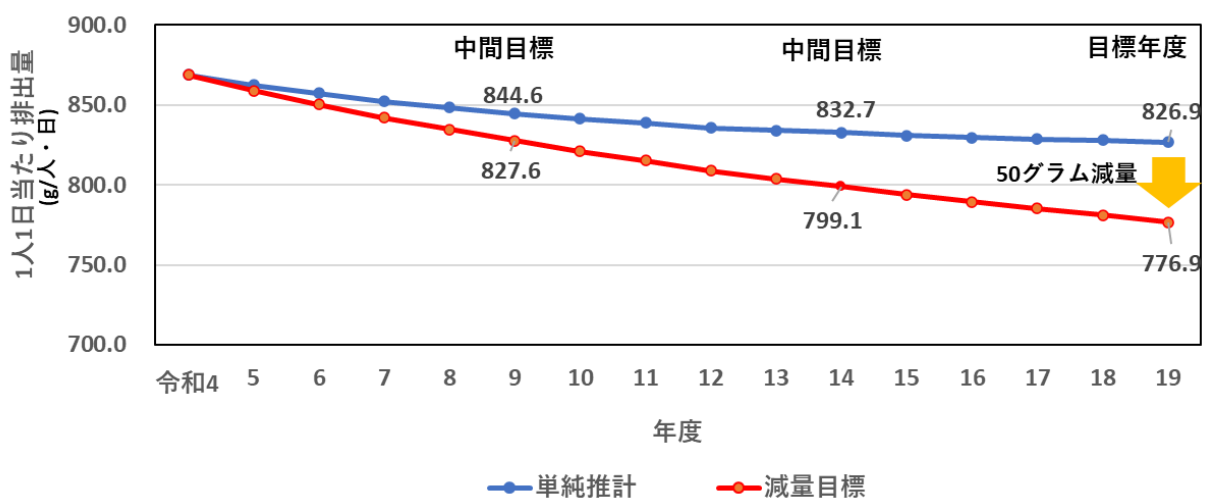


図 4.4.1 単純推計値と減量目標値

減量目標

目標年度(令和19年度)において、約6.0%減量し、生活系・事業系合わせた1人1日排出量を776.9g/人・日とする。

減量目標を現実のものとするには、どの程度の減量をしたらよいのかを、要素を分けて比較した。本町の実績値に加えて他自治体における実績値・文献等を収集し、それらのデータに基づき、本町において施策を実施した場合の効果を試算した。

表 4.4.1 本町及び他自治体におけるデータ

施策内容	実績値等	文献
厨芥の水切り	<ul style="list-style-type: none"> ① 厨芥に対する水切りダイエットによる減量効果は約 8.8 パーセント(川越市、札幌市、宇都宮市、甲府市、新潟市のアンケート集計) ② 札幌市の水切りモニターでの減量率実測結果: 10.5 パーセント ③ たつの市では、モニター参加世帯の水切りによる減量率は平均で 8.9% ④ 本町における、一般家庭ごみに占める厨芥類の割合は約 38.4% (夏季: 約 37.3%、冬季: 約 39.5%) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 水切りによる生ごみの減量効果調査報告書、埼玉県清掃行政研究協議会(平成 24 年) ③ たつの市 生ごみ水切りモニター調査結果報告書(令和 3 年度) ④ 平成 28 年度忠岡町可燃ごみ排出実態調査
紙類の再生利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 本町における、一般家庭ごみに占める紙類の割合は約 32.15% (夏季: 約 33.0%、冬季: 約 31.3%) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成 28 年度忠岡町可燃ごみ排出実態調査
食品ロス	<ul style="list-style-type: none"> ① 東京都福生市では、燃やせるごみ(厨芥類、木・竹製品、皮革製品など)に占める食品廃棄物の割合は 30.0%であり、そのうち、食品ロス(食品廃棄物のうち、調理くずを除く、直接廃棄及び食べ残し)の割合は 39.9% ※いずれも重量ベース ② 本町における、一般家庭ごみに占める厨芥類の割合は約 38.4% (夏季: 約 37.3%、冬季: 約 39.5%) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和元年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書(環境省) ② 平成 28 年度忠岡町可燃ごみ排出実態調査

上記データを参考に、本町の減量効果を試算すると、下表のように約 7.17 パーセントの減量効果があり、基本計画の目標値(令和 15 年度で約 6.0 パーセント削減)を達成することができる。減量効果は、住民等の排出時の協力度、参加率等に大きく左右されるため、より多くの人に実行していただくことが必要となる。

表 4.4.2 施策の効果の試算

項目	計算方法	減量効果(パーセント)
厨芥の水切り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町における、一般家庭ごみに占める厨芥類の割合は約 38.4% (夏季: 約 37.3%、冬季: 約 39.5%) であり、ごみの総排出量に占める割合としては約 21.6%となる(令和 3 年度実績値をもとに比率計算)。 ・ 埼玉県清掃行政研究協議会の調査結果を参考に、厨芥の水切り効果を 8.8 パーセントとすると厨芥の比率×水切り減量率の計算により「$21.6 \times 0.088 = \text{約 } 1.90 \text{ パーセント}$」となり、そのうち、4 分の 1 の住民が参加することを仮定し、「$1.90 \times 0.5 = 0.48 \text{ パーセント}$」の減量効果を見込む。 	0.48

項目	計算方法	減量効果 (パーセント)
紙類の再生利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・本町における、一般家庭ごみに占める紙類の割合は約 32.15% (夏季:約 33.0%、冬季:約 31.3%) であり、ごみの総排出量に占める割合としては約 18.1%となる (令和 3 年度実績値をもとに比率計算)。 ・過剰包装自粛や雑がみ再使用等の取組みにより、そのうち、4 分の 1 の 4.53%相当の減量効果を見込む。 	4.53
食品ロス	<ul style="list-style-type: none"> ・本町における、一般家庭ごみに占める厨芥類の割合は約 38.4% (夏季:約 37.3%、冬季:約 39.5%) であり (平成 28 年度忠岡町可燃ごみ排出実態調査)、ごみの総排出量に占める割合としては約 21.6%となる (令和 3 年度実績値をもとに比率計算)。 ・令和元年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書の調査結果 (東京都福生市) を参考に、食品廃棄物に占める食品ロスの割合を 39.9 パーセントと仮定すると、本町におけるごみの総排出量に占める食品ロスの割合は、「$21.6 \times 0.399 =$ 約 8.62 パーセント」となり、そのうち、4 分の 1 の 2.16% 相当の減量効果を見込む。 	2.16
合 計 値		7.17

2. 分別区分変更による項目ごとの推計値の検討

ごみ質調査の結果により、可燃ごみには約 32%の紙類、約 15%のプラ系の素材が含まれていることから、これらの潜在的な資源化可能分を資源ごみや集団回収に誘導することとする。

また、製品プラスチックを容器包装プラスチックと一括回収することで資源化率を上げることも検討し、その量の推計を行う。

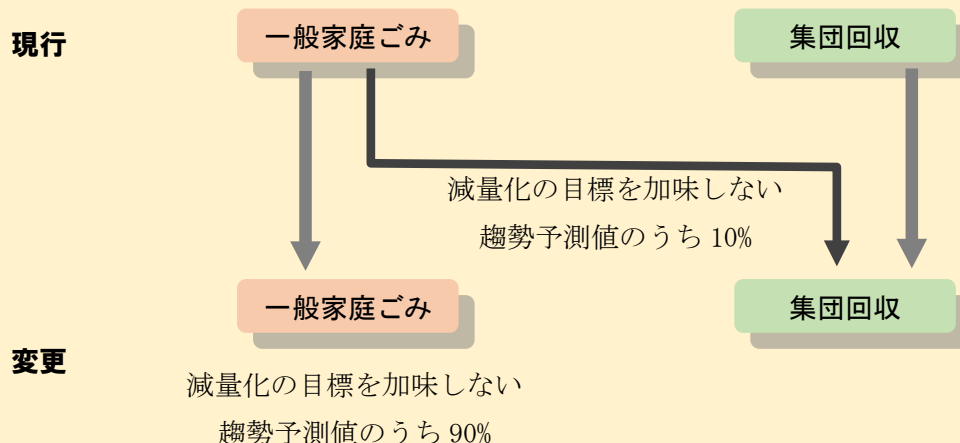
(1) 紙類

平成 28 年度忠岡町可燃ごみ排出実態調査における、一般家庭ごみに占める紙類の割合は約 32.15% (夏季：約 33.0%、冬季：約 31.3%) であり、詳細の分類は下記のとおり。

表 4.4.3 一般家庭ごみに占める紙類の組成

大分類	中分類	小分類	詳細	比率 (%)	比率 (%)	比率 (%)
				※夏季	※冬季	※平均
紙類	容器包装	紙パック	紙パック (コーティングなし)	0.91	0.98	0.945
			紙パック (コーティングあり)	0.48	0.07	0.275
		ダンボール	ダンボール	0.62	0.77	0.695
		紙箱	紙箱	3.27	2.37	2.820
		紙袋・包装紙	紙袋・包装紙	0.77	0.58	0.675
	古紙	新聞紙・広告	新聞紙・広告 (リサイクル可)	0.52	1.10	0.810
			新聞紙・広告 (リサイクル不可)	1.69	0.61	1.150
		本・雑誌	本・雑誌	0.26	4.22	2.240
		雑紙・コピー用紙等	雑紙・コピー用紙等	3.90	3.43	3.665
		紙おむつ等	大人用	0.00	1.68	0.840
			小人用	12.67	7.61	10.140
		ティッシュ・紙くずなど	ティッシュ・紙くずなど	7.87	7.91	7.890
		(計)				32.96

現状、一般家庭ごみに含まれる紙類のうち上記緑色に示す品目 (約 11.85%) について、集団回収に誘導することで可燃ごみの量の低減を図るものとし、計画目標年度である令和 19 年度には現行の一般家庭ごみの約 10%相当が分別されて資源ごみになるものとして推計する。なお、当該誘導策については収集区分の見直し等の他の施策と連動して実効性を確保するものとする。

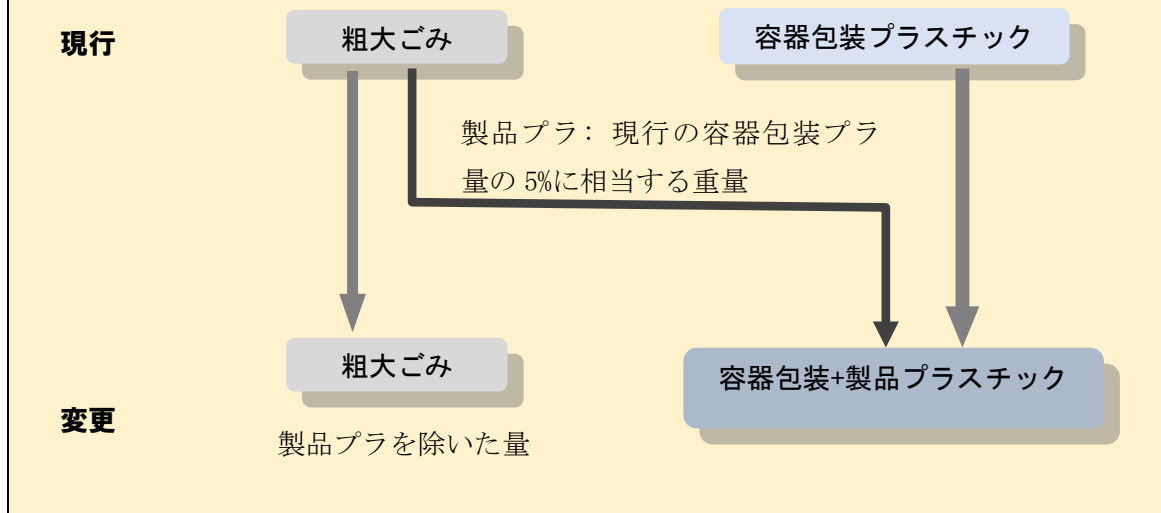


(2) 製品プラスチック類

製品プラスチックを、新たな分別項目として設定する。回収方法が、容器包装プラスチックとの一括回収となるか、別回収とするかの回収方法の違いはあるが、量的な計算方法は同じである。

一括回収を行っている先行事例をみると、東京都千代田区では容器包装プラ 498t、製品プラ 13t(製品プラが約 2.5%)、仙台市では、プラスチックごみ全体回収量の 8.6%が製品プラ、志木地区衛生組合では 5.0%であったという報告があり、自治体によりかなり差がある。(月刊廃棄物 2022 年 6 月号の特集より) プラスチックの一括回収においては、汚れたプラは除外していることが多く、この除外の定義の運用が、差の原因となっていると考えられる。

本計画では、先行事例の中間的な数値である、容器包装プラスチックの 5%相当が一括回収の対象となる製品プラスチックの量に相当するものとして推計を行う。この分が、粗大ごみから容器包装+製品プラスチックの分に移動させた値となる。



これらの効果を見込んだ推計値のまとめを下記に示す。

表中の「その他プラ」は、製品プラスチックの分の増加、集団回収も雑がみの回収効果により、現行よりも増量となる見込みである。

資源化率は、雑がみや製品プラスチックの再資源化効果が表れるため、目標年度(令和 19 年度)において 33.1%となる見込みである。

最終処分量は目標年度(令和 19 年度)において約 431t/年となり、令和 3 年度実績(約 511t/年)と比べて、約 15.7%の減量となる見込みである。

(3) 目標値のまとめ (現状：令和 3 年度、計画目標年度：令和 19 年度)

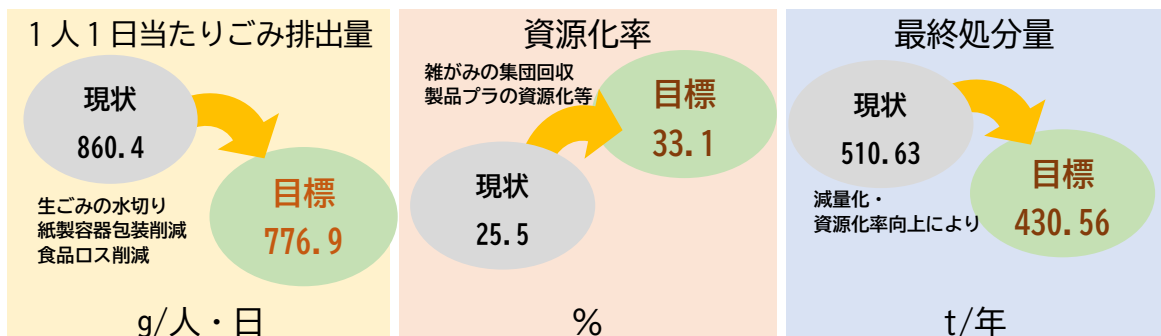


表 4.4.4 ごみの種類別排出量の予測結果と目標値

項目			単位	R3	中間目標年度 R9		中間目標年度 R14		目標年度 R19	
				実績	予測	目標	予測	目標	予測	目標
収集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	t/年	2,949.45	2,855.58	2,704.56	2,742.47	2,456.43	2,624.09	2,218.81
	粗大ごみ	可燃ごみ	t/年	308.96	316.65	302.17	304.11	284.25	290.98	266.26
		不燃ごみ	t/年	0.06	3.93	3.85	3.77	3.62	3.61	3.39
	資源ごみ	資源ごみ (缶・ビン)	t/年	214.25	188.14	184.33	180.68	173.40	172.88	162.42
		ペットボトル	t/年	53.71	48.19	47.22	46.28	44.42	44.29	41.61
		その他プラ	t/年	190.35	157.08	161.59	150.85	152.01	144.34	142.39
	(計)		t/年	3,716.78	3,569.93	3,403.72	3,428.52	3,114.13	3,280.52	2,834.88
直接搬入	事業系ごみ	事業系ごみ	t/年	775.87	811.30	779.54	803.83	762.67	801.21	740.55
	公共施設	施設のごみ	t/年	127.29	114.64	128.10	113.59	124.10	113.22	120.45
	清掃、不法投棄	その他	t/年	194.21	201.22	193.98	199.37	189.80	198.72	186.15
	(計)		t/年	1,097.37	1,127.16	1,101.62	1,116.79	1,076.57	1,113.15	1,047.15
集団回収	古紙・古布	t/年	429.30	390.31	475.70	360.21	521.10	335.14	561.40	
(総排出量)			t/年	5,243.45	5,087.40	4,981.04	4,905.52	4,711.80	4,728.81	4,443.43

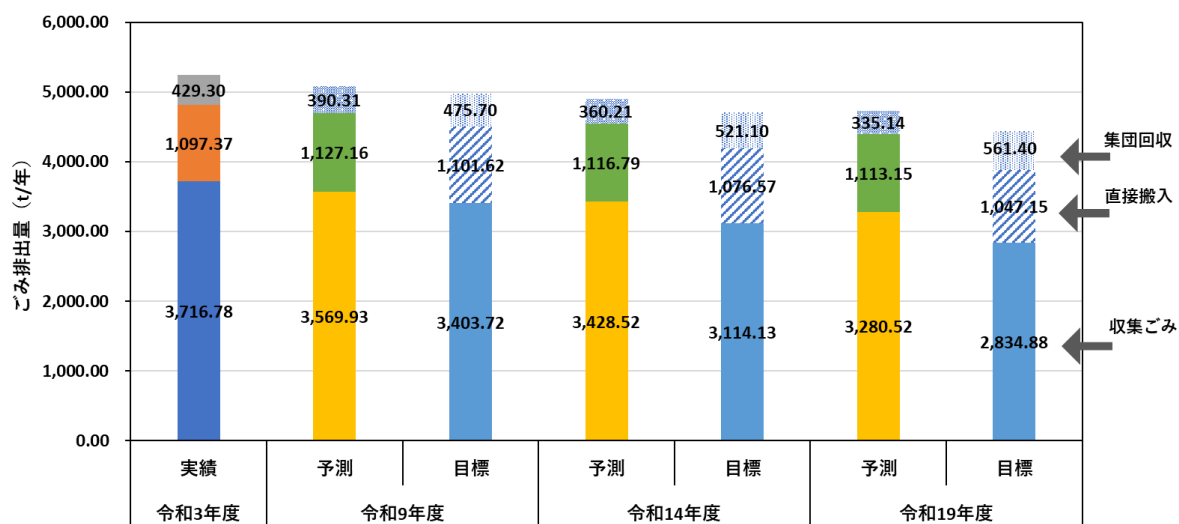


図 4.4.2 ごみの種類別排出量の予測結果と目標値

表 4.4.5 ごみの種類別排出原単位の予測結果と目標値

項目		単位	R3	中間目標年度		中間目標年度		目標年度		
			実績	予測	目標	予測	目標	予測	目標	
人口			16,697	16,457		16,152		15,669		
収集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	g/人・日	484.0	474.1	448.4	465.2	419.2	458.8	388.0
	粗大ごみ	可燃ごみ	g/人・日	50.7	52.6	47.0	51.6	43.9	50.9	46.6
		不燃ごみ	g/人・日	0.0	0.7	0.0	0.6	0.0	0.6	0.6
	資源ごみ	資源ごみ(缶・ビン)	g/人・日	35.2	31.2	32.6	30.6	30.4	30.2	28.4
		ペットボトル	g/人・日	8.8	8.0	8.2	7.9	7.6	7.7	7.3
		その他プラ	g/人・日	31.2	26.1	28.9	25.6	27.1	25.2	24.9
(計)		g/人・日	609.9	592.7	565.1	581.6	528.2	573.6	495.7	
直接搬入	事業系ごみ		t/日	2.13	2.22	2.13	2.20	2.09	2.20	2.03
			g/人・日	127.3	134.7	129.4	136.3	129.4	140.1	129.5
	公共施設	施設のごみ	t/日	0.35	0.31	0.35	0.31	0.34	0.31	0.33
			g/人・日	20.9	19.0	21.3	19.3	21.1	19.8	21.1
	清掃、不法投棄	その他	t/日	0.53	0.55	0.53	0.55	0.52	0.54	0.51
			g/人・日	31.9	33.4	32.2	33.8	32.2	34.7	32.5
(計)		t/日	3.01	3.08	3.01	3.06	2.95	3.05	2.87	
		g/人・日	180.1	187.2	182.9	189.5	182.6	194.7	183.1	
集団回収	古紙・古布	g/人・日	70.4	64.8	79.0	61.1	88.4	58.6	98.2	
(総排出量)		g/人・日	860.4	844.6	827.6	832.1	799.2	826.9	776.9	

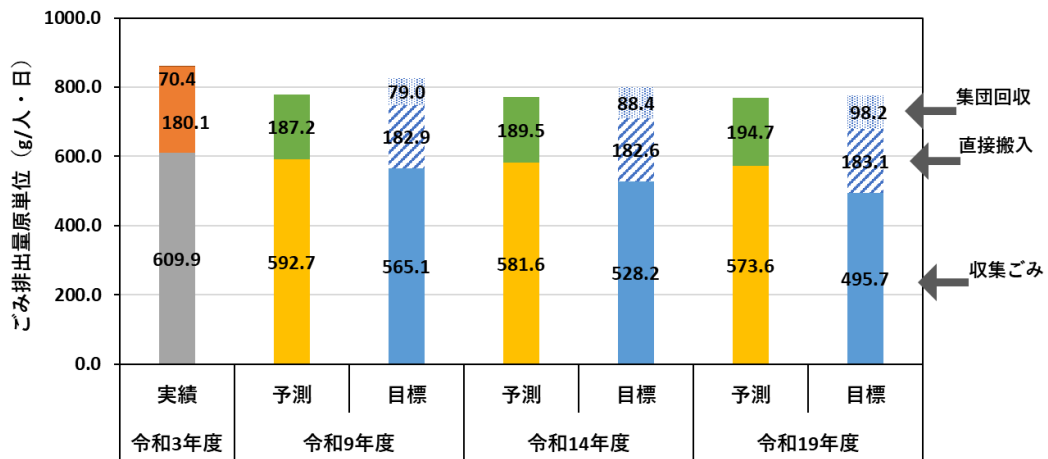


図 4.4.3 ごみの種類別排出原単位の予測結果と目標値

表 4.4.6 焼却処理量と減容量量の予測結果と目標値

項目			単位	R3	中間目標年度 R9		中間目標年度 R14		目標年度 R19	
				実績	予測	目標	予測	目標	予測	目標
減容化	直接焼却	一般家庭ごみ	t/年	2,949.45	2,855.58	2,704.56	2,742.47	2,456.43	2,624.09	2,218.81
		事業系ごみ	t/年	352.38	361.97	355.02	359.82	346.75	357.48	335.80
		(計)	t/年	3,301.83	3,217.55	3,059.58	3,102.29	2,803.18	2,981.57	2,554.61
	処理後焼却	粗大ごみ(可燃物)	t/年	308.96	316.65	302.17	304.11	284.25	290.98	266.26
		事業系ごみ	t/年	416.25	449.33	417.24	444.01	408.80	443.73	397.85
		施設のごみ	t/年	127.29	114.64	128.10	113.59	124.10	113.22	120.45
		ペットボトルの可燃物	t/年	24.00	19.75	23.40	18.97	22.01	18.15	20.62
		その他の可燃物	t/年	405.46	559.08	186.04	554.99	182.03	551.86	178.53
		(計)	t/年	1,281.96	1,459.45	1,056.95	1,435.67	1,021.19	1,417.94	983.71
	(クリーンセンター焼却量)		t/年	4,583.79	4,677.00	4,116.53	4,537.96	3,824.37	4,399.51	3,538.32
	焼却残渣	焼却灰	t/年	318.10	372.52	327.88	361.45	304.61	350.42	281.83
		不燃物	t/年	192.53	196.60	173.04	190.76	160.76	184.94	148.74
		(計)	t/年	510.63	569.13	500.92	552.21	465.37	535.36	430.56
	減容量量		t/年	4,073.16	4,107.88	3,615.60	3,985.76	3,359.00	3,864.15	3,107.76
	減容化率		%	77.7	80.7	72.6	81.3	71.3	81.7	69.9

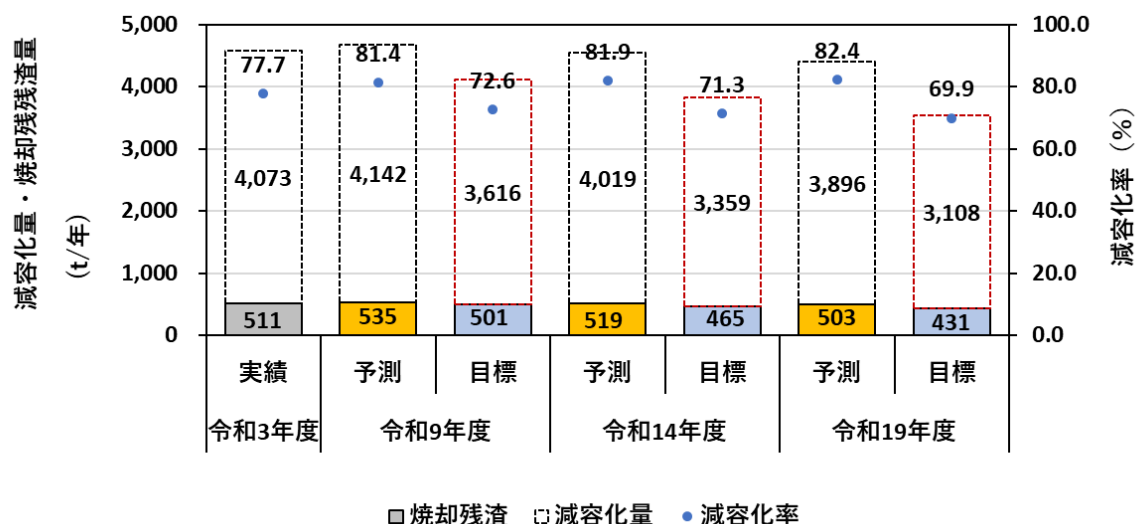


図 4.4.4 焼却処理量と減容量量の予測結果と目標値

表 4.4.7 資源化量の予測結果と目標値

項目		単位	R3	中間目標年度 R9		中間目標年度 R14		目標年度 R19		
			実績	予測	目標	予測	目標	予測	目標	
資源化	資源ごみ (缶・ビン)	スチール缶	t/年	31.00	29.67	28.52	29.27	27.81	29.01	26.90
		アルミ缶	t/年	13.93	7.99	7.69	7.89	7.50	7.82	7.25
		ビン (カレット、青)	t/年	5.99	5.82	5.57	5.74	5.43	5.69	5.25
		ビン (カレット、白)	t/年	42.94	33.05	31.75	32.61	30.95	32.32	29.94
		ビン (カレット、茶)	t/年	39.60	32.76	31.47	32.31	30.68	32.03	29.68
		選別後ガラス	t/年	68.49	82.53	79.40	81.41	77.41	80.69	74.88
	ガラス・瓶屑	t/年	46.07	52.11	50.21	51.40	48.96	50.95	47.36	
	ペットボトル	ペットボトル	t/年	13.73	20.21	19.53	19.41	18.63	18.57	17.45
	廃プラ	廃プラ	t/年	184.83	155.82	156.36	149.64	149.11	143.19	139.67
	粗大ごみ	粗大鉄屑	t/年	84.19	82.76	77.93	79.49	74.32	76.05	69.62
		新聞	t/年	0.82	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96
		雑誌	t/年	2.46	4.09	4.09	4.09	4.09	4.09	4.09
		段ボール	t/年	13.11	10.62	10.62	10.62	10.62	10.62	10.62
	事業系ごみ		t/年	360.37	480.26	467.22	477.41	457.99	474.30	446.40
	集団回収	古紙・古布	t/年	429.30	390.31	484.00	360.21	521.10	335.14	561.40
	資源化量		t/年	1,336.83	1,388.96	1,455.33	1,342.46	1,465.55	1,301.43	1,471.48
資源化率		%	25.5	27.3	29.6	27.4	31.1	27.5	33.1	

※資源化率 = 資源化量 ÷ ごみ総排出量

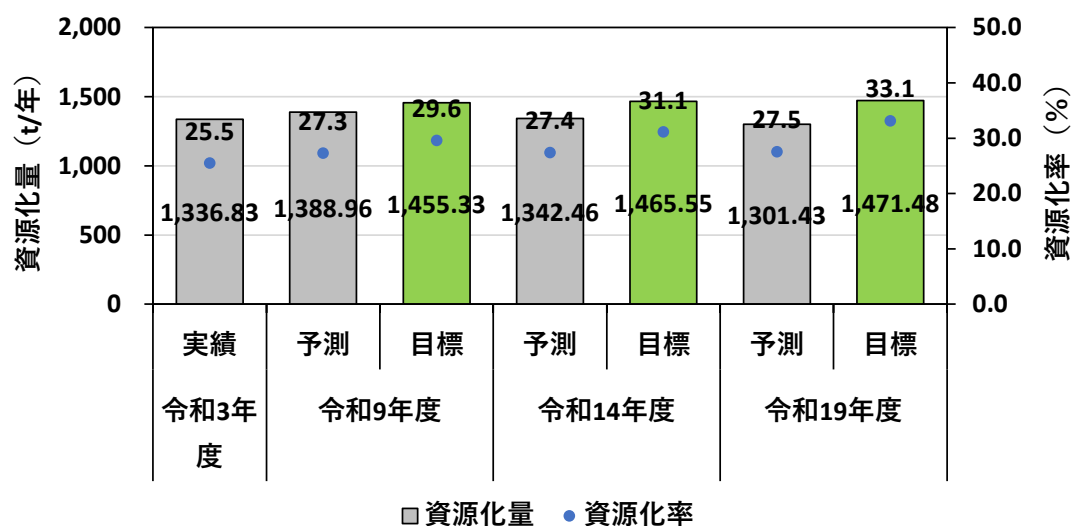


図 4.4.5 資源化量の予測結果と目標値

表 4. 4. 8 最終処分量の予測結果と目標値

項目	単位	R3	中間目標年度 R9		中間目標年度 R14		目標年度 R19		
		実績	予測	目標	予測	目標	予測	目標	
最終処分	焼却灰	t/年	318.10	350.09	327.88	339.68	304.61	329.32	281.83
	不燃物	t/年	192.53	185.10	173.04	179.60	160.76	174.12	148.74
	最終処分量	t/年	510.63	535.19	500.92	519.28	465.37	503.44	430.56
	最終処分率	%	9.7	10.5	10.1	10.6	9.9	10.6	9.7

※最終処分量 = 焼却灰 + 不燃物

※最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ総排出量

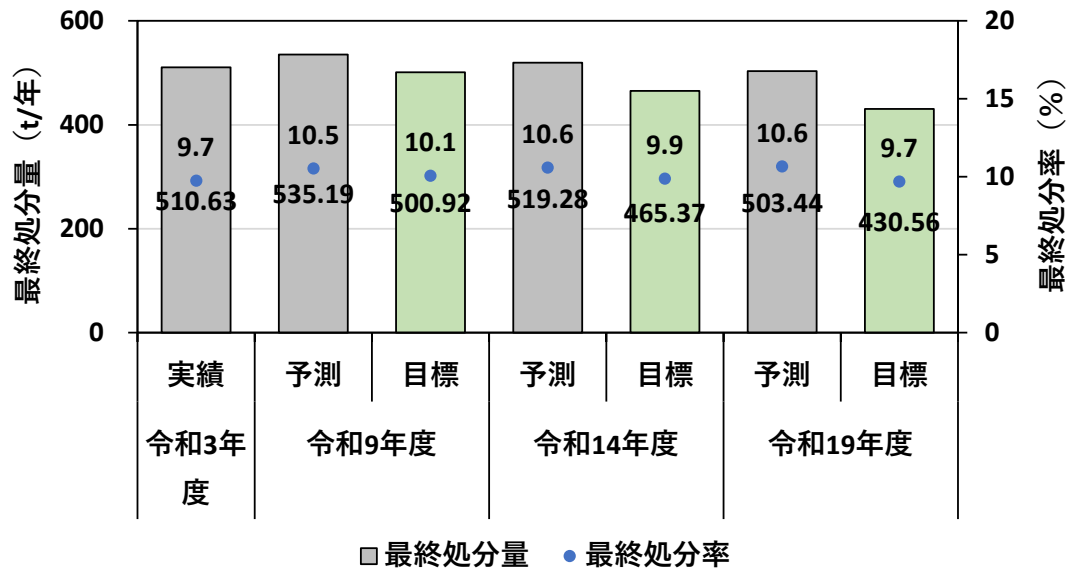


図 4. 4. 6 最終処分量の予測結果と目標値

表 4.4.10 減量効果と再資源化の効果を見込んだ目標値のまとめ

項目			単位	実績					予測																
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	
人口			人	17,226	17,144	17,066	16,895	16,697	16,657	16,617	16,577	16,537	16,497	16,457	16,417	16,377	16,336	16,244	16,152	16,060	15,968	15,875	15,772	15,669	
収集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	g/人・日	547.6	527.5	497.4	495.7	484.0	484.9	476.7	469.0	461.8	455.0	448.4	442.2	436.2	430.3	424.7	419.2	413.8	408.5	403.4	398.4	388.0	
		粗大ごみ	g/人・日	49.1	57.7	58.6	66.3	50.7	50.8	49.9	49.1	48.4	47.7	47.0	46.3	45.7	45.1	44.5	43.9	43.4	42.8	42.3	41.7	41.7	46.6
	資源ごみ	不燃ごみ	g/人・日	0.3	0.8	2.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
		資源ごみ(缶・ビン)	g/人・日	34.5	35.5	31.1	31.9	35.2	35.2	34.6	34.1	33.5	33.1	32.6	32.1	31.7	31.3	30.9	30.4	30.1	29.7	29.3	28.9	28.9	28.4
		ペットボトル	g/人・日	7.6	9.1	8.6	8.9	8.8	8.8	8.7	8.5	8.4	8.3	8.2	8.1	7.9	7.8	7.7	7.6	7.5	7.4	7.3	7.3	7.3	7.3
		その他プラ	g/人・日	24.5	26.4	27.7	30.0	31.2	31.3	30.8	30.3	29.8	29.4	28.9	28.5	28.2	27.8	27.4	27.1	26.7	26.4	26.0	25.7	25.7	24.9
(計)			g/人・日	663.7	657.0	625.7	633.1	609.9	611.1	600.7	591.0	581.9	573.4	565.1	557.3	549.7	542.3	535.2	528.2	521.5	514.8	508.3	502.0	495.7	
事業系ごみ	事業系ごみ	t/日	2.23	2.30	2.39	2.27	2.13	2.20	2.18	2.18	2.16	2.15	2.13	2.13	2.12	2.10	2.09	2.09	2.07	2.06	2.05	2.05	2.03	2.03	
		g/人・日	129.6	134.2	139.9	134.4	127.3	132.1	131.2	131.5	130.6	130.3	129.4	129.7	129.4	128.5	128.6	128.6	129.4	128.8	129.0	129.1	129.9	129.5	
	公共施設	施設のごみ	t/日	0.28	0.31	0.32	0.33	0.35	0.36	0.36	0.36	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.33	0.33
			g/人・日	16.5	18.1	18.9	19.6	20.9	21.6	21.7	21.7	21.2	21.2	21.3	21.3	21.4	20.8	20.9	21.1	21.2	21.3	21.4	20.9	21.1	21.1
	清掃、不法投棄	その他	t/日	0.61	0.55	0.59	0.52	0.53	0.55	0.55	0.54	0.54	0.54	0.53	0.53	0.53	0.53	0.52	0.52	0.52	0.52	0.51	0.51	0.51	0.51
			g/人・日	35.6	32.0	34.6	31.0	31.9	33.0	33.1	32.6	32.7	32.7	32.2	32.3	32.4	32.4	32.0	32.2	32.4	32.6	32.1	32.3	32.3	32.5
(計)			t/日	3.13	3.16	3.30	3.13	3.01	3.11	3.09	3.08	3.05	3.04	3.01	3.01	3.00	2.97	2.95	2.95	2.93	2.92	2.90	2.89	2.87	
			g/人・日	181.8	184.3	193.4	185.0	180.1	186.7	186.0	185.8	184.4	184.3	182.9	183.3	183.2	181.8	181.6	182.6	182.4	182.8	182.6	183.2	183.1	
集団回収	古紙・古布	g/人・日	91.1	86.9	82.6	75.6	70.4	71.2	72.4	73.9	75.5	77.1	79.0	80.8	82.6	84.6	86.5	88.4	90.4	92.3	94.2	96.2	98.2	98.2	
(総排出量)			g/人・日	936.6	928.2	901.7	893.7	860.4	869.1	859.0	850.5	842.1	834.9	827.6	821.2	815.2	808.9	803.9	799.2	794.1	789.6	785.1	781.3	776.9	

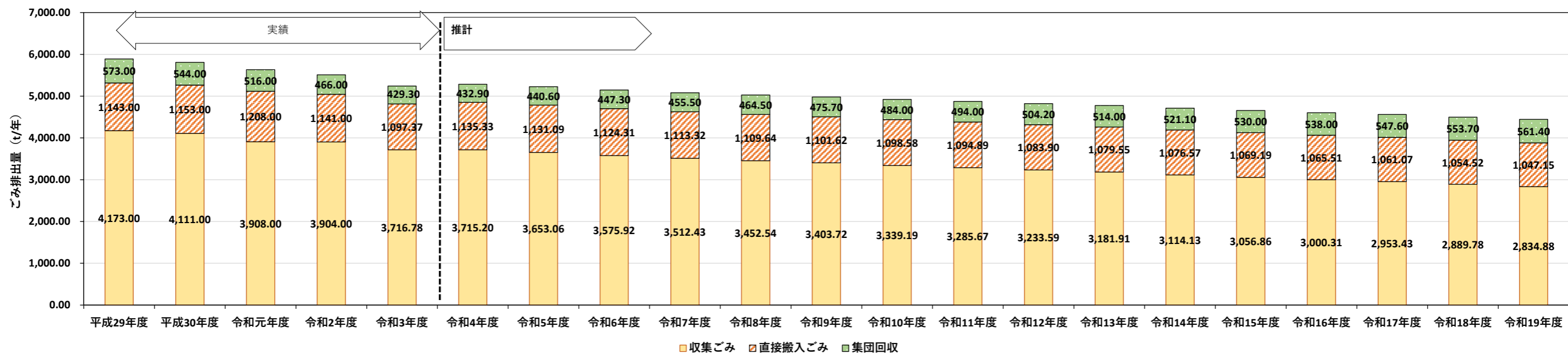


図 4.4.7 減量効果と再資源化の効果を見込んだごみ排出量の目標

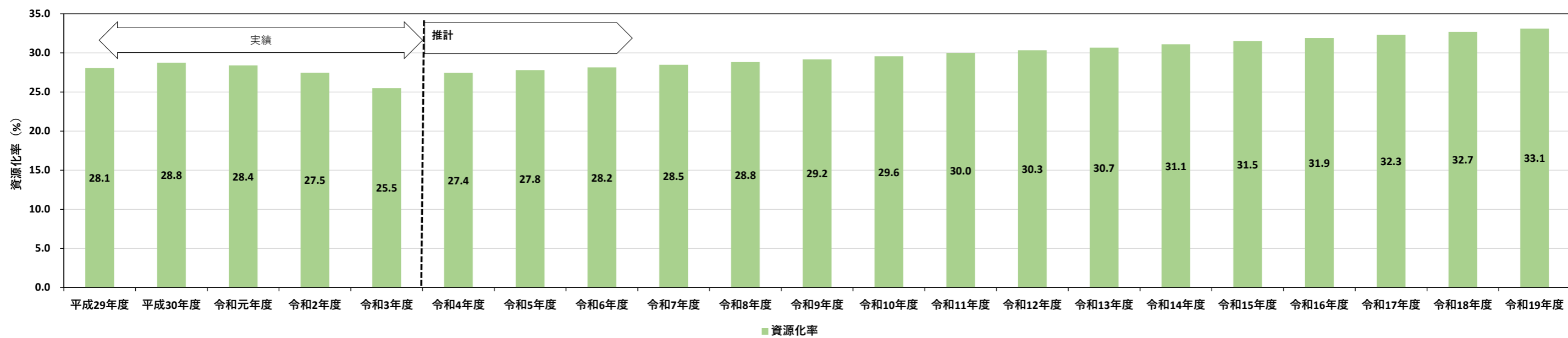


図 4.4.8 減量効果と再資源化の効果を見込んだ資源化率の目標

第5節 ごみ処理の基本方針と施策展開

1. 施策の実施

ごみ減量等目標値を達成していくためには、取り組みの状況や目標値の達成等を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要となる。

この考えに基づき、本計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善・代替案）のPDCAサイクルにより、継続的改善を図る。

また、各施策の費用対効果についても検討し、効率的・経済的な施策の実施を行う。

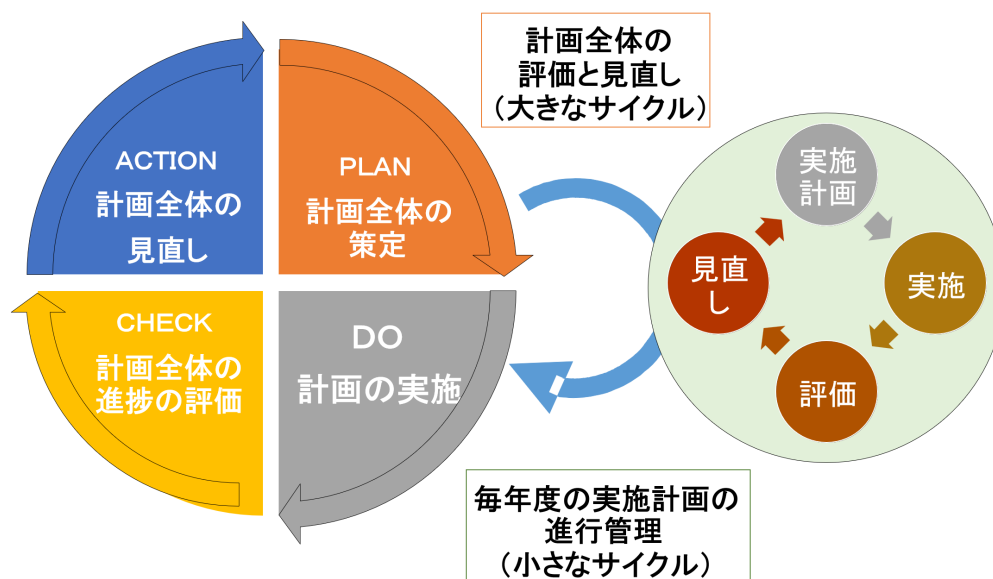


図 4.5.1 計画の進行管理イメージ

2. 施策の検討

(1) 本計画における施策の検討及び実施の方向性について

ごみの発生・排出を抑制し、適切な資源化を推進していくことは、今日のごみ処理において非常に重要なことであり、それを着実に実行していくことが持続可能な循環型社会の構築のために求められる。

本計画では、さらなるごみの減量化を目指して、ごみの発生・排出抑制・再資源化に、より重点を置いた施策の実施、検討を進めていくとともに、適正な処理を行った後にどうしても残ってしまうごみについては、その最終処分の安定的な継続についても検討を進めることとする。

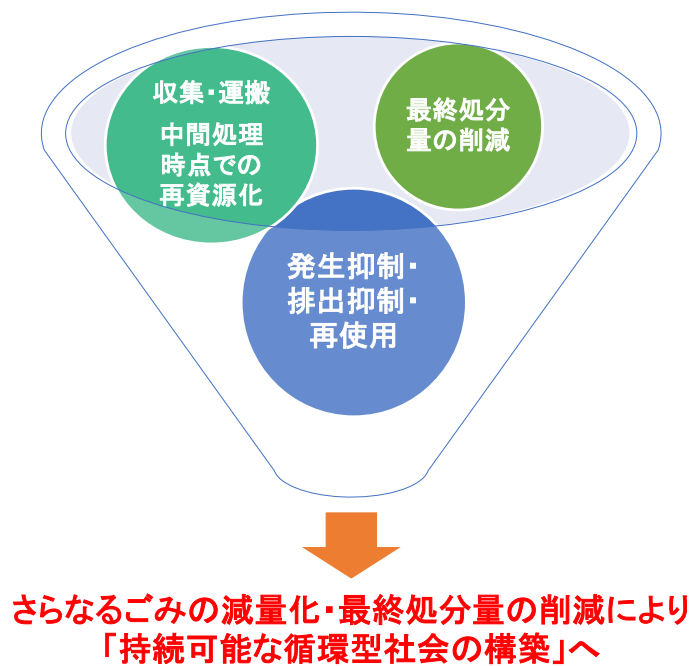


図 4.5.2 計画の方向性イメージ

(2) 将来の中間処理スキームについて

本町では、町が管理する一般廃棄物処理施設「忠岡町クリーンセンター」が昭和61年に供用を開始し、約37年が経過しようとする中で、施設老朽化の進行に伴う維持管理コストの増大、少子高齢化・人口減少の進行に伴う税収の減少やごみ量の減少など様々な課題への対応、また、大規模災害が発生した際の災害廃棄物やプラスチック資源循環促進法への対応など、今後の循環型社会づくりを踏まえた廃棄物処理施設の整備・運営方式について、調査・検討を行った。

その結果、廃棄物処理施設を民間活力により整備・運営し、忠岡町が一般廃棄物の処理を当該民間事業者へ委託する公民連携による事業方式を優先事業方式として選定するとともに、当該事業方式について公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施した結果、選定された事業者との間で「(仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定(令和5年2月8日)」を締結した。

今後は、当該公民連携協定に基づいて事業詳細を検討し、実施していくこととなるが、本計画の施策を位置づけるにあたり密接に関連する事業となるため、その概要をここに示す。また、63ページに示す施策の実施について、中間目標年度及び最終目標年度以外であっても、当該事業の進捗等により施策展開に大きな影響が認められた場合は、計画の見直しを行うものとする。

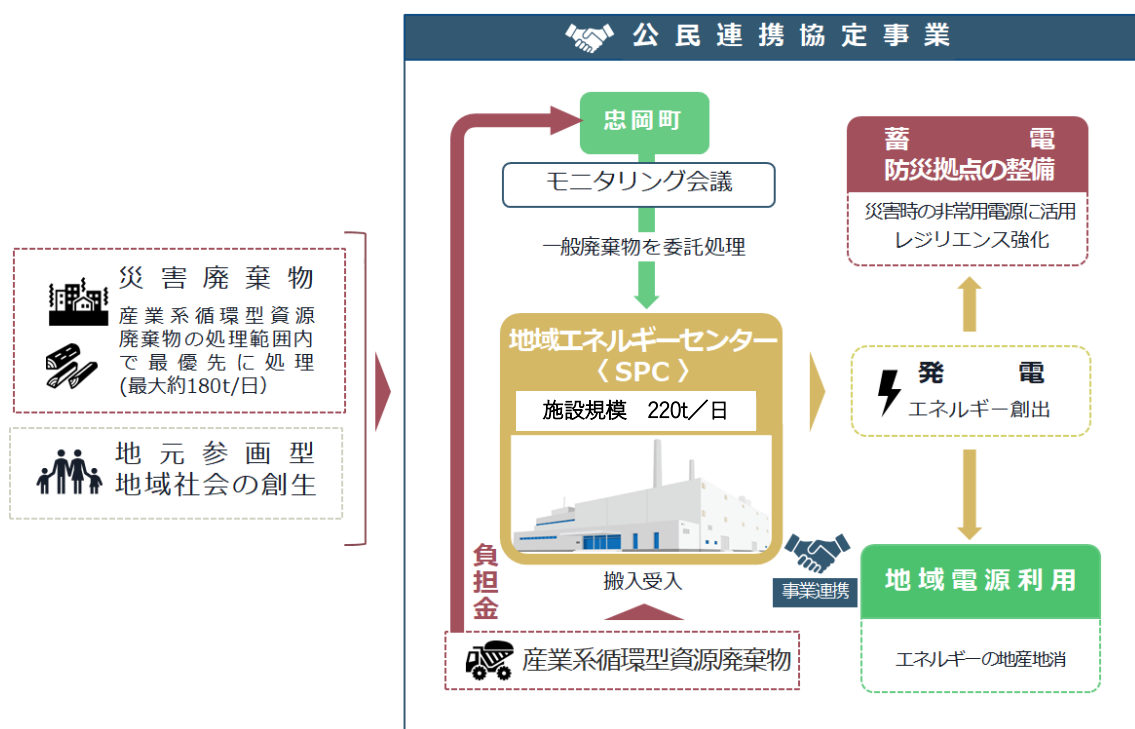


図 4.5.3 新しいごみ処理の事業手法のイメージ

【事業の概要】

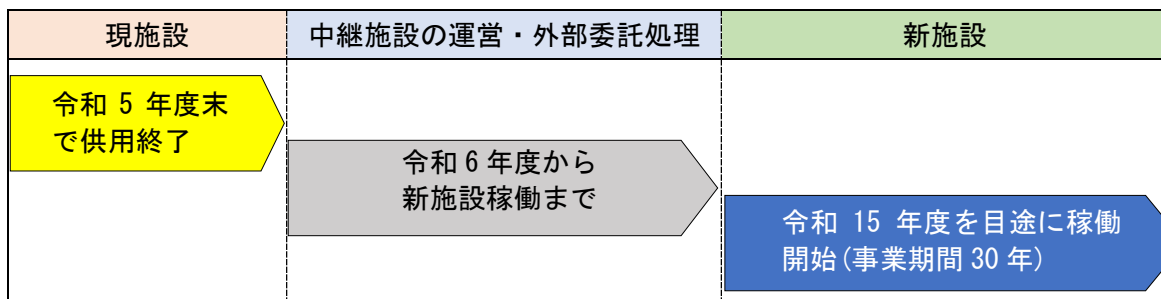
事業の概要は、表 4.5.1 の通りである。

表 4.5.1 事業の概要

① 事業の名称	(仮称)地域エネルギーセンター等整備・運営事業	
② 事業の実施場所	大阪府泉北郡忠岡町新浜 2 丁目 5 番 46 号	
③ 事業の種類	一般廃棄物中継施設の 整備・運営・外部委託処理事業	(仮称)地域エネルギーセンター の整備・運営事業
④ 整備する施設の 概要	一般廃棄物中継施設	焼却施設 (処理能力 220 t / 日) + リサイクルセンター (中継施設を 活用)
⑤ 処理対象物	一般廃棄物 (忠岡町)	一般廃棄物 (忠岡町) + 産業廃棄物 (忠岡町の承認を得た もの) ※ 自然災害が発生し、忠岡町に おいて災害廃棄物が発生した際 は優先的に受入れを行う。
⑥ 施設の稼働目標	令和 6 年 4 月の稼働開始 を目標とする	令和 15 年 4 月の稼働開始 を目標とする

※上記の内容は現時点での予定であり、今後の詳細調査・計画・設計により変更となる場合がある。

表 4.5.2 ごみ処理の中継施設の運営・外部委託処理、新施設稼働までの概略スケジュール



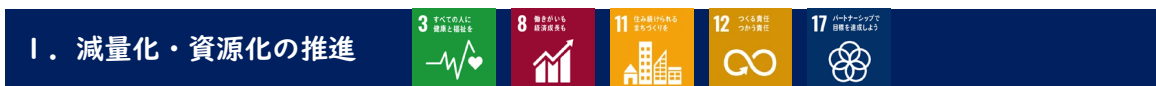
(3) 施策の体系

施策の体系図は、次のとおりである。



(4) 施策の実施内容

施策の実施内容は、次のとおりである。



住民との協働による取り組みの推進

① 資源等分別回収の促進

資源分別回収の取り組みは引き続き継続し、正しい分け方・出し方の広報啓発に取り組むとともに、必要な場合は分別区分の新設・変更等を行い、資源化率の向上を図る。

② 生ごみの排出抑制

手つかず食品や食べ残しに代表される食品ロスの削減、生ごみの水切り、生ごみの家庭・事業所等での堆肥化等を広報啓発することにより、生ごみの排出抑制を図る。

③ 住民の取り組みの推進

住民団体、自治会等の活動を支援し、排出抑制、正しい分別、資源化促進に有効となる活動や取り組みを支援していく。エコクラブやボランティア等と連携し、ごみの減量化・資源化等の推進に関する施策について協力し、ごみに関する意識の向上に努める。

④ 過剰包装の自粛

マイバックの呼びかけの継続、レジ袋の削減の啓発のほか、販売店、消費者双方に呼び掛けて、過剰包装を減らし、過剰包装由来の廃棄物の削減を図る。

⑤ 使い捨て製品の使用抑制

使い捨て製品から、長く使う、繰り返し使うといった行動の変化を促すよう広報啓発を行い、使い捨て製品の使用抑制を図っていく。また、できるだけ物を無駄に消費しない生活スタイルを心がけるよう啓発していく。

⑥ 再生品、不要品の再使用

トイレットペーパー等の日用品は、再生品の使用を啓発する。まだ使用できる不用品は、地域で開催されるフリーマーケットやバザーを活用し、必要とする人に譲るなど、ものを長く大切に使う習慣について広報啓発を行う。

家庭用生ごみ処理機器購入助成金の充実

① 各種基金等による資金確保策

家庭用生ごみ処理機助成制度の拡充のために、活用できる基金等の創設を検討し、安定して継続できる制度の運営を図る。

食品ロス対策の推進

① 食品ロスを削減するために、飲食店と連携したキャンペーン、イベント、啓発活動、広報資料の作成・配布を実施

食品ロス削減に有効となる、飲食店と連携したキャンペーン、イベント、啓発活動、広報資料の作成・配布、食品ロスに係る実態調査の実施、食品ロス削減計画策定等の取り組みを行う。

食品ロスとは

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。

我が国では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は年間 522 万トン(農林水産省及び環境省による令和 2 年度推計値)といわれていて、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量(2020 年で年間約 420 万トン)の 1.2 倍に相当する。

食品ロスを国民 1 人当たりで換算すると約 113g となり、これはお茶碗一杯分とかおにぎり 1 個分と表現されている。金額に換算すると、ある自治体の調査では、手つかず食品の廃棄量は国民 1 人当たり年間約 23,000 円という試算結果があり、決して少ない量ではないといえる。(令和 3 年度亀岡市調べ)

大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要である。

食品ロス削減のためには、家庭では、買いすぎない、作りすぎない、冷蔵庫内に貯めすぎない、飲食店などの事業者では、材料を買いすぎない、適正な量の料理の提供(ご飯の量を小盛り、普通、大盛のように選べるようにしているなど)、食べきれない分の持ち帰り等の取り組みがあるが、このほかにも各家庭や事業者で多くの工夫が取り組まれている。

新しい取り組み例として、ちょっとした仕掛けにより人の行動変容を促す手法である「ナッジ」を取り入れ、飲食店等において食べ残しの防止等を図る試みもなされている。



飲食店における子供向け食べ残し防止啓発の工夫や商材の例

出典：ナッジ等を活用した食品ロス削減行動促進事業(令和 3 年度・横浜市)

広報・啓発の推進

- ① 分別意識をさらに高めるため、ごみ分別辞典を発展、Web サイト、アプリ等を含めた効果的な広報啓発方法の実施

分別意識をさらに高めるための、ごみ分別辞典を発展させ、Web サイト、アプリ等を含めた効果的な広報啓発方法を実施する。

- ② 若年層から環境意識や循環型社会に対するマインドを形成するため、学校等でのごみ・環境教育のツール作成と推進

小学校等でのごみ・環境教育のツール作成と推進により、若年層から環境意識や循環型社会に対するマインド形成を図る。

- ③ 広い世代への循環型社会への意識高揚を図るための、出前講座等の広報啓発活動の拡充

広い世代に対する出前講座等の広報啓発活動により、ごみ減量化や資源化等に対する正しい知識を普及し、循環型社会への意識高揚を図る。

事業者との協働による取り組みの推進

- ① 事業系ごみの削減のため、多量排出事業者はじめ事業者とのコミュニケーションを密にし、報告の提出や訪問指導を通じた減量化策の推進

事業者に対しては、行政とのコミュニケーションの機会を増やし、指導のための訪問を通じて、一方通行ではなく、事業者からも意見等を聞く等、双方向型のコミュニケーションにより、減量意識や排出方法についての理解を深める。また、多量排出事業者に対しては、報告の機会のほか、訪問指導等を通じて、排出抑制、分別排出、紙ごみや食品廃棄物の資源化の促進等を促していく。

- ② 事業者の環境マインドを高めるために効果的な「エコアクション 21」等の環境マネジメント手法の普及促進

環境省がガイドラインを策定している中小企業向けの環境マネジメントシステム「エコアクション 21」は廃棄物の減量化にも有効であることから、町内事業者への講習会実施等の普及促進を図る。

エコアクション 21 とは

環境省が策定した中小企業でも取り組みがしやすいように検討された環境経営マネジメントシステム。二酸化炭素、水、廃棄物については、必ず目標化して取り組みをすることが定められているため、脱炭素や廃棄物削減を目指すために有効なツールである。

エコアクション 21 の実施団体(中央事務局)では、イニシアティブプログラムという、自治体の実施する事業者向け取得支援を後押しする事業を実施しているため、こうした仕組みを利用することも有効と考えられる。



エコアクション 21 の
ロゴマーク

● 関西圏でのイニシアティブプログラム参加自治体の実績

尼崎市／伊丹市／茨木市／大阪市／加古川市／加西市／川西市／堺市／吹田市／摂津市／大東市／高砂市／高槻市／豊中市／富田林市／長浜市／羽曳野市／東大阪市／枚方市／守山市／和歌山市／河南町

出典：エコアクション 21 中央事務局、2006 年度以降の累積実績

分別収集の実施

- ① 排出抑制及び資源化を促進するためにトレイを含め分別収集を継続して実施

町内全域を対象とした戸別収集方式は継続・維持する。その上で、排出抑制、資源化促進のためには、適切な分別区分を設定することが大切であることから、現行の分別区分を継続し、分別精度の向上のために、正しい分別・出し方の普及啓発を行う。

分別区分の適宜見直し

- ① プラスチック類の資源化率向上を推進するため、プラ新法を踏まえて、製品プラを含めたプラスチック類の一括収集への変更検討

プラスチック製品について、使い捨て型消費の抑制や、その回収、再資

源化等が強く求められているところであり、プラスチック類の資源化が促進できるよう、分別区分や回収方法を検討していくものとする。

② 雑がみの資源化向上は再資源化率全体にも寄与することから、雑がみの収集区分を資源ごみに明記

雑がみは、可燃ごみ中の比率も大きく、その再資源化はごみ減量と資源化率の双方に有効であることから、雑がみを資源ごみに明記するほか、集団回収も活用して、可燃ごみからの雑がみの分別を促進する。

プラ新法とは

プラ新法は、正式には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律」といい、令和4年4月より施行された。この法律に基づき、事業者では使い捨てプラスチックの削減・自主回収と再資源化・排出抑制、自治体ではプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化への取組等が求められる。

限りある資源の有効利用のためにも、使い捨てプラスチック製品を今までのように大量消費するライフスタイルからの転換が必要である。

●推計例

大阪商業大学原田准教授による調査では、大阪湾には300万枚のレジ袋が沈んでいるという試算がある。

●取り組み事例

関西エアポート株式会社では、空港内イベントでは、プラを排除したサービス提供を心掛ける等、環境に配慮した大会運営を実施している。



KIX 国際交流ドラゴンボート大会での食品容器への配慮

泉大津市では、ごみ拾い SNS アプリ「PIRIKA」を用いた管理ページ「きれいにしよか! いずみおおつ」の運営を開始しているほか、チームで力を合わせ制限時間内に決められたエリア内でごみ拾いを行い、拾ったごみの量と質でポイントを競う「スポーツ GOMI 拾い」の実施等を通じてプラごみ散乱の抑止を図っている。



ごみ拾い SNS アプリ「PIRIKA」のアイコン(左)とスポーツ GOMI 拾いの実施状況(右2枚)
上記推計・事例の出典:「おおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議」プラスチック対策事例集(令和2年 大阪府)

有料化効果の検証

- ① 現行の料金体制は維持するが、排出者のインセンティブを高めるため、将来は(仮称)地域エネルギーセンターの稼働とタイミングを合わせてより減量意識を誘導しやすい方法を検討

ごみ処理有料化は、ごみの減量に有効な経済的手法の一つであるが、今後は地域エネルギーセンターの稼働等のごみ処理体制の大きな変化を迎えるため、他自治体事例等を参考に、より減量意識を誘導しやすい方法を研究・検討していく。

2. 適正処理の推進



(仮称)地域エネルギーセンターを次期中間処理の基幹として整備し、廃棄物処理だけでなく地域へのエネルギー供給の核として位置づけ

- ① (仮称)地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定に基づく事業の推進

(仮称)地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定に基づき、官民による協議体を立ち上げ、事業の詳細について協議を行う。

- ② 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築

(仮称)地域エネルギーセンターにより創出された電力を地域で消費するエネルギーの地産地消の詳細なスキームを立案する。

- ③ モニタリング体制の構築

公民連携による廃棄物処理が技術的、財務的、法務的に適正な運営がなされているかについて、適切なモニタリング体制を構築する。

3. 脱炭素化の推進



第4次地球温暖化対策実行計画と整合させつつ、(仮称)地域エネルギーセンターを核とする、地域でのエネルギー活用とカーボンフリー化、エネルギーの地産地消の推進

- ① 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築

(仮称)地域エネルギーセンターにより創出された電力を地域で消費するエネルギーの地産地消の詳細なスキームを立案する。

- ② 公共施設、地域振興に効果のある施設等への電力の供給により RE100 を推進

公共施設への電力供給を行い、公共施設における再生利用エネルギー利用率 100%(RE100)に貢献する。

生活ごみと二酸化炭素との関係

本町の1人1日当たり生活ごみの量約610g(令和2年度・表3.2.2)は、どの程度、地球温暖化に関与しているのか試算してみた。表3.2.7より、可燃ごみ組成を参考にすると、

1人1日当たりの地球温暖化に関与する二酸化炭素量(おおむねプラスチック等の人工材料由来のもの)は、約152g、これは、電力量約352ワット・時を発電した場合の二酸化炭素

量とほぼ同じとなる。つまり、今のままでごみを捨て続けることにより、毎日、352 ワット・時分がごみとして無駄に捨てられていることになる。

352 ワット・時は、電子レンジ(約 1 キロワットと仮定)を約 21 分間動かした場合の電力にほぼ等しく、昼食の支度をするのに十分な電力と同じ程度と考えてよい。

地域企業との電力供給等のパートナーシップの推進と地域循環共生圏の構築

① 地域企業への電力供給をはじめとしたパートナーシップの推進と地域循環共生圏の構築

地域企業とパートナーシップ関係を構築し、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築により地域の産業における脱炭素を目指す。

ごみ処理工程全体を通じた、脱炭素に向けた進捗状況の把握、効果の確認、対応策の検討

① 収集運搬工程を含め、ごみ処理工程を通じた二酸化炭素量算定ツール構築と活用

ごみ処理工程に係る二酸化炭素排出量を、算定ツール等を用いて定量化・可視化することで、脱炭素に向けた進捗状況の把握、効果の確認、対応策の検討等に活用を図る。

4. 生活スタイルの変化に合わせた柔軟な施策の推進



実施計画策定におけるごみ発生量の観測

① 毎年度の実施計画策定時におけるごみ発生トレンドの観測

計画期間内における社会動向の変化を適切にとらえ、柔軟な施策展開を図るため、毎年度の実施計画策定時にごみ発生量を観測するとともに、本計画の目標値と照合し、ごみ発生トレンドの分析を行う。

排出抑制・資源化に係る柔軟な施策実現

① 突発的事象に対応した柔軟な施策実現

上記の観測により、短期的又は突発的な社会的事象によりごみの排出トレンドが変化すると判断される場合には、本計画の期間中であっても必要な施策を検討し実施する。また、当該施策の実施に当たり専門的意見等を必要とする場合は、廃棄物減量等推進審議会や同専門部会を活用し、社会的動向について確認を行うことも考えられる。



災害時の適正な廃棄物処理に係る計画の策定

① 災害廃棄物処理計画の策定

災害発生後、災害廃棄物等を速やかに適正処理していくための手順を示すため、「忠岡町災害廃棄物処理計画」の策定を行う。また、同計画は本町の災害対策全般にわたる基本的な計画である「忠岡町地域防災計画」及び本町の一般廃棄物処理に係る基本的な計画である「忠岡町一般廃棄物処理基本計画（本計画）」を災害廃棄物処理という側面から補完する役割を果たすものとして策定する。

※「忠岡町地域防災計画（令和3年3月修正）」の廃棄物に係る関連事項抜粋を、表4.5.3に示す。

他自治体及び民間処理業者と連携した災害時廃棄物処理の検討

① 他自治体と連携した災害廃棄物処理の検討

（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業の実施期間中においても、他自治体と連携した災害時の共助体制を維持・推進していく。

② 民間施設と連携した災害廃棄物処理の検討

（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業の実施期間中においても、民間処理業者と連携した災害時の処理対策を維持・推進していく。

災害時利用などを踏まえた廃棄物処理体制の検討

① 廃棄物発電の災害時利用の検討

（仮称）地域エネルギーセンターにより創出された電力を施設やモビリティに蓄電し災害時利用を図るなど、電力の災害時利用の在り方について検討を行う。

6. その他



不適正処理・不法投棄への対応

① 事業者への適正処理の呼びかけの実施

住民・事業者に対して適正処理への協力を呼びかけ、意識向上を図るとともに、不法投棄等を目撃したら通報していただく等の協力体制を樹立する。

② 土地所有者への注意喚起の呼びかけの実施

不法投棄が多発しがちな特徴を持つ土地においては、土地所有者等への注意喚起を促す等、不法投棄の防止に努めていく。

特別管理一般廃棄物・処理困難物の取り扱い

① 適正処理の啓発活動の実施

PCBを含む家電製品や感染性一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、本町では処理を行わない。また、処理困難物については購入店や施工業

者等に引き取ってもらうよう啓発していく。

水銀を含む廃棄物の処理

① 水銀含有製品廃棄物等の適正処理の啓発

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」に基づき、市町村は、その区域内において廃棄された水銀含有製品（電池、体温計、血圧計、蛍光灯等）を適正に回収するよう努めなければならないとされていることから、引き続き有害ごみとして適正に取り扱い処理する。

蛍光灯などの適正処理

蛍光灯は、広く普及してきたが、水銀を含むため、今後は水銀を含まずまた消費電力も有利な LED 電灯に置き換わっていくものと考えられる。各家庭・事業所でも使用されている蛍光灯は、廃棄するときは、引き続き適正処理が必要である。適正処理のために、店頭での回収や、回収後分別しての運搬、適正管理が必要である。



店頭回収の例(札幌市)(左)、回収した蛍光灯等の分別保管ボックス例(埼玉県小川町)(右)
出典：市町村等における水銀使用廃製品の回収事例集 第2版 平成30年6月 環境省

啓発活動や助成活動の財源確保のため、各種基金等の活用

① 啓発活動や助成活動の財源確保のため、各種基金等の活用

安定・継続した啓発活動や助成活動の財源確保のため、各種基金等の創設を検討する。

計画の進行管理

① PDCA(計画→実行→評価→改善)サイクルによる継続的な進行管理の実施







計画の着実な実施のためには定期的な点検と修正案の実行といった、PDCA サイクルに基づいた継続的なサイクルが必要であり、これを実行していく。

表 4.5.3 忠岡町地域防災計画の関連事項

概 要
<p>災害応急対策 第8章 社会環境の確保</p> <p>第2節 廃棄物の処理</p> <p>本町は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。</p> <p>第1 し尿処理</p> <p>1 初期対応</p> <p>(1) 本町は、上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込を勘案し、避難所をはじめ、被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。</p> <p>(2) 本町は、被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者等に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。</p> <p>2 処理活動</p> <p>(1) 本町は、速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。</p> <p>(2) 本町は、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。</p> <p>(3) 本町は、必要に応じて、大阪府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。</p> <p>第2 ごみ処理</p> <p>1 初期対応</p> <p>(1) 本町は、避難所をはじめ、被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。</p> <p>(2) 本町は、ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p>2 処理活動</p> <p>(1) 本町は、被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。</p> <p>(2) 本町は、必要に応じて、一時保管場所を設置する。</p> <p>(3) 本町は、防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。</p> <p>(4) 本町は、殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つよう努める。</p> <p>(5) 本町は、必要に応じて、大阪府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。</p> <p>第3 災害廃棄物等(津波堆積物を含む。)処理</p> <p>1 初期対応</p> <p>(1) 本町は、災害廃棄物等の種類等を勘案し発生量を把握する。</p> <p>(2) 本町は、災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。</p> <p>2 処理活動</p> <p>(1) 本町は、災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。</p> <p>(2) 本町は、災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い最終処分量の低減を図る。</p> <p>(3) 本町は、アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。</p> <p>(4) 本町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。</p> <p>(5) 本町は、必要に応じて、大阪府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</p>

(令和3年3月修正)

表 4.5.4 施策の実施スケジュール

基本方針	施策	令和 5～ 9 年度 (中間目標)	令和 10～ 14 年度 (中間目標)	令和 15～ 19 年度 (計画目標)
1. 減量化・資源化計画 	住民との協同による取り組みの推進	継続		
	家庭用生ごみ処理機器購入助成金の充実	継続		
	食品ロス対策の推進	計画策定 調査実施	施策実施	施策実施
	広報・啓発の推進	継続		
	事業者との協同による取り組みの推進	継続		
	分別収集の実施	継続		
	分別区分の適宜見直し	適宜見直し		
有料化効果の検証	継続			
2. 適正処理の推進 	(仮称)地域エネルギーセンターを次期中間処理の基幹として整備し、廃棄物処理だけでなく地域へのエネルギー供給の核として位置づけ	(仮称)地域エネルギーセンター等整備・運営事業 令和 6 年度から新施設稼働まで 中継輸送 稼働期間 30 年間 建設工事等 地域エネルギーセンター共用		
	第 4 次地球温暖化対策実行計画との整合させつつ、(仮称)地域エネルギーセンターを核とする、地域でのエネルギー活用とカーボンフリー化、エネルギーの地産地消の推進	新施設稼働まで 検討・準備 稼働期間 30 年間 地域エネルギーセンター共用と連動して実施		
3. 脱炭素化計画 	地域企業との電力供給等のパートナーシップの推進と地域循環共生圏の構築	新施設稼働まで 検討・準備 稼働期間 30 年間 地域エネルギーセンター共用と連動して実施		
	ごみ処理工程全体を通じた、脱炭素に向けた進捗状況の把握、効果の確認、対応策の検討	新施設稼働まで 検討・準備 稼働期間 30 年間 地域エネルギーセンター共用と連動して実施		
4. 生活スタイルの変化に合わせた柔軟な施策の推進 	実施計画策定におけるごみ発生量の観測	施策の見直し	施策の見直し	
	排出抑制・再資源化に係る柔軟な施策実現	効果検証	効果検証	効果検証
4. 災害時の廃棄物処理と BCPの一環としての廃棄物焼却の推進 	災害時の適正な廃棄物処理計画の策定	継続		
	他自治体及び民間処理業者と連携した災害時廃棄物処理の検討	検討・準備	施策実施	地域エネルギーセンター共用と連動して実施
	災害時利用などを踏まえた廃棄物処理体制の検討	検討・準備	地域エネルギーセンター共用と連動して実施	
5. その他 	不適正処理・不法投棄への対応	継続		
	特別管理一般廃棄物・処理困難物の取り扱い	継続		
	水銀を含む廃棄物の処理	継続		
	啓発活動や助成活動の財源確保のため、地球環境基金等の活用	計画準備	施策実施	施策実施
			効果検証	効果検証
	計画の進行管理	継続		

■ 第5章 生活排水処理の現況

第1節 生活排水処理体制

本町では、し尿と生活雑排水を併せて処理する公共下水道、合併処理浄化槽を使用している世帯と、し尿のみを処理する単独処理浄化槽を使用している世帯及びし尿の汲み取りを行っている世帯とがある。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、泉北環境整備施設組合に搬入され処理している。

生活排水処理体制を図 5.1.1 に、処理主体を表 5.1.1 に、一般的な処理施設の分類を表 5.1.2 に示す。

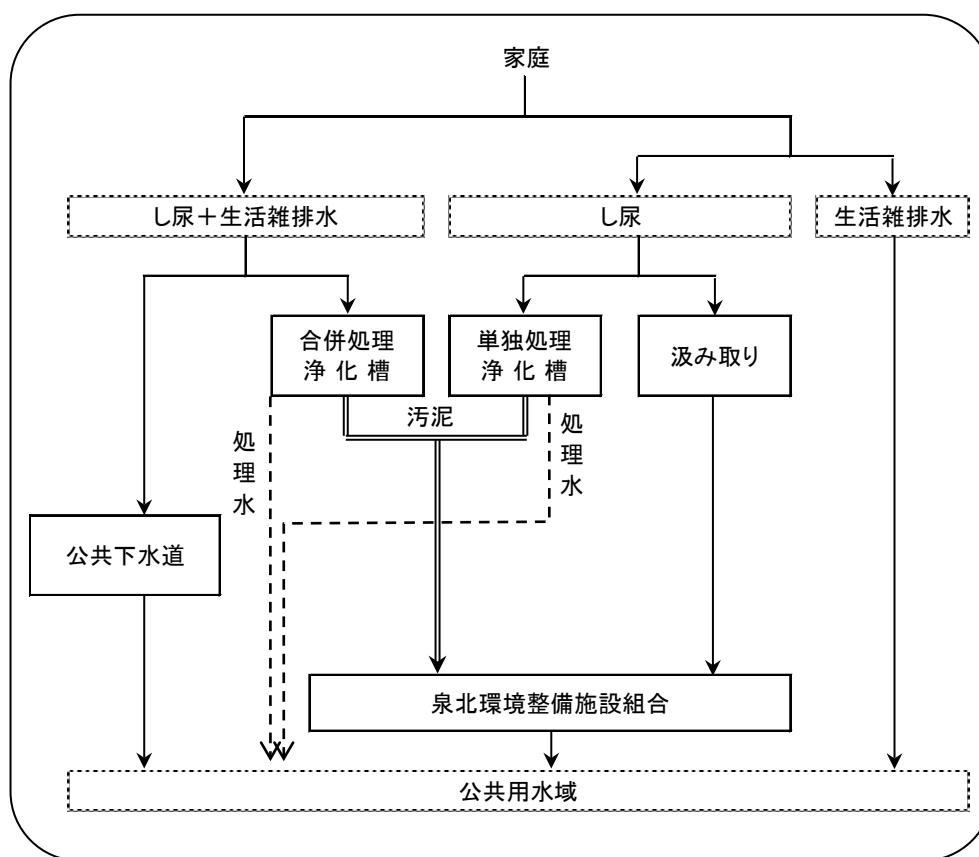


図 5.1.1 生活排水処理体制

表 5.1.1 生活排水の処理主体

区分	処理対象物	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	町
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	世帯
単独処理浄化槽	し尿	世帯

表 5.1.2 処理施設の分類

処理施設の種類の	対象となる排水の種類	設置主体	施設整備規模(計画人口)	対象区域	事業の進め方の特徴	普及している地域、普及しやすいと考えられる地域
下水道	公共下水道	市町村	1千人以上	主として市街地	都市の市街地、団地、住宅地等の人口密集地区において面整備を進める。	既成都市の中心部、都市の宅地等の開発が進められている地域、流域下水道の幹線が敷設されている都市
	流域下水道	都道府県	(第1種)15万人以上(当分10万人以上) (第2種)3万人~15万人	2以上の市町村	河川の両岸、国道等に幹線を敷設し、幹線や終末処理場に近しい都市から面整備を進める。	規模の大きい河川や湖沼の流域に都市が発達している地域、公共下水道を建設していない都市が近接している地域
	特定環境保全公共下水道	都道府県 市町村	1千人~1万人	公共下水道のうち市街化区域外	自然公園、水源地等農山漁村の集落の面整備を行う。	河川や山の斜面に沿って集落が発達している地域
浄化槽	農業・漁業集落排水施設	市町村(土地改良区)	20戸以上 1千人程度以下	農業振興地域内の農業集落	農業振興地域の集落の面整備を行う。	農業振興地域に集落が発達している地域
	コミュニティ・プラント	市町村	101人~3万人	特に制限なし	新規に開発される団地や住宅地、農山漁村の既存の小集落等の面整備を行う。	新規に団地等が開発される地域、あるいは集落毎に生活排水を処理することが適当な地域
	合併処理浄化槽	市町村 個人	—	—	新規に開発される団地、新築建物等に設置する。また、既存の住宅、建物の汲取り便所、単独処理浄化槽を敷設替える。各戸別の小規模なものから大規模なものまで設置者の事情に合わせて選択できる。	新規に団地等が開発される地域、増改築が行われる建物等、地域あるいは集落毎にもしくは各戸別に生活排水を処理することが適当な地域、住民参加による生活排水処理の推進が求められている地域
	単独処理浄化槽	し尿	個人	—	—	現在製造中止である。
し尿処理処理施設	し尿 浄化槽汚泥	市町村	—	—	—	—

[参考]生活排水処理基本計画策定指針(衛環第200号) 平成2年10月 厚生省

第2節 生活排水処理人口の実績

忠岡町では、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿収集による生活排水の処理を行っている。

過去5年間の生活排水処理形態別人口の推移について、表5.2.1、図5.2.1に示す。令和3年度は、計画処理区域内人口16,697人のうち14,960人については、水洗化・生活雑排水処理がなされており、水洗化・生活雑排水処理率は89.6%となっている。

表 5.2.1 生活排水処理形態別人口の推移

区分\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1. 計画処理区域人口	17,226	17,144	17,066	16,895	16,697
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	14,841	14,964	14,978	14,893	14,960
水洗化・生活雑排水処理率	86.2%	87.3%	87.8%	88.2%	89.6%
(1)公共下水道	14,782	14,929	14,944	14,859	14,926
(2)合併処理浄化槽	59	35	34	34	34
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	1,191	1,080	1,033	991	861
4. 非水洗化人口(汲み取り人口)	1,194	1,100	1,055	1,011	876

注) 計画処理区域人口は、忠岡町においては行政区域人口と同一の値となる。

水洗化・生活雑排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)より作成

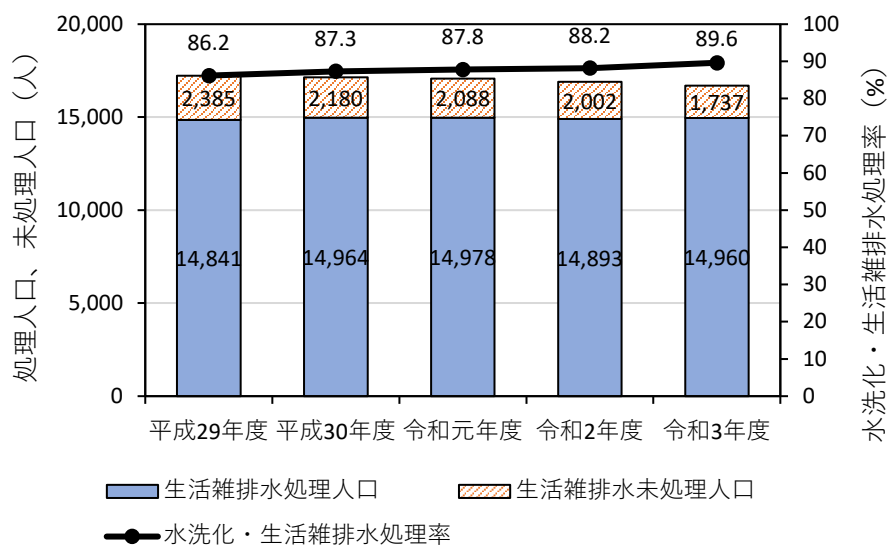


図 5.2.1 生活排水処理形態別人口の推移

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)より作成

水洗化・生活雑排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

ここで、水洗化・生活雑排水処理率について、本町、大阪府の平均及び全国の平均の経年変化の比較と大阪府内での比較を示す。

本町の水洗化・生活雑排水処理率は増加傾向にあるものの、令和3年度においては大阪府の令和2年度時点での平均値を下回っている。全国平均と比較すると、令和2年度までは、ほぼ同水準での推移となっている。

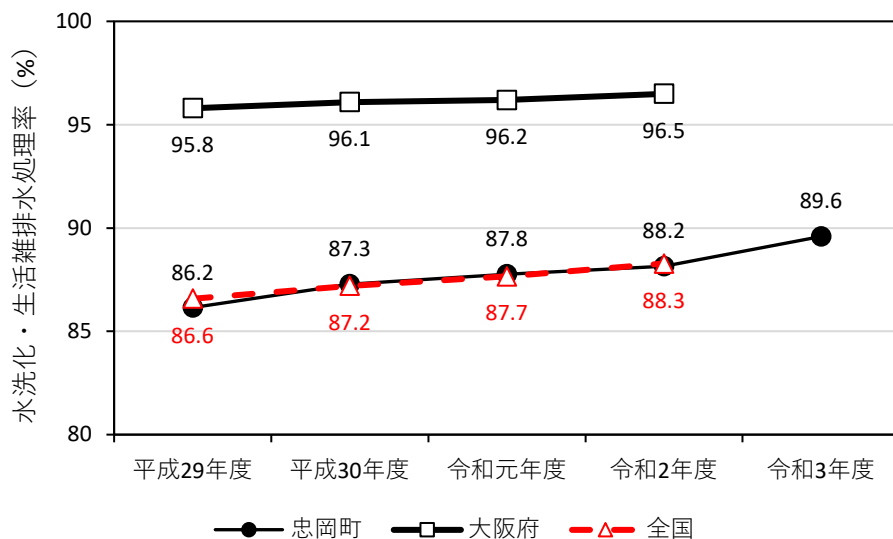


図 5. 2. 2 水洗化・生活雑排水処理率の経年変化の全国及び大阪府との比較

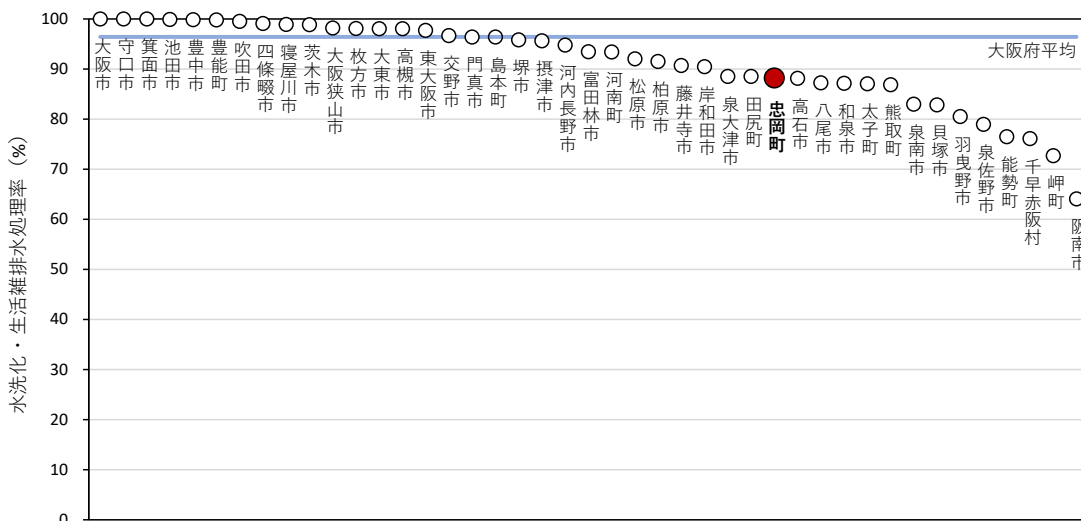


図 5. 2. 3 水洗化・生活雑排水処理率の大阪府内での比較

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)より作成

計算方法:水洗化・生活雑排水処理率=(公共下水道人口+コミュニティ・プラント人口+合併処理浄化槽人口)÷総人口×100(%)

第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

1. し尿・浄化槽汚泥の収集・処理実績

過去5年間におけるし尿・浄化槽汚泥収集量について、表5.3.1、図5.3.1に示す。令和3年度では、収集されたし尿及び浄化槽汚泥の総量1,478 kL/年のうち、し尿量が974 kL/年と約69%を占めている。

原単位はし尿が令和3年度で3.05 L/人・日、浄化槽汚泥が1.54 L/人・日となっている。

表 5.3.1 し尿及び浄化槽汚泥収集量の実績

区分\年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収集人口 (人)	し尿	1,194	1,100	1,055	1,011	876
	浄化槽	1,250	1,115	1,067	1,025	895
収集量 (kL/年)	し尿	1,065	1,153	1,123	915	974
	浄化槽汚泥	603	528	484	590	504
	計	1,668	1,681	1,607	1,505	1,478
原単位 (L/人・日)	し尿	2.44	2.87	2.92	2.47	3.05
	浄化槽汚泥	1.32	1.30	1.24	1.57	1.54

※浄化槽人口は、合併浄化槽人口と単独浄化槽人口の合算値

■し尿収集原単位 (L/人・日) = し尿収集量 (kL/年) ÷ 人口 ÷ 365 日*

■浄化槽汚泥収集原単位 (L/人・日) = 浄化槽汚泥収集量 (kL/年) ÷ 人口 ÷ 365 日*

※閏年の場合は、一年を366日として計算

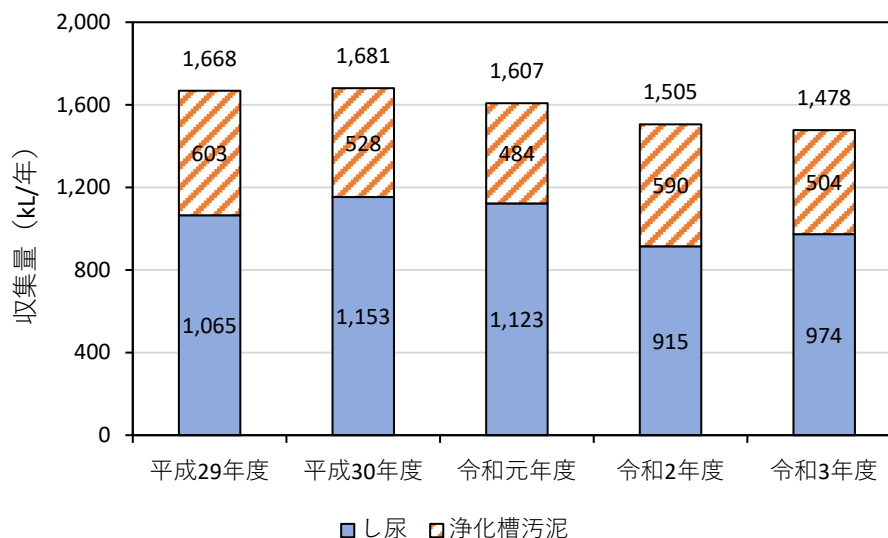


図 5.3.1 し尿及び浄化槽汚泥収集量の実績

2. 収集・処理体制

忠岡町におけるし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者が行っており、処理については、平成 28 年 6 月から泉北環境整備施設組合にて行っている。

収集・運搬体制を表 5.3.2 に示す。

表 5.3.2 収集・運搬体制

項目	体制	車種	台数
し尿・浄化槽汚泥	許可	パキュームカー	3台

第4節 課題の抽出

し尿及び浄化槽汚泥は、引き続き、泉北環境整備施設組合で処理されていく計画である。また、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は、今後も減少傾向が続くものと見込まれる。

町のし尿処理場は、現在は使用されていないため、今後は廃止等を行う必要がある。

また、公共下水道について、汚水管は整備が進んでいて、令和 3 年度の整備率は 97.3% となっているが、接続率は 91.9%にとどまっており、接続世帯の増加により水洗化率の向上を図ることが必要である。

■ 第6章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理基本方針

本町における生活排水処理の基本理念及び基本方針は以下の通りとする。

■ 生活排水処理の基本理念

生活排水処理に関し、より一層の生活排水処理施設の整備に努め、一般家庭等から生じる生活排水を衛生的に処理することを基本理念とし、清潔で衛生的な生活環境の実現と公共用水域の水質保全を図るものとする。

■ 生活排水処理の基本方針

本町では、令和3年度当初現在、汚水管については97.3%の整備が完了しており、今後継続して整備を進めるとともに、公共下水道人口を100%とすることを目指し、水洗化率の向上を図る。

第2節 生活排水処理の目標

1. 達成目標の概要

今後は、公共下水道等の集合処理施設への接続により生活排水処理を進めていくものとし、中間目標年度の令和14年度に水洗化・生活雑排水処理率を95.2%(人口で14,258人)、目標年度の令和19年度に水洗化・生活雑排水処理率を97.2%(人口で13,921人)とすることを目標とする。生活排水処理の達成目標を表6.2.1に示す。

表 6.2.1 生活排水処理の達成目標

○水洗化・生活雑排水処理率の目標

項目	令和3年度	令和9年度	令和14年度	令和19年度
水洗化・生活雑排水処理率(%)	89.6	92.8	95.2	97.2

○人口の目標値(単位:人)

項目	令和3年度	令和9年度	令和14年度	令和19年度
計画処理区域内人口	16,697	15,610	14,979	14,320
水洗化・生活雑排水処理人口	14,960	14,483	14,258	13,921

○生活排水処理形態別人口の目標(単位:人)

項目	令和3年度	令和9年度	令和14年度	令和19年度
水洗化・生活雑排水処理人口	14,960	14,483	14,258	13,921
(1)公共下水道人口	14,926	14,457	14,238	13,907
(2)合併処理浄化槽人口	34	26	20	14
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	861	670	510	351
非水洗化人口(汲み取り人口)	876	457	211	48

注)生活排水処理に係る人口は、公共下水道の各種推計に合わせた推計人口を採用している。

計画処理区域人口は、忠岡町においては行政区域人口と同一の値となる。

2. 処理形態別人口の見込み

(1) 公共下水道人口

公共下水道人口の見込みを表 6.2.2 に示す。

表 6.2.2 公共下水道人口の見込み

年度	計画処理区域内人口 (人)	整備済区域人口		接続人口		
		(人)	整備率 (%)	(人)	接続率 (%)	
実績	平成29	17,226	16,707	97.0	14,782	88.5
	平成30	17,144	16,653	97.1	14,929	89.6
	令和元	17,066	16,582	97.2	14,944	90.1
	令和2	16,895	16,422	97.2	14,859	90.5
	令和3	16,697	16,240	97.3	14,926	91.9
推計	令和4	16,480	16,051	97.4	14,848	92.5
	令和5	16,272	15,865	97.5	14,739	92.9
	令和6	16,065	15,679	97.6	14,629	93.3
	令和7	15,857	15,492	97.7	14,516	93.7
	令和8	15,734	15,403	97.9	14,494	94.1
	令和9	15,610	15,298	98.0	14,457	94.5
	令和10	15,487	15,193	98.1	14,418	94.9
	令和11	15,363	15,087	98.2	14,378	95.3
	令和12	15,240	14,981	98.3	14,337	95.7
	令和13	15,109	14,868	98.4	14,288	96.1
	令和14	14,979	14,754	98.5	14,238	96.5
	令和15	14,848	14,640	98.6	14,187	96.9
	令和16	14,718	14,526	98.7	14,134	97.3
	令和17	14,587	14,412	98.8	14,081	97.7
	令和18	14,453	14,294	98.9	13,994	97.9
令和19	14,320	14,177	99.0	13,907	98.1	
予測根拠	① 公共下水道の 各種推計に合わせた 推計人口 (目標とする将来人口)	② = ① × ③	③ 公共下水道の 各種推計に合 わせた 推計値	④ = ② × ⑤	⑤ 公共下水道の 各種推計に合 わせた 推計値	

(2) 処理形態別人口

計画期間における処理形態別人口の見込みを表 6. 2. 3 及び図 6. 2. 1 に示す。

公共下水道の各種推計と整合するよう、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽、非水洗化人口を設定した。

表 6. 2. 3 処理形態別人口の見込み

年度	計画処理区域内人口 (人)	水洗化・生活雑排水処理人口				水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	非水洗化人口(汲み取り人口)	
		公共下水道	合併処理浄化槽	計	処理率			
実績	平成29	17,226	14,782	59	14,841	86.2	1,191	1,194
	平成30	17,144	14,929	35	14,964	87.3	1,080	1,100
	令和元	17,066	14,944	34	14,978	87.8	1,033	1,055
	令和2	16,895	14,859	34	14,893	88.2	991	1,011
	令和3	16,697	14,926	34	14,960	89.6	861	876
推計	令和4	16,480	14,848	33	14,881	90.3	829	770
	令和5	16,272	14,739	31	14,770	90.8	797	705
	令和6	16,065	14,629	30	14,659	91.2	765	641
	令和7	15,857	14,516	29	14,545	91.7	733	579
	令和8	15,734	14,494	28	14,522	92.3	702	510
	令和9	15,610	14,457	26	14,483	92.8	670	457
	令和10	15,487	14,418	25	14,443	93.3	638	406
	令和11	15,363	14,378	24	14,402	93.7	606	355
	令和12	15,240	14,337	23	14,360	94.2	574	306
	令和13	15,109	14,288	21	14,309	94.7	542	258
	令和14	14,979	14,238	20	14,258	95.2	510	211
	令和15	14,848	14,187	19	14,206	95.7	478	164
	令和16	14,718	14,134	18	14,152	96.2	446	120
	令和17	14,587	14,081	16	14,097	96.6	415	75
	令和18	14,453	13,994	15	14,009	96.9	383	61
令和19	14,320	13,907	14	13,921	97.2	351	48	
予測根拠	① 公共下水道の各種推計に合わせた推計人口(目標とする将来人口)	② 表6.2.2の接続人口	③ 公共下水道の各種推計では、合併処理浄化槽人口は令和30年度に0となることから、令和3年度実績値と令和30年度推計値の間を直線回帰式で推計した値	④ = ② + ③	⑤ = ④ ÷ ①	⑥ 公共下水道の各種推計では、水洗化・生活雑排水未処理人口は令和30年度に0となることから、令和3年度実績値と令和30年度推計値の間を直線回帰式で推計した値	⑦ = ① - ④ - ⑥	

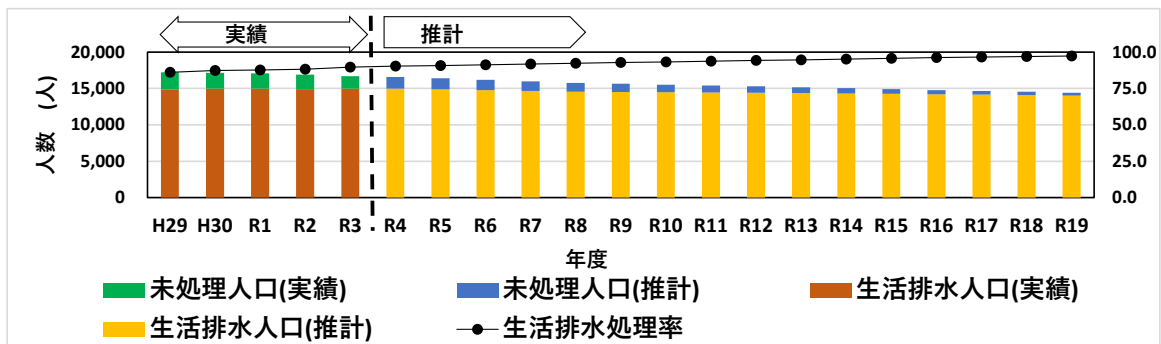


図 6. 2. 1 水洗化・生活雑排水処理率の推移

3. し尿・浄化槽汚泥量の予測

し尿・浄化槽汚泥の予測にあたっては、過去3年間の原単位を基に計画原単位を設定することとする。

し尿・浄化槽汚泥量の予測結果を表6.2.4及び図6.2.2に示す。

表6.2.4 し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

年度	し尿			単独浄化槽汚泥			合併処理浄化槽汚泥			浄化槽汚泥 合計 (kL/年)	合計		
	人口 (人)	原単位 (L/人・日)	収集量 (kL/年)	人口 (人)	原単位 (L/人・日)	収集量 (kL/年)	人口 (人)	原単位 (L/人・日)	収集量 (kL/年)		(kL/年)	(kL/日)	
実績	平成29	1,194	2.44	1,065	1,191	1.28	559	59	2.06	44	603	1,668	4.57
	平成30	1,100	2.87	1,153	1,080	1.27	502	35	2.04	26	528	1,681	4.61
	令和元	1,055	2.92	1,123	1,033	1.22	460	34	1.95	24	484	1,607	4.40
	令和2	1,011	2.47	915	991	1.54	559	34	2.47	31	590	1,505	4.11
推計	令和3	876	3.05	974	861	1.51	474	34	2.41	30	504	1,478	4.05
	令和4	770	2.75	773	829	1.37	413	33	2.19	26	439	1,212	3.32
	令和5	705	2.75	708	797	1.37	397	31	2.19	25	422	1,130	3.1
	令和6	641	2.75	645	765	1.37	382	30	2.19	24	406	1,051	2.87
	令和7	579	2.75	581	733	1.37	365	29	2.19	23	388	969	2.65
	令和8	510	2.75	512	702	1.37	350	28	2.19	22	372	884	2.42
	令和9	457	2.75	459	670	1.37	334	26	2.19	21	355	814	2.23
	令和10	406	2.75	409	638	1.37	319	25	2.19	20	339	748	2.04
	令和11	355	2.75	356	606	1.37	302	24	2.19	19	321	677	1.85
	令和12	306	2.75	307	574	1.37	286	23	2.19	18	304	611	1.67
	令和13	258	2.75	259	542	1.37	270	21	2.19	17	287	546	1.5
	令和14	211	2.75	212	510	1.37	255	20	2.19	16	271	483	1.32
	令和15	164	2.75	165	478	1.37	238	19	2.19	15	253	418	1.15
	令和16	120	2.75	120	446	1.37	222	18	2.19	14	236	356	0.98
	令和17	75	2.75	75	415	1.37	207	16	2.19	13	220	295	0.81
	令和18	61	2.75	61	383	1.37	191	15	2.19	12	203	264	0.72
令和19	48	2.75	48	351	1.37	175	14	2.19	11	186	234	0.64	
予測根拠	表6.2.3より	原単位は過去5年平均値とした。	人口×原単位	表6.2.3より	原単位は過去5年平均値とした。	人口×原単位	表6.2.3より	原単位は過去5年平均値とした。	人口×原単位	合併処理浄化槽と単独処理浄化槽との和			

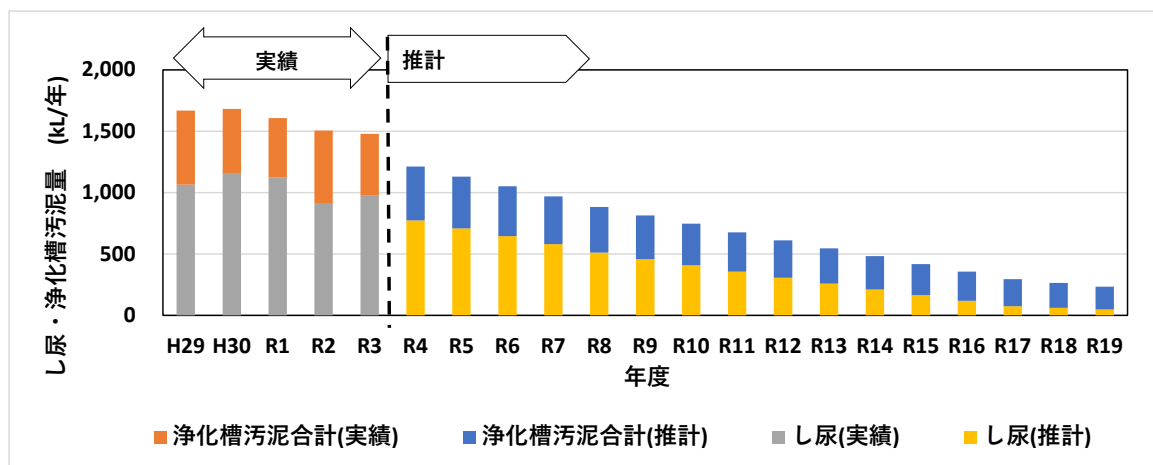


図6.2.2 し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

第3節 し尿及び浄化槽汚泥処理計画



1. し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 排出抑制計画

公共下水道への接続を促進し、水洗化率を向上させることにより、し尿及び浄化槽汚泥は減少することから、下水道整備済区域内の未接続世帯に対しては、継続的に説明し、理解を得られるように努め、早期の接続を図り、区域内での接続の推進を図る。

(2) 収集・運搬計画

現在、許可業者による収集・運搬が行われている。し尿・浄化槽汚泥ともに、量は年々減少傾向にあり、この傾向は今後も続くものと考えられる。平成28年6月より泉北環境整備施設組合で処理を行っており、収集運搬の現体制を今後も継続していくことで、適正かつ円滑な処理を資するものとし、収集対象世帯数等に大きな変動が生じた場合は適宜見直しを行うものとする。

(3) 中間処理計画

下水道整備済区域では、公共下水道による処理を行っていく。し尿及び浄化槽汚泥は、平成28年6月より泉北環境整備施設組合において効率的で安定した処理を行っているため、今後も、この体制を継続するものとする。忠岡町し尿処理場については現在休止していて、今後は、廃止等の手続き、解体工事等を行っていく。

(4) 最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥は、泉北環境整備施設組合において処理されているが、し尿及び浄化槽汚泥の減少、ひいてはし渣焼却灰等の最終処分量の減量効果もあることから、公共下水道への接続促進・水洗化率向上を図っていく。

2. その他関連計画

(1) 住民に対する広報・啓発活動

①環境学習の充実

地域において、公共用水域の水質保全を進めるためには、家庭における生活排水対策について理解を深めてもらうことも重要であり、そのためにも、町民に環境教育や環境学習の機会を提供し、環境問題に対する正しい理解と認識を深めていただくことが必要である。生活排水に対する意識を高揚するための環境学習の場を提供し、住民一人ひとりが発生源削減対策を実施できるよう啓発を図る。また、学校等の教育機関とも連携して、水環境の保全等に関する環境学習を推進する。

② 環境情報の提供

チラシ等の配布、リーフレットの活用、SMSなどのインターネットサービス、ホームページ等の活用などにより、生活排水対策についての情報提供に努める。

③ 地域住民等との連携

地域住民や地域住民で構成される団体、NPO 法人等と連携して、住民一人ひとりが環境に配慮した暮らしが実践できるよう啓発活動を行う。

④ 家庭での生活排水対策実践の普及、エコライフの充実

家庭でできる生活排水対策について、台所での水切りネット、洗剤の使用を少なくするためのアクリルタワシの普及など、誰にでもできる発生源対策の普及促進によりエコライフの充実に図れるよう生活排水対策を推進する。

また、単独処理浄化槽設置者に対しては、環境負荷削減の観点から、維持管理方法、台所・洗濯等からの汚濁負荷の削減についても指導を強化していく。

⑤ 浄化槽の維持管理

浄化槽法に基づき、浄化槽の設置者には定期検査等の維持管理の義務が課されていることから、浄化槽の適正な維持管理を促進するため、関係団体との連携や、チラシやホームページを通じて、浄化槽設置者に対して清掃・保守点検・法定検査の「三大義務」の実施の啓発を進める。また、管理不十分な浄化槽管理者に対し、訪問指導を強化する。

表 6.3.1 浄化槽の三大義務

義務の種類	内容	根拠法令
清掃	浄化槽は、1年（全ぼつき方式は6ヶ月）に1回、許可業者による汚泥の抜き取り・清掃が必要である。	浄化槽法 第9条、第10条
保守点検	浄化槽の装置・機械が正しく働いているか点検し、調整・補修、消毒剤の補給等のために保守点検を行う。保守点検の頻度は、浄化槽の形式や規模ごとに定められている。	浄化槽法 第9条、第10条
法定検査	浄化槽管理者に年1回の受検が義務付けられている定期検査であり、浄化槽が正常に機能しているか、また、日頃の保守点検や清掃が適正に行われているかを検査する。 検査の内容 外観検査(設置状況・設備の稼働状態) 水質検査(浄化槽の処理機能) 書類検査(保守点検・清掃の記録)	浄化槽法 第11条

(2) 地域に関する諸計画との関係

生活排水処理基本計画の推進にあたっては、本計画の「第4章 ごみ処理基本計画」とも整合を図り、循環型社会の形成を目指すものとする。

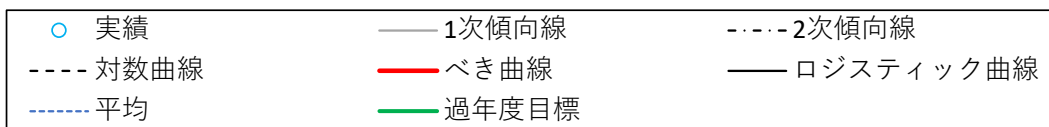
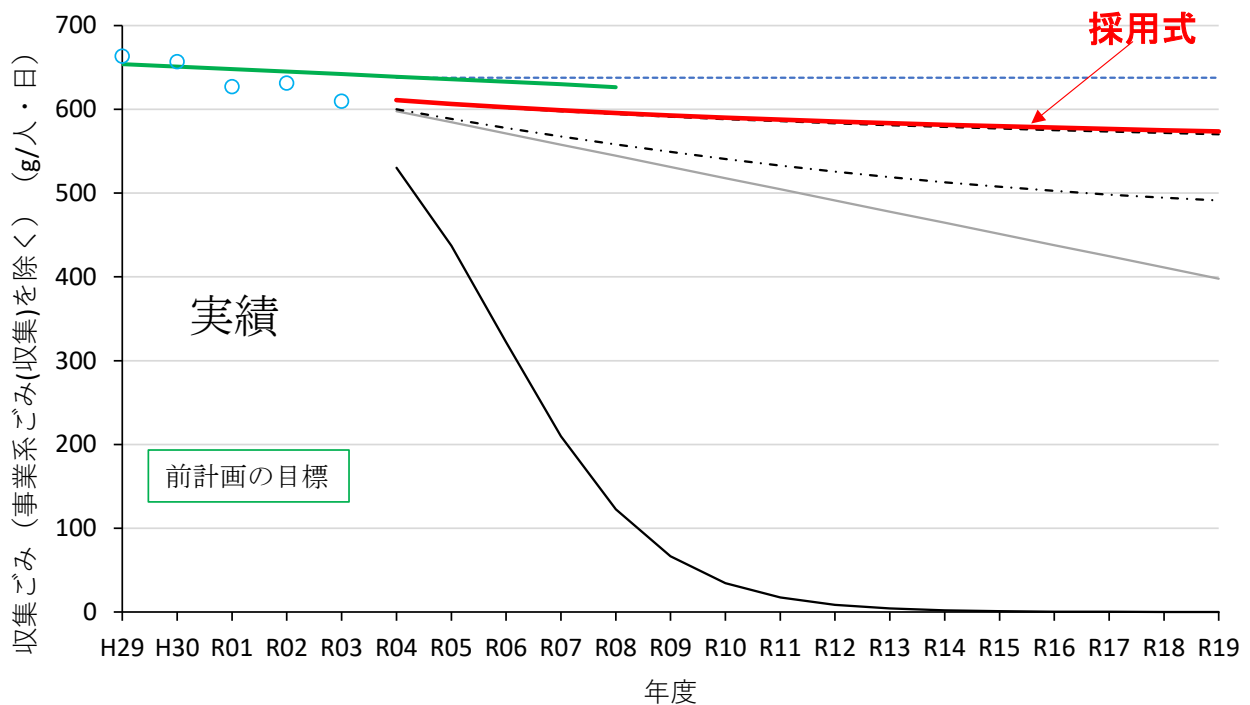
資 料 編

1. ごみ排出量及び処理・処分量の予測値

予測項目		採用式	採用根拠	
収集ごみ	1人1日当たり排出量	収集ごみ全体	過去5年の実績により、べき曲線により算出	実績が減少傾向にあり、推計式による予測結果の決定係数が最も小さく、現状からの変動も小さいことからべき曲線を採用した。
		一般家庭ごみ	—	収集ごみ全体の予測値に対して、過去の実績から算出した構成率の5年間平均値を乗じて算出
		大型ごみ(可燃物)	—	収集ごみ全体の予測値に対して、過去の実績から算出した構成率の5年間平均値を乗じて算出
		大型ごみ(不燃物)	—	収集ごみ全体の予測値に対して、過去の実績から算出した構成率の5年間平均値を乗じて算出
		資源ごみ(缶・ビン)	—	収集ごみ全体の予測値に対して、過去の実績から算出した構成率の5年間平均値を乗じて品目ごとに算出
		ペットボトル	—	収集ごみ全体の予測値に対して、過去の実績から算出した構成率の5年間平均値を乗じて算出
	事業系ごみ(収集)	—	収集ごみ全体の予測値に対して、過去の実績から算出した構成率の5年間平均値を乗じて算出	
直接搬入ごみ	1日当たり排出量	し渣	—	(今後も受け入れる予定はないため推計しない)
		汚泥	—	
		直接搬入ごみ全体	過去5年の実績により、べき曲線により算出	急激には減少せずに、現状を維持すると考えられ、その決定係数が高い推計式であるべき曲線を採用した。
		事業系ごみ(持込み)	—	直接搬入ごみ全体の予測値に対して、過去の実績から算出した構成率の5年間平均値を乗じて算出
		商店ごみ	—	直接搬入ごみ全体の予測値に対して、過去の実績から算出した構成率の5年間平均値を乗じて算出
		施設のごみ	—	直接搬入ごみ全体の予測値に対して、過去の実績から算出した構成率の5年間平均値を乗じて算出
その他	—	直接搬入ごみ全体の予測値に対して、過去の実績から算出した構成率の5年間平均値を乗じて算出		
集団回収	1人1日当たり排出量	過去5年間の実績より、べき曲線により算出	実績が微減傾向であり、推計式による結果も減少傾向を示し、かつ最も減少率が低いため、べき曲線を採用した。	

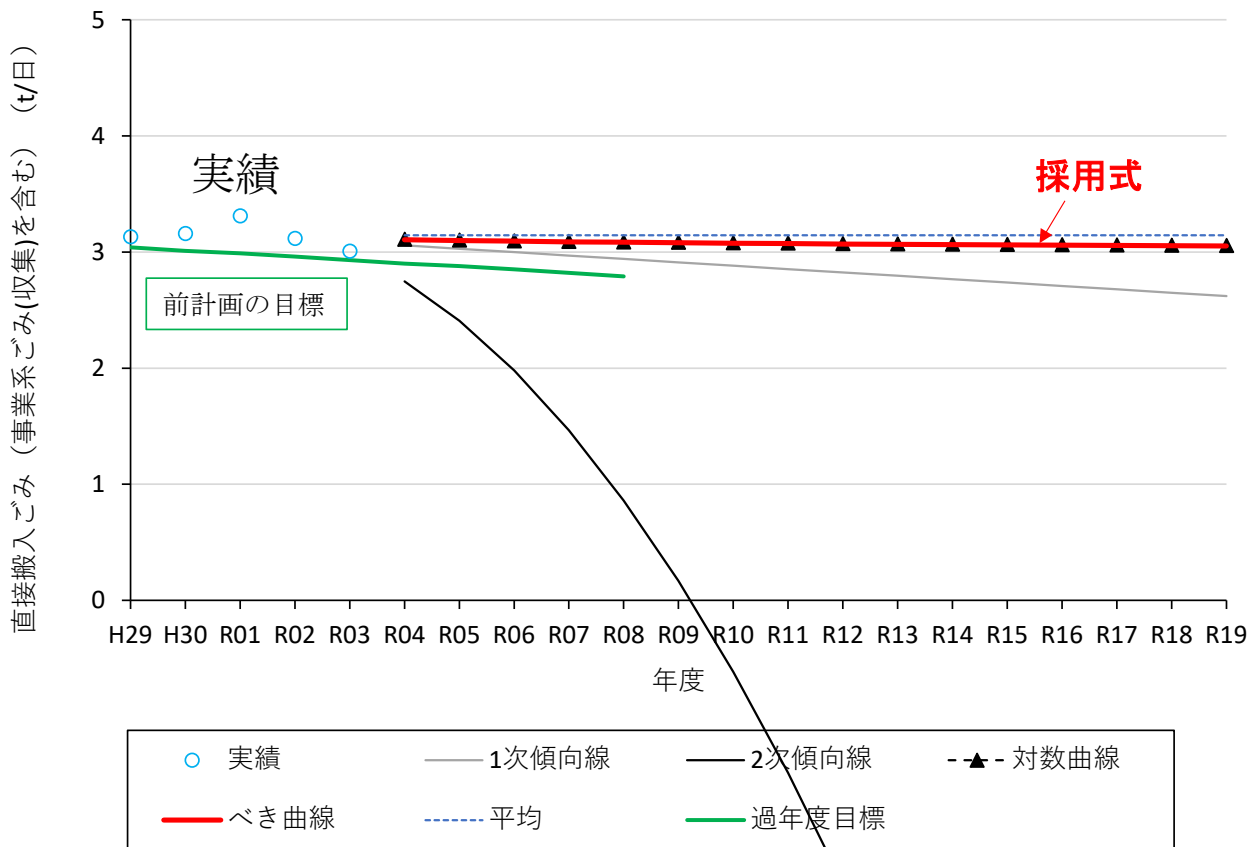
〈収集ごみ〉

No.	年度	実績 (g/人・日)	推計結果 (g/人・日)						平均	過年度目標
			1次傾向線 $y=ax+b$	2次傾向線 $y=ax+cx^2+b$	対数曲線 $y=a\log(x)+b$	べき曲線 $y=bx^a$	1次指数曲線 $y=ba^x$	ロジスティック曲線 $y=c/(1+b\exp(-ax))$		
1	H29	663.7								653.8
2	H30	657.0								651.0
3	R01	625.7								647.9
4	R02	633.1								645.2
5	R03	609.9								642.0
6	R04		597.9	599.9	610.8	611.2	598.8	530.3	637.9	639.0
7	R05		584.5	588.6	605.8	606.4	586.4	437.3	637.9	635.9
8	R06		571.2	577.9	601.5	602.3	574.3	322.3	637.9	633.0
9	R07		557.9	567.7	597.7	598.7	562.4	209.9	637.9	629.9
10	R08		544.6	558.2	594.3	595.6	550.8	122.7	637.9	626.3
11	R09		531.2	549.2	591.2	592.7	539.4	66.5	637.9	
12	R10		517.9	540.8	588.4	590.1	528.3	34.4	637.9	
13	R11		504.6	533.0	585.8	587.7	517.3	17.4	637.9	
14	R12		491.2	525.7	583.4	585.5	506.6	8.6	637.9	
15	R13		477.9	519.1	581.2	583.5	496.2	4.3	637.9	
16	R14		464.6	513.0	579.1	581.5	485.9	2.1	637.9	
17	R15		451.3	507.5	577.1	579.8	475.8	1.0	637.9	
18	R16		437.9	502.6	575.3	578.1	466.0	0.5	637.9	
19	R17		424.6	498.3	573.5	576.5	456.4	0.3	637.9	
20	R18		411.3	494.5	571.9	575.0	446.9	0.1	637.9	
21	R19		398.0	491.3	570.3	573.6	437.7	0.1	637.9	
a			-13.3277	-15.0674	-32.3808	-0.0506	0.9793	-0.7110		
b			677.8355	679.8650	668.8568	669.2219	678.7859	0.0036		
c				0.2899				667.1084		
決定係数			0.9024	0.9030	0.8605	0.8561	0.9020	0.8692		
採用式 (案)						○				



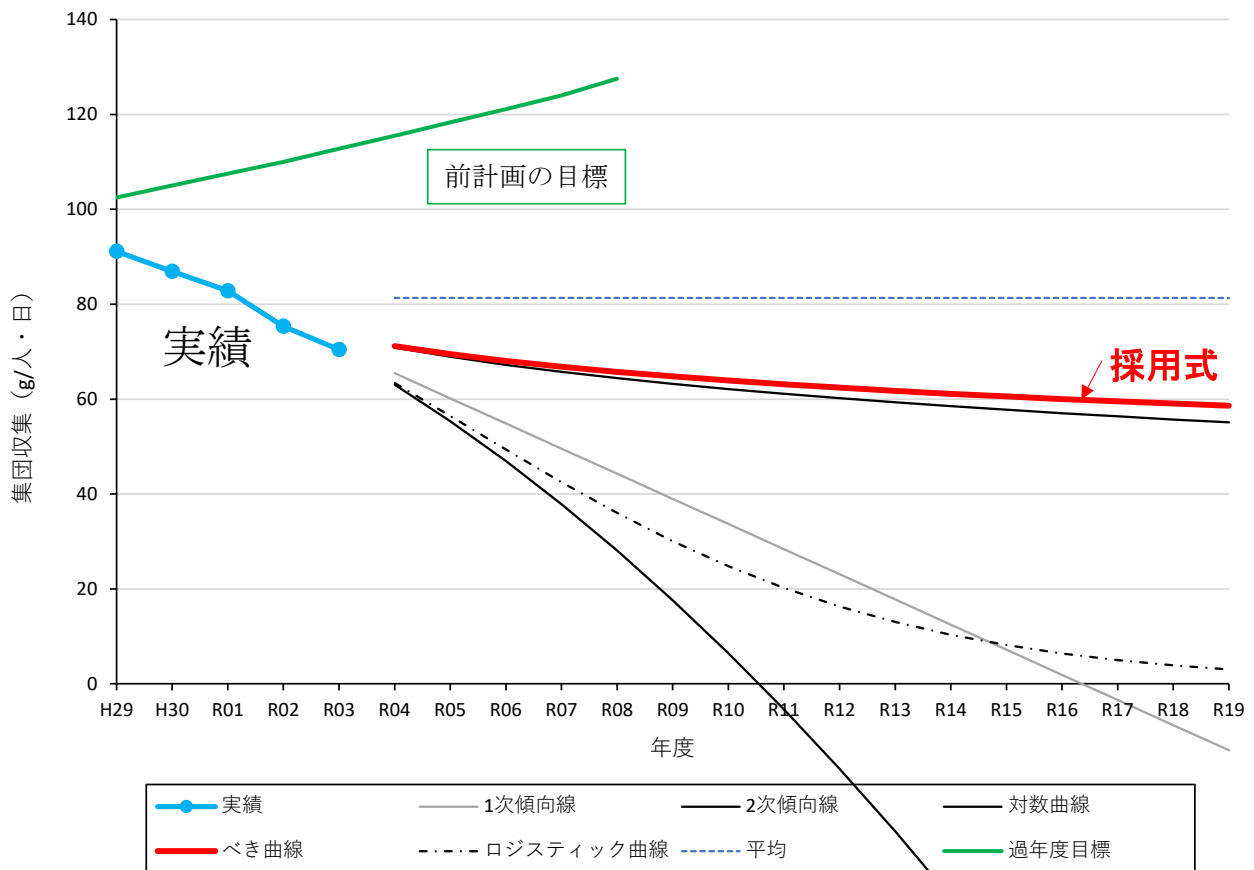
〈直接搬入ごみ〉

No.	年度	実績 (t/日)	推計結果 (t/日)						過年度目標	
			1次傾向線	2次傾向線	対数曲線	べき曲線	1次指数曲線	ロジスティック曲線		平均
			$y=ax+b$	$y=ax+cx^2+b$	$y=a\log(x)+b$	$y=bx^a$	$y=ba^x$	$y=c/(1+b\exp(-ax))$		
1	H29	3.1								3.0
2	H30	3.2								3.0
3	R01	3.3								3.0
4	R02	3.1								3.0
5	R03	3.0								2.9
6	R04		3.1	2.7	3.11	3.11	3.06		3.14	2.9
7	R05		3.0	2.4	3.10	3.10	3.03		3.14	2.9
8	R06		3.0	2.0	3.10	3.09	3.00		3.14	2.9
9	R07		3.0	1.5	3.09	3.09	2.97		3.14	2.8
10	R08		2.9	0.9	3.09	3.08	2.94		3.14	2.8
11	R09		2.9	0.2	3.08	3.08	2.91		3.14	
12	R10		2.9	-0.6	3.08	3.08	2.89		3.14	
13	R11		2.9	-1.5	3.08	3.07	2.86		3.14	
14	R12		2.8	-2.4	3.07	3.07	2.83		3.14	
15	R13		2.8	-3.5	3.07	3.07	2.81		3.14	
16	R14		2.8	-4.6	3.07	3.06	2.78		3.14	
17	R15		2.7	-5.8	3.06	3.06	2.75		3.14	
18	R16		2.7	-7.2	3.06	3.06	2.73		3.14	
19	R17		2.7	-8.6	3.06	3.06	2.70		3.14	
20	R18		2.6	-10.1	3.06	3.05	2.68		3.14	
21	R19		2.6	-11.6	3.05	3.05	2.65		3.14	
a			-0.0291	0.2364	-0.0431	-0.0142	0.9906			
b			3.232229448	2.922445183	3.1861	3.1864	3.2339			
c				-0.0443						
決定係数			0.1792	0.7576	0.0633	0.0689	0.1889			
採用式 (案)						○				



〈集团回収〉

No.	年度	実績 (g/人・日)	推計結果 (g/人・日)					過年度目標	
			1次傾向線	2次傾向線	対数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線		平均
			$y=ax+b$	$y=ax+cx^2+b$	$y=a\log(x)+b$	$y=bx^a$	$y=c/(1+b\exp(-ax))$		
1	H29	91							102.5
2	H30	87							105.0
3	R01	83							107.5
4	R02	75							110.0
5	R03	70							112.8
6	R04		65.5	63.0	70.9	71.2	63.4	81	115.5
7	R05		60.2	55.3	68.9	69.5	56.4	81	118.3
8	R06		54.9	46.9	67.2	68.1	49.4	81	121.1
9	R07		49.6	37.9	65.8	66.8	42.5	81	124.0
10	R08		44.3	28.1	64.4	65.7	36.0	81	127.5
11	R09		39.0	17.6	63.2	64.8	30.1	81	
12	R10		33.7	6.5	62.1	63.9	24.8	81	
13	R11		28.4	-5.4	61.1	63.1	20.2	81	
14	R12		23.1	-17.9	60.2	62.4	16.3	81	
15	R13		17.8	-31.1	59.3	61.7	13.0	81	
16	R14		12.5	-45.0	58.5	61.1	10.3	81	
17	R15		7.2	-59.6	57.8	60.6	8.2	81	
18	R16		1.9	-74.9	57.0	60.0	6.4	81	
19	R17		-3.4	-90.9	56.4	59.5	5.0	81	
20	R18		-8.7	-107.5	55.7	59.0	3.9	81	
21	R19		-14.0	-124.9	55.1	58.6	3.1	81	
a			-5.30	-3.23	-12.57	-0.15	-0.26		
b			97.22889428	94.82	93.381552	93.94329869	0.154811566		
c				-0.344340494			109.5318183		
決定係数			0.988	0.993	0.899	0.880	0.994		
採用式 (案)						○			



2. 生活排水処理に係る将来推計値(令和30年度まで)

年度	計画処理区域内人口 (人)	水洗化・生活雑排水処理人口				水洗化・生活雑排水未処理人口(単 独処理浄化槽)	非水洗化人口 (汲み取り人 口)
		公共下水道	合併処理浄化 槽	計	処理率		
実績	平成29	17,226	14,782	59	14,841	86.2	1,194
	平成30	17,144	14,929	35	14,964	87.3	1,100
	令和元	17,066	14,944	34	14,978	87.8	1,055
	令和2	16,895	14,859	34	14,893	88.2	991
	令和3	16,697	14,926	34	14,960	89.6	876
推計	令和4	16,480	14,848	33	14,881	90.3	829
	令和5	16,272	14,739	31	14,770	90.8	797
	令和6	16,065	14,629	30	14,659	91.2	765
	令和7	15,857	14,516	29	14,545	91.7	733
	令和8	15,734	14,494	28	14,522	92.3	702
	令和9	15,610	14,457	26	14,483	92.8	670
	令和10	15,487	14,418	25	14,443	93.3	638
	令和11	15,363	14,378	24	14,402	93.7	606
	令和12	15,240	14,337	23	14,360	94.2	574
	令和13	15,109	14,288	21	14,309	94.7	542
	令和14	14,979	14,238	20	14,258	95.2	510
	令和15	14,848	14,187	19	14,206	95.7	478
	令和16	14,718	14,134	18	14,152	96.2	446
	令和17	14,587	14,081	16	14,097	96.6	415
	令和18	14,453	13,994	15	14,009	96.9	383
	令和19	14,320	13,907	14	13,921	97.2	351
	令和20	14,186	13,820	13	13,833	97.5	319
	令和21	14,053	13,731	11	13,742	97.8	287
	令和22	13,919	13,642	10	13,652	98.1	255
	令和23	13,790	13,570	9	13,579	98.5	211
	令和24	13,661	13,484	8	13,492	98.8	169
	令和25	13,531	13,396	6	13,402	99.0	129
	令和26	13,402	13,309	5	13,314	99.3	88
	令和27	13,273	13,220	4	13,224	99.6	49
	令和28	13,144	13,118	3	13,121	99.8	23
	令和29	13,015	13,002	1	13,003	99.9	12
令和30	12,885	12,885	0	12,885	100.0	0	
予測根拠	① 公共下水道の 各種推計に合わせた 推計人口 (目標とする将来人 口)	② 表6.2.2の接続人 口	③ 公共下水道の 各種推計で は、合併処理 浄化槽人口は 令和30年度に 0となること から、令和3 年度実績値と 令和30年度推 計値の間を直 線回帰式で推 計した値	④=②+③	⑤=④÷ ①	⑥ 公共下水道の各種 推計では、水洗 化・生活雑排水未 処理人口は令和30 年度に0となること から、令和3年度実 績値と令和30年度 推計値の間を直線 回帰式で推計した 値	⑦=①-④- ⑥

年度	し尿			単独浄化槽汚泥			合併処理浄化槽汚泥			浄化槽汚泥合計	合計		
	人口 (人)	原単位 (L/人・ 日)	収集量 (kL/ 年)	人口 (人)	原単位 (L/人・ 日)	収集量 (kL/ 年)	人口 (人)	原単位 (L/人・ 日)	収集量 (kL/ 年)	(kL/ 年)	(kL/年)	(kL/日)	
実績	平成29	1,194	2.44	1,065	1,191	1.28	559	59	2.06	44	603	1,668	4.57
	平成30	1,100	2.87	1,153	1,080	1.27	502	35	2.04	26	528	1,681	4.61
	令和元	1,055	2.92	1,123	1,033	1.22	460	34	1.95	24	484	1,607	4.40
	令和2	1,011	2.47	915	991	1.54	559	34	2.47	31	590	1,505	4.11
	令和3	876	3.05	974	861	1.51	474	34	2.41	30	504	1,478	4.05
推計	令和4	770	2.75	773	829	1.37	413	33	2.19	26	439	1,212	3.32
	令和5	705	2.75	708	797	1.37	397	31	2.19	25	422	1,130	3.1
	令和6	641	2.75	645	765	1.37	382	30	2.19	24	406	1,051	2.87
	令和7	579	2.75	581	733	1.37	365	29	2.19	23	388	969	2.65
	令和8	510	2.75	512	702	1.37	350	28	2.19	22	372	884	2.42
	令和9	457	2.75	459	670	1.37	334	26	2.19	21	355	814	2.23
	令和10	406	2.75	409	638	1.37	319	25	2.19	20	339	748	2.04
	令和11	355	2.75	356	606	1.37	302	24	2.19	19	321	677	1.85
	令和12	306	2.75	307	574	1.37	286	23	2.19	18	304	611	1.67
	令和13	258	2.75	259	542	1.37	270	21	2.19	17	287	546	1.5
	令和14	211	2.75	212	510	1.37	255	20	2.19	16	271	483	1.32
	令和15	164	2.75	165	478	1.37	238	19	2.19	15	253	418	1.15
	令和16	120	2.75	120	446	1.37	222	18	2.19	14	236	356	0.98
	令和17	75	2.75	75	415	1.37	207	16	2.19	13	220	295	0.81
	令和18	61	2.75	61	383	1.37	191	15	2.19	12	203	264	0.72
	令和19	48	2.75	48	351	1.37	175	14	2.19	11	186	234	0.64
	令和20	34	2.75	34	319	1.37	160	13	2.19	10	170	204	0.56
	令和21	24	2.75	24	287	1.37	144	11	2.19	9	153	177	0.48
	令和22	12	2.75	12	255	1.37	128	10	2.19	8	136	148	0.40
	令和23	0		0	211	1.37	106	9	2.19	7	113	113	0.31
	令和24				169	1.37	85	8	2.19	6	91	91	0.25
令和25				129	1.37	65	6	2.19	5	70	70	0.19	
令和26				88	1.37	44	5	2.19	4	48	48	0.13	
令和27				49	1.37	25	4	2.19	3	28	28	0.08	
令和28				23	1.37	12	3	2.19	2	14	14	0.04	
令和29				12	1.37	6	1	2.19	1	7	7	0.02	
令和30				0		0	0		0		0	0	
予測根拠	表6.2.3 より	原単位は 過去5年 平均値と した。	人口× 原単位	表6.2.3 より	原単位は 過去5年 平均値と した。	人口× 原単位	表6.2.3 より	原単位は 過去5年 平均値と した。	人口× 原単位	合併処理 浄化槽と 単独処理 浄化槽と の和			

3. 廃棄物処理に関する用語

【あ行】

◇アスベスト

鉱物が繊維状になったもので、建設資材などとして使用されていたが人体に害を及ぼすため昭和50年に使用禁止となっている。

◇一般廃棄物

一般廃棄物は、廃棄物処理法の第2条2項で規定されている。産業廃棄物以外の廃棄物のことである。主に家庭から排出される廃棄物

◇エコアクション21

環境省が策定した中小企業でも取り組みがしやすいように検討された環境経営マネジメントシステム。二酸化炭素、水、廃棄物については、必ず目標化して取り組みをすることが定められているため、脱炭素や廃棄物削減を目指すために有効なツールである。

◇SDGs (エスディージーズ)

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、わが国としても積極的に取り組んでいる。

◇大阪湾フェニックス計画

近畿圏の内陸部はすでに高密度の土地利用が進み、個々の地方自治体や事業主が最終処分場を確保するのは、きわめて困難な状況であることから、大阪湾の埋立により長期安定的に、また広域的に廃棄物を適正処理するための計画。

この計画の目的は、大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること、港湾の秩序ある整備により、港湾機能の再編・拡充を図ること、新たな埋立地を活用し、地域の均衡ある発展に寄与することとされている。

現在は近畿2府4県の195市町村から排出される廃棄物を受入れている。

◇汚泥 (脱水ケーキ)

し尿処理場で発生する汚泥を、濃縮・脱水した後に残る固形物質。一般的には、下水処理場、し尿処理場、工場、浄化槽などから発生する泥状の物質を総称して「汚泥」という。

【か行】

◇合併処理浄化槽

水洗トイレのし尿と合わせて生活雑排水を処理する浄化槽

◇家庭系ごみ

一般廃棄物の中で家庭から排出される廃棄物

◇家電リサイクル法

テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付け、資源の有効活用することを目的とした法律（平成10年施行）

◇環境基本法

環境保全、環境負荷の低減、国際的取組みの推進を目的とし、各自治体に国の施策に準じて実施することを基本理念とし、環境保全の進め方を定めた法律。（平成5年施行）

◇環境基本計画

環境基本法第15条の規定に基づき、政府全体の環境保全に関する政策を総合的、長期的に推進することを目的とし、環境の保全を推進するために必要な事項を定める基本計画

◇下水道法

公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とした法律（昭和34年施行）

◇原単位

1人1日当たりの排出量または1日当たりの排出量をいう。

家庭系ごみは1人1日当たり排出量で、事業系ごみは1日あたりの排出量で示されることが多い。

◇建設リサイクル法

特定建設資材（アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等の建設・解体工事に伴う廃棄物について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けた法律（平成14年施行）

◇公共下水道

市街地における下水を処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を処理すべき排水施設の相当部分が地下に埋設した構造のものをいう。（下水道法第2条第3項）。

◇公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共水路、灌漑用水路その他公共の用に供される水路（公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。（水質汚濁防止法第2条）

◇公民連携

ごみ処理施設の事業手法の一つ。施設整備資金の調達、施設整備および管理運営は、民間が自ら行ない、公共は民間が整備し管理運営する民間施設に処理委託する。

事業の透明性確保のため、民間は、公共が実施するモニタリングで求められたデータ等、全ての情報を提供し、公共は民間施設の管理運営の全般についてモニタリングを実施、その結果を公表する。

公共による建設費等の多額の費用準備の負担が回避され、万一の大規模災害時等の災害廃棄物の処理能力を確保できる等の利点がある。

◇小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、国に再資源化事業計画を提出し認定を受けた再資源化事業者について廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律（平成 25 年施行）

◇コンポスト

家庭から出る生ごみを各家庭で手軽に堆肥にできる容器

【さ行】

◇災害廃棄物

地震や津波、火災などの災害に伴い発生する瓦礫などの廃棄物。災害により増える生活ごみや、避難所仮設トイレに溜まるし尿なども災害廃棄物に含まれる。

◇再資源化

使用済物品等のうち有用なものの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することができる状態にすることをいう。

◇産業廃棄物

産業廃棄物は、廃棄物処理法の第 2 条 4 項で規定されている、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

◇三成分

廃棄物を可燃分、灰分、水分に分類すること。この三成分で廃棄物の性状や燃焼性を認識することができ、ごみ焼却施設の設計に欠かせない項目で、可燃分が多いと燃えやすい、水分が多いと燃えにくい廃棄物であることがわかる。灰分は、燃やしても残る成分で、最終処分量の検討に利用される。

◇事業系ごみ

事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物

◇資源化率

資源化量をごみ排出量（処理量+集団回収量）で除して割合を示した値で、この割合が高いほど資

源化が進んでいることとなる。

◇し渣（し尿前処理）

し尿や浄化槽汚泥に含まれる紙、布、ビニル類等のし尿以外の混入物

◇自動車リサイクル法

使用済み自動車の有用な資源の回収と廃棄物の減量を目的とし、リサイクルについてクルマの所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律（平成 17 年施行）

◇し尿

人体から排出される「屎（し）」（大便）と「尿」（小便）の混合物

◇循環型社会形成推進基本法

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成することを目的し、循環型社会に関する基本事項を定めた法律

◇循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められる計画

◇焼却残渣

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分、不燃物・可燃物の燃え残り（未燃分）からなる。

◇食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの食品廃棄物を減らし、リサイクルを進めるため、生産者は販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律

◇食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。

◇水銀

液体金属で、体温計、気圧計、蛍光灯、水銀灯等に使用されてきたが、その有害性から、水銀に関する水俣条約に基づき、段階的にその使用、製造等が規制されている。蛍光灯等の水銀使用製品は、法律に従った処理・処分方法が定められている。

◇組成

ごみの中に混ざり合っている物質の種類を、分析によって 10 種類又は 6 種類に分類したもの。

【た行】

◇脱炭素

地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量をゼロにしようという取り組みのこと。二酸化炭素排出が実質ゼロになった社会のことを「脱炭素社会」という。地球温暖化の加速を受けて、世界全体で脱炭素に向けた取り組みが推進されていて、わが国においては、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」としている。

◇単位体積重量

ごみの比重のことで、ごみ質分析において、容量が分かっている容器にごみを入れ 30 cm位のところから3回落とし、目減りしたら、さらにごみを入れて重さを計り、容器の容積で割った値をいう。ごみ焼却施設設計の機器能力計算、施設維持管理において重要な指標となる。

◇地域エネルギーセンター

地域で熱や発電した電力を利活用する自立・分散式のエネルギー施設のこと。化石燃料起源の二酸化炭素の排出抑制を図りつつ、脱炭素化に貢献できる。

◇地域循環共生圏

環境と経済・社会の統合的向上、地域資源を活用したビジネスの創出や生活の質を高める「新しい成長」を実現するための新しい概念であり、各地域が、その地域固有の資源を活かしながら、それぞれの地域特性に応じて異なる資源を持続的に循環させる自立・分散型のエリアを形成するという考え方のこと。

◇低位発熱量

ごみの発熱量から、ごみに含まれる水分が気化する際に失われる熱量を除いた熱量であり、ごみ焼却施設の設計や運転管理に重要な指標となる単位。真発熱量ともいう。

低位発熱量が高いごみで、プラスチック類や紙類などの含有が多く水分の少ない 9,000kJ/kg 以上のごみを高カロリーごみともいい、焼却炉の運転管理や炉の設計に高カロリーごみの特別な対策が必要となる。

◇特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法の第2条3項で規定されている。一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの。

【は行】

◇廃棄物

廃棄物は廃棄物処理法の第2条で規定されている。ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律

◇破碎機

不燃ごみ・粗大ごみを破碎処理する機器。高速破碎機と低速破碎機がある。

◇BCP

BCPとは、事業継続計画のことで、自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと

◇PCB

PCBはポリ塩化ビフェニルの略称である。廃コンデンサー、廃エアコンや廃テレビなどの熱媒体として使用された化学物質であり人体への悪影響がある為に現在は使用禁止となっている。特別管理産業廃棄物に定められており平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され事業者が適切に処理することが義務付けられている。

◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチックの資源循環を進めることを目的とし、プラスチック使用製品の設計・製造から、販売・提供、排出・回収・リサイクルするまでの各段階において、必要な措置を定めた法律

【や行】

◇容器包装リサイクル法

容器包装廃棄物の排出の抑制と再資源化を促進し、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という役割分担の下でリサイクルを推進することを目的とした法律（平成9年施行）

忠岡町一般廃棄物処理基本計画

令和5年（2023年）3月

発行／忠岡町 編集・制作／住民部 生活環境課
〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東一丁目3 4 番1号

TEL：0725-22-1122（代表）

URL：<https://www.town.tadaoka.osaka.jp>